

平成26年3月18日（火曜日）

（会議第5日目）

応招議員

1 番	小 松 孝 年	2 番	小 永 正 裕	3 番	西 村 將 伸
4 番	坂 本 あ や	5 番	亀 沢 徳 明	6 番	宮 地 葉 子
7 番	矢 野 昭 三	8 番	山 崎 正 男	9 番	藤 本 岩 義
10 番	明 神 照 男			12 番	宮 川 徳 光
13 番	池 内 弘 道	14 番	濱 村 博	15 番	下 村 勝 幸
16 番	山 本 久 夫				

不応招議員

11 番 森 治 史

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	植 田 壯
総 務 課 長	武 政 登	情 報 防 災 課 長	松 本 敏 郎
税 務 課 長	金 子 富 太	住 民 課 長	松 田 春 喜
健康福祉課長	宮 川 茂 俊	農 業 振 興 課 長	野 並 誠 路
まちづくり課長	森 田 貞 男	産 業 推 進 室 長	森 下 昌 三
地域住民課長	村 越 豊 年	海 洋 森 林 課 長	浜 田 仁 司
建 設 課 長	今 西 文 明	会 計 管 理 者	濱 田 啓
教 育 長	坂 本 勝	教 育 次 長	畦 地 和 也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

書 記 小 橋 和 彦

議 事 日 程 第 5 号

平成26年3月18日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

平成 26 年 3 月 18 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに、欠席者および遅刻者の報告を致します。

森治史君から欠席の届け出が、小松孝年君から遅刻の届け出が提出されましたので報告致します。

次に、報告第 92 号が町長から提出されました。

議席に配布してますのでご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

西村將伸君。

3 番（西村將伸君）

おはようございます。

議長の指名をいただき、通告書に沿って質問致します。

今日は大月町からも一問一答方式を見学ということで、背中の方で私も少し緊張してますけれども。答弁の方、よろしくお願い致します。

今回の質問事項は、住民負担の軽減。また、佐賀支所の在り方。それと 4 年間の町長職の総括と、2 期目に向かつての出馬する抱負と 3 点について質問致します。

初めに、住民負担の軽減について。

これは年を追うごとに少子高齢化がこの町も進んでおります。年金生活者が増加する中、本年 4 月から消費税が 5 パーセントから 8 パーセントになり、その上に軽自動車税とか国保税、水道料のアップ等、住民負担がますます増える状況になってきております。

所得水準の低い我々の地域では、増税の重みや負担感といったダメージが予想以上に大きく、地域経済にそれなりの影響が出てくるんだろうと思っております。こうした住民負担が避けられない状況の中で、町として軽減策はないか。

取りあえず、この 1 点目をお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

おはようございます。

それでは私の方から、西村議員の 1 問目、住民負担の軽減につきましてお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、平成 26 年度は国では消費税、また地方消費税等のアップやですね、国保税等のアップも、町では国保税等のアップもお願いをしております、住民の皆さんは一定負担が増加されることとなり、

町経済への影響や住民生活への影響も心配されるところでございます。このため国は、消費税等のアップによる影響にかんがみ、暫定的であります、低所得者に対して臨時福祉給付金および子育て臨時給付金を支給することとしておりますが、町独自の現在現金給付等の対応は難しいというふうに考えております。

しかし、町では国のように、この住民に対して給付金制度を設けることはできませんが、これまで取り組んでおりますさまざまな事業を引き続き取り組んでいきたいというふうに思っております。中でも、中学生以下への医療費の無料化や生活困窮者への就学支援などにより、家庭の負担軽減を実施。また低所得者や高齢者への医療費助成、施設入所措置費などへの支援、また障がい者児への福祉手当の支給、自動消火装置などへの支援も実施してまいるように考えております。

さらに、平成 26 年度は国民健康保険税特別会計への法定繰出等も考えておりまして、さまざまな対策を考えているところでございます。加えて、農林水産業などの振興策への支援や地域商品券への支援、また、高知県が行っている雇用創出基金事業などへも積極的に対応することとしております。

このようにさまざまな事業や取り組みを積極的に実施することによりまして、直接、間接的に住民の皆さんへの負担軽減が図られるものというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村将伸君）

町としての施策はないけれども、国からの臨時交付金。これは 1 万円から 5,000 円でしたかね。国があるそうですけども。町としての施策は新たには考えてないと。これまでに医療費の中学生まで無料化とかですね、取り組まれていることは重々承知しているところですけども。

なぜこういったことを私質問するかというのはですね、来月からのその消費税が 5 パーセントから 8 パーセントになる。この消費税というのは全国共通ですから、東京であっても、この黒潮町であっても、関係なく 3 パーセント負担になります。所得の高い人にとってみれば、その消費税の重みとか痛みとか、この所得の分が低い人にとっての消費税の重み、負担感というのは違います。言い換えればですね、かつかつの生活をしている人にとっては、消費税が上がることは消費税が上がった分だけ減らさんといかん。そういった状態が起きるわけです。また、その上に私はこの質問を出す前に考えておったのはですね、町長も大方町佐賀町の合併協議会の委員として出られておったと思うんですけども、この合併による行財政基盤の強化とサービス向上。初めにこれは大きな表題として、その負担は低くサービスは高くといった、そういった住民への表題があったと思います。

こういったその観点からしたら、役所の業務の効率化によって、将来にわたって住民負担を抑制することが期待できたりとかですね。また、三役、教育長、議会議員、また各種委員会など。そんな委員会などの総数が減って経費の節減が図れると。その節減が住民負担の軽減につながっていないんじゃないかと、そういった思いがあるわけです。こうした合併前の方向が住民に形となって見えてないのが現状じゃないかと、そういった思いがあるわけですけども。

その合併当初の住民負担は軽くなりはないかと、そういったところはその予算とかお金に色は付いてないわけですので、それがどこへ行ったと明確に答えることは難しいと思うんですけども。そここのところをどういったこれからの姿勢であるか、お聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

西村議員の再質問にお答えします。

確かに合併当初というか、合併に限らず住民への負担は低くサービスは高くということ、これはもう我々の行政として基本だというふうに考えております。そういった中で、これまで合併以降行政改革に積極的に取り組んできました。取り込むことによって、ちょっと金額は覚えておりませんが、相当の軽減が図られてきたというふうに思ってます。

そういった中でですね、行政は確かにこう一時的といいますか、な対応ということも必要かもしれませんが、やはり住民の皆さんが、日々安心して継続的に生活ができる。こういう施策を打つということも非常に大事であるというふうに考えておまして。現在こういった改革、経費節減によってこの今大きな予算を消化ができておるというふうに考えておりますので、そういう意味では相当こういったことで住民の皆さまにもサービス向上につながっておるのではないかなというふうに考えておるところでございまして。これからもうですね、さまざまなこういう形で住民サービスに軽減した部分につきましては、また住民サービスの方に向けていきたいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村将伸君）

その住民サービスというものはこう形に見えればいいんですけども、なかなかそれが。合併した後にいろいろなその水道料金が上がったり、また今度の国保税か。そういったものが上がると。そういったことを示されるとですね、地域審議会もあったんですけども、その地域審議会が今どうなってるか私も存じませんが。そうしたことも含めて、何かしら合併してもあんまりいいことはなかったかと、そういった思いが住民の方にはあるんだろうと思うんです。この合併によっては、その行政基盤が強化されて、合理的なその財政運営とかですね、事務の効率性を高めて、将来にわたってその住民負担の増加を抑制すると。そういったことがどこかにこう置き忘れられておりませんか、そういった思いがするわけです。

また、国では軽自動車税を上げる動きがあります。この軽自動車税にとってもその普及率の高いこの高知県、また黒潮町なんかで、田舎では夫婦の共稼ぎが多くてですね、所得水準も高くありません。普通乗用車を持ちたくても軽自動車にしておく。そういう人が多いわけです。軽自動車税が上がれば消費税同様に、わずかなかもしれませんがいろいろなものがかさんで、いろんなローンではありませんけれども、わずかな金額、3,000 円、5,000 円が積み重なって、いつの間になかなか支払いが困難になると。そういった状態になるんじゃないかと、そういった心配もしておるわけです。

私はこの質問を出すときに、何かやっぱり一つは前向きな成果を得たいと思ってですね、これは具体的なお答えが欲しいんですけども。今回の本定例会の議案説明の折でしたが、先のその固定資産税の評価替えで固定資産税が増収になっているとのことでしたけれども。黒潮町の路線価格は上がっているんでしょうかね。どうなんですか。

そのへん、お聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（金子富太君）

今、手元に資料は持ち合わせておりませんが、国の公示価格、黒潮町で3カ所あります。その価格はいずれも毎年下がっております。

また、県の方の地価評価額ですか。それが確か5カ所か6カ所あったと思うんですけど、いずれも下がっております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

固定資産税は増加になったんじゃないかったですか。昨年ですか。

ごめんなさい、僕の聞き間違いか。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（金子富太君）

固定資産税のですね、調定額といいますか、それは評価替えの年には、まあ3年ごとに評価替えがありますけれど。その分については下がりますが、評価替えがあった翌年というか以降におきましては、地目が農地から宅地に変わったりとか、また住宅の新築等で、また評価替えまでの間は若干増えてくることになっております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

ということは、まあ固定資産税は一時的に、その評価替えの年については上がったかもしれないと思うんですけども。

ただ、この34.4メートルの津波高を受けたわけですね。この海岸沿いという黒潮町の。この評価損というものがあると思うんです。固定資産税を下げる要素は、私、十分にあるんだろうと思うんですね。これは黒潮町に限られませんけども、この田舎は高齢化社会になる本当に寸前なんですけれども。多くの年金生活者がこれから多くなって行って、また収入というのは本当に限られてきます。年金生活者はね。

その住民負担の軽減に、その固定資産税の評価替え。そういったことは考えられるかどうか、お願いします。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（金子富太君）

固定資産税の評価替えにより住民負担の軽減ということは、固定資産税の制度上、資産の評価を宅地については鑑定評価を行ってやっておりますし、その中で評価額出た中で固定資産税の評価額、また課税処理に基づいて課税標準額等が決まっております。

その分を制度的に軽減するというような制度は今のところありませんので、今回、27年の評価替えに合わせてそういうようなことは現在のところ考えておりません。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

固定資産税の制度上、そういったことを作為的に黒潮町だけでできると、そういったものじゃないという本質は分かります。性質は分かるんですけども。

ただですね、もちろん次の評価替えのときには路線価格も下がっていくでしょうし、下がるんだろうと思うんです。それは当然、住民負担としては軽減されていく方向にいくんだろうと思うんですが。

これ町長にお聞きしたいんですけども。財源の説明のときに、基金残高、それから実質公債費比率、ともに順調に推移しておると。そういった財源の、私は余裕があるように聞こえたんですけども。何かネックがあってこういったものを上げるときに、片方では下げると。そういったことは国の方でもよく取られる方法なんですけれども。

こういった方法がこの黒潮町ではできないものでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

今回ご質問いただいております趣旨について自分なりに理解して答弁をさせていただきますと、この住民負担の軽減について、例えば広く住民の皆さんをターゲットにした場合、いわゆる悉皆（しっかい）性をかなり高く取った場合ですね、こうなると減税か現金給付しかございません。しかしながら、その土地のもうやる段階にはないというふうに認識してございます。

そのほか、個々のその軽減策の組み合わせ。これはですね、先ほど副町長からもありましたように、さまざまな施策を講じているところでございまして。それらを合わせてセーフティーネットに何重にも掛けることで、現在対応しているというふうに認識してございます。

それから、矢野議員のご質問のときに資金余力のお話をさせていただきました。約34億ございます。これ、単純に基金残高とか起債残高からの差し引きとかいうことではなくて、純粋な資金余力という金額ベースでございますけれども。しかしながら、今後自分たちが町、この地方公共団体が迎えなければならない、例えば黒潮町で言いますと合併後10年の交付税の特例加算も終了致しまして、5年間の激変緩和措置期間に入るということでございます。これ単年度で1億減ることになってございまして、5年間の緩和措置期間を経ますと、5億の真水が減るということになります。これ事業費ベースで言いますと、66パーセント、いわゆる3分の2の補助を頂いて、70パーセントの交付税参入。いわゆる過疎債であったりとか合併特例債であったりとか。このような起債を利用した場合には、約10倍の仕事ができるようになります。よって、5億の真水が減るというのは50億の事業費ベースが減少していくということでございます。

そう考えますと、今体力のあるうちに積極的な仕組みづくりをやっていくとともに、この基金積み立て、基金の造成、これもしっかりと行うことが将来世代の責任ではないかと思っております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

財源の大切さというのは、仕事がないこの町で公共事業等出すときにもですね、その財源が大事になってくるわけです。そのことは私も重々私も承知しております。

私がここのところで申し上げたいのは、合併した後に、先も言いましたけれども、効率的なその財政運営をしていくという中で、これ委員会の教育厚生委員会でも私発言したんですけども。東京足立区が取り組んでおるようにですね、公金の徴収嘱託員。こういった制度を設けて、民間に土曜、日曜日でも集金に行ってもらおうと。こういった策を取って、節約している町もあるわけです。そうしたことを私は以前にも行政NP0みたいなものをつくって行政支援機構、そういった組織をつくってみませんか。そういったことは以前の下村町政のときからも訴えておるわけですけども。そういったことの節減できる方法があるんじゃないかと常々思っておりますけれども。

そういった方法は将来的に検討する余地はあるかないか、そこをお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

税のことに限ってのことではないと思うんですけれども、現在、合併協議会の中でもアウトソーシングをする部門というのがあらかた抽出できまして。それにつきましては、先般のあかつき館のアウトソーシングで大体一時的なアウトソーシングの業務は完了したと。しかしながら現在庁舎内でも、そのほかにもアウトソーシングができる部門の調査あるいは検討してございまして、もう少し時間がかかろうかと思います。

それから、税のことは実は租税管理機構のスキームの中で、実はそういう正式な場ではございませんけれども、提案もさしていただいたことがございます。ただし、自分たちが忘れてはならないのは税でございまして、いわゆる課税主体がですね収納義務を負うというのは、これは一連の責任でございまして。よって、安易に税の収納について、一部を委託ということは考えられるかも分かりませんが、そのすべてを委託というのは、少し行政組織の特性からすると考えにくいことではないかと思っております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村将伸君）

一部でも結構です。ただ、こういった考え方をこれからの地方分権とか、そういった題には取り組まないかん大きなテーマになってくるんだろうと思うんですね。

こうした軽減を図るときに、これは以前、町長のお父さんと議会で一緒にやったときに意見があったことはですね、例えば議員の定数を減す。財源のために。いろいろな行政運営のために議員の数を減して、その分の軽減を図ると。そういったときに、この減した部分のお金が一体どこにいったか。その部分がはっきりせんねと。こういったことは、住民は知りがってるんじゃないかと。もちろん、先ほども申しましたが、そのお金に色が付いてるわけじゃないですから。これをここに使うと。ただ目的税じゃないですけど、目的を持ってこの部分を節約すると。そういった形が、これからは住民が納得する上には要るんじゃないかなと思っておるわけです。

このことについては、もう答弁は結構です。なかなか軽減するという方向には、直接的、間接的に副町長も考えているんだということに期待するしかないわけですが。

では、2 点目に移ります。佐賀支所の在り方について質問をしたいと思います。

合併して8年、本庁舎の移転先が決まり、防災に対応した庁舎が整いつつあると。その一方で、支所については耐震化が図られたものの、津波対策等の議論がされることもなく、移転先も示されていない。

合併の方針どおり、佐賀地区住民の利便性を損なわないように拡充を図るのであれば、本庁同様に支所の在り方が問われてくるんだと思うんです。

これからの佐賀支所はどうなるのか、お聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

西村議員の、佐賀支所の今後についてのご質問にお答えさせていただきます。

先日、藤本議員からも同様の質問をいただきまして、答弁させていただいたところでございます。よって、簡潔に答弁させていただきます。

現在、諸機能につきまして廃止や縮小の計画は持っておらず、また議論した経緯もございません。よって、

当面現行体制で、主に佐賀地区の住民の皆さまが対象ということになるかと思いますが、この現行体制でいかに住民サービスを向上させるかということになってまいります。ただし、現在、組織全体で職員数の減に取り組んでいるところでございまして、本庁および支所の区別なく、機構あるいは人員体制についてはもう行革の観点からも常に見直しを図っていかなければならないことはご理解いただければと思います。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

2 人の同僚議員の質問でも、現時点での執行部の考えをお伺いしておりました。災害時には支所のデータというのは保健センターの方に保存できると。人的には避難道とか避難場所の整備で対応すると。もちろんそれは、現時点ではそれでいいんだろうと思うんです。

ただ現実問題ですね、当面それ、もちろんそのことで佐賀地域の住民も納得すると思うんですけども。が、その将来にわたってはそうはいかないだろうと。その支所の役割の位置付けによって、これは高台に移転を将来するのか。もしくは、避難タワーを兼ねて、佐賀地区の中心地にシンボリックな、観光を兼ねたような避難タワーを建て替えを図るのか。そんな検討する必要があるんだろうと思うんですが。

そのへんはどうなんでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

支所機能とは別に避難タワーの方については、防災セクションの方でしっかりとこれからも検討してまいります。

それから、これも若干重複になりますけれども、本庁舎、ここですね。本庁舎機能もご承知のとおり、東日本大震災発災前は本庁舎東隣への移設移転を移転候補地として表明しておりました。しかしながら、これ東日本大震災を受け、現地を調査し、その結果、高台に移転候補地を変更したということでございますけれども。

これは実は、一番利便性が失われるのは近隣住民でございまして。この高台移転をしたというのは、実は佐賀の方への配慮もございまして。それはご承知のとおり、本庁ならびに支所、両方共に浸水区域にあるということで、いざというときの災害対策本部機能の確保が図れないと。そうなりますと、大方のみならず佐賀の復旧復興にも多大なる支障を来すということで、若干といいますか、かなりだと思いますけれども、この近隣、入野地区にお住まいの方の利便性は失われることを覚悟で、あの高台にも移転させていただいた。これは全町的な配慮だと、自分たちは認識をしております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

私はその支所の役割としてのその位置付けとして、結局、役所を町の中心に置かないと町の活性化が保たれないとか。それから今町長がおっしゃったように、住民の方々の利便性が損なわれると。

そのへんはしかしどちらかを選ばないとですね、これはいかんわけですので。両方が成り立つような場所であれば移転の必要もないわけですから。そのへんのところを現時点で考えられてはないということなんですか。

もう一度、そのへんは将来何か検討委員会をつくって考えていくかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

冒頭答弁さしていただきましたように、支所機能についての廃止縮小は検討した経緯もないということでございますが。併せて移転についても、現在まで協議をした経緯はございません。

現在さまざまな防災施策を進めているところでございまして、それらのめどが立った段階で、さらに基本的な考え方の改定を行わなければならないと思っております。その中には、第2次で漏れていた部分、あるいは留意すべき部分、あるいは新たに出てきた課題点。こういったものを検討する必要があるかと思えます。その中で総合的に判断させていただきたいと思えます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

ぜひ、支所機能というのも大切なことですので、どうか検討する中で漏れないようにお願いしたいと思えます。

それでは3点目の、公約する最優先課題はということで、これ町長にかんすることですけれども。

このことにかんしては公職選挙法に触れると。そういったことで答弁できない部分があると思うんですけど、まあできる範囲でお願いしたいと思えます。

これは1期4年目の総括と、2期目に出馬するに当たって山積する課題のうち、防災以外で最優先する施策は何か。そういったことなんですけども、よろしくお願いします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

西村議員の1期目の総括と、2期目の優先的政策についてのご質問に答弁させていただきます。

これもまた大変恐縮ではございますが、先般全く同じ質問をいただいております、完全に重複ということになりますけれども。

1期目に全体的な考え方をご理解いただくために、幾つかの例を出して答弁をさせていただいた経緯もごましました。ここでも申し上げましたように、とにかく仕組みを作らなければならないと思っております。それは、大変重複で申し分ございませんが、行政の体力が落ちて行政からの住民サービスの提供能力が低下した。これに比例して住民の皆さまの暮らしが苦しくなったり、あるいは不幸になったり、こういった環境は絶対避けなければならないということでございます。つまり、継続的に住民サービスが提供される仕組み、これをこの体力のあるうちに構築しなければならない。こういった考え方で政策立案、あるいは政策の優先順位を決定を行ってまいりました。

2期目につきましても、ご配慮いただきましたように、具体の施策につきましてもは公職選挙法に規定される選挙活動と選挙運動に該当する恐れがあるということで、詳細についての答弁は差し控えさせていただきます。引き続き1期目と同様、住民福祉の向上に全力で取り組むことは言うまでもございませんが。とにかく、この仕組みをとにかくいくつ配置できるかということに懸っていると思っております。そのためには、これまでのように既成概念にとらわれて国や県の制度をなどという考えのほかにも、しっかりとした政策立案をし、それを県あるいは国に通していくと。こういった交渉能力もこれから問われてくることかと思っております。

つまり、国や県の制度に合わせて黒潮町をつくり上げていくのではなくて、黒潮町が抱える課題をしっかりと把握し、その課題解決の手法はこうあるべきだということをしっかりと国、県に訴えて、できるだけ町の負

担がないような制度設計をお願いしていくと。こういった作業が大変重要になってこようかと思います。それらを総合的にかつ包括的に取りまとめて、この仕組みがいくつ配置できるかということに懸っていると思ってございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村将伸君）

仕組みづくり、これはもうこのことにかんするあれで、よく町長が口にする言葉ですけれどもね。

行政の運営で、お金か人か。どちらを優先するかなんですけれども。両方大事だと言やあ、そうなんですけれども。

むしろ就任して、私は、出馬のことにかんしてはちょっと町長も答えられませんので、この1期4年間の総括としてね、質問させていただきますけれども。

その就任して1年目に東日本大震災がありました。私もそのとき感じたのは、現実は思ったようには流れてくれんと。そういった気持ちの中で、あの3.11がなかったらこの今の施策はどうなっていたんだろうかと考えることもしばしばあります。防災対策に限らず、失われた20年といった経済不況の中で、また合併後も慢性化したように課題が山積みになっております。そうった中で、仕組みづくりということで、町長が高齢化福祉にあったかふれあいセンターとかですね、いろいろな実績を残されたことも承知しておるところですけれども。先日の答弁で幸せを感じることができる町にしたいんだと、そういった答弁がございました。私自身も老後はゆっくりとした時間の中で過ごしたいと思っておるんですけれども。ただ、子や孫を持つ高齢者を自らの生きがいとか幸せ感よりも、子や孫の将来を優先するんだろうと思うんです。ほとんどの方は。ですから、高齢者福祉よりも若者の雇用の場の確保、そういったことの方が、私はお年寄りの生きがいにつながると思うんですけれども。

そういったところは、町長のご意見お聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

雇用の場の確保につきましては、行政が行う各種アンケートの中でも住民要望の中でも常に上位に位置する課題でございます。黒潮町の課題構造をとらえたときにもですね、この雇用の場の確保というのは最重点課題だととらえてございます。これは福祉の切り口からいきますと、今後の年齢別の人口構成のピラミッドをよくご覧になったことがあろうかと思えますけれども、20年後、大変厳しいようなその計上になってございます。これらの福祉的課題という視点からひもといていきますと、この現役世代の支える側。こちらへの支援策、つまり現役世代をいかに数量的に確保していくかということが大変重要ございまして。実は福祉の観点からも、この現役世代への重点的な資本投下というのは大変重要でございます。

よって、現在行っております、先ほどの仕組みではございませんけれども。例えば農業公社なんかは完全に新規就農者の輩出。これに特化した事業でございまして。イニシャルは国、県の事業を利用しながら町が用意しましたけれども、技術指導員につきましてはJAからの派遣。そして後年度のその公社の財政的な運営については、年々の売り上げをもって賄うということになってございまして。イニシャルは投下しましたけれども、これから何十年にわたって常に新規就農者を輩出し続けていけられる仕組みだと自負してございます。

それから現在進めております新産業についても同様でございまして、この雇用の場の確保を継続的に、継続性をどう担保していくのか。これはもう民間事業所で言えばもう当たり前の話でございすけれども。利益剰余

金をもって拡大生産をし、それで拡大雇用を図っていくと。あるいは、拡大雇用、拡大再生産までつながらなくても、そのしっかりとした経営を確立することで、今ある雇用をしっかり守っていく。これも一つの仕組みづくりだと思ってございます。よって、このような現役世代がしっかりとこの町に残れるような、そういった資本投下が。これまでの町政の予算配分を見ますと、議員ご指摘のとおり圧倒的に弱かった部分ではないかと思っております。そこへ少しかじを切らしていただいたというような予算になってございまして。今後もまた引き続き、有望な施策等々がございましたらぜひご提案もいただき、こちらの方でも積極的に検討させていただければと思います。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村将伸君）

現役世代、大切に思っている。よく伝わってきます。

ただですね、今言われたように農業公社、そのことの新規就労者。そういったこともあるんですけども、私、農業のことを少し勉強しておって、不思議に思うのはですね、農業生産物の輸出高の大きい所はどこか、世界で。アメリカが1番でして、2番目が何と、九州よりもちょっと小さいようなオランダなんですね、2番目がね。私、このことに四国高知県も一つはヒントがあるんじゃないかなと。その中でひもといて、いろいろな方の本を読むうちに、新浪さんというローソンの社長さんですけども、その人のコメントがありましてね。新浪さんの考え方は、農協の一つは欠点がありはしないかと。日本の施策に。それは、農協の大きな組織の中にそれにタイアップできるようなライバルがいない。ライバルがいないということは、イノベーションは上がりませんので、なかなかそこに新たな施策なんかは入ってこない。農協の大きさというのは皆さんもご存じのように、お米なんかもそうなんですけども、約日本の生産の4割を農協が扱っています。またその4割のお米を販売するのにも、農協の場合は価格が高いので、残ります。その残ったお米はどうなるかという、政府が備蓄米として買い上げてしまう。何の苦勞もないんですね。ですからそういったことのみじゃなくて、一つの町が資本投下していくのも結構なんですけれども。ちょうどこの後ろの方に、ちょっと話は変わりますけれども、そういったことも含めて、企業誘致にしても雇用の場をつくるにしても、私は一つの町とか村でできる時代ではもはやないと、そんなふうに思ってます。

以前から申し上げてますけれども、広域的に仕事場をつくる。大月もお金出していただいて、黒潮町も出して、四万十市も出して、それがたとえ大月にその仕事場ができて、黒潮町から通ってもらうと。黒潮町にできて、大月から通ってもらう。そういった取り組みじゃないと、資本投下してもですね、それには町長がおっしゃるように財源不足とかそういったことに陥ると思うんです。また国の方も、広域幅多一つになってまとまって陳情に行けば、ある一定の成果が出るんだろうと思うんです。そういったことを私は思いつつ、町長のこの4年間の総括を考えておったわけですけども。自治体同士、広域的な経済の連携を図ると。また企業と自治体の経済的連携も考えられると思うんですけど。そういったことを参考にしてほしいんですけども。

これは4年間の総括として、町長が取り組まれたことを含めて、決意は公職選挙法に触れるかどうか知らんですけども。そのへんのところ、お聞きかせください。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず前後しますが、JAの問題につきましては、政府与党の方でもJA改革の本格協議が始まったようでございまして、現在はその推移を見守りたいと思っております。

それから、ご指摘いただきましたオランダ。こちら大変注目しておるところでございます。高知県でも採用し四万十町に次世代園芸団地を設置するということで、これはオランダ方式で設置をされるということになってございます。

自分もこれなぞ注目しているかと申しますと、今設置致しますと、雇用の場の確保であったりとか就業機会の増加という、ひとつの働く場の確保の大きな施策のひとつになるうかと思いますが。もう1つは、事前準備をしていくこと。例えば、その施設メーカーさんとの協議を終えて事前準備をしておくとなりますと、有事の際の産業復旧、これが非常にスピード感を持ってできるということでございます。ご承知のとおり、黒潮町の有料農地。低地に存在しております有料農地はほぼ浸水を致します。よって、1年、2年は作物が作れる状態ではないということになりまして。今、被災地でも大変問題になっております、被災者の仕事をどう確保していくのか。こういったことを考えましたときに、うちの町が有するのは有力な武器といいますか、さまざまな所に国営、県営の農地がございまして、こういった所へオランダ方式の次世代園芸団地のようなものを設置する事前協議を結んでおくことは大変有望ではないかと思っております。

理由がございまして、ほとんどの国営、県営農地がこう配、いわゆる傾斜がついて、もともと果樹等々の作物の栽培を想定されて造成してきた結果、傾斜がついているということで、一般の土耕の野菜栽培には少し地形変更等々の必要がございます。こういったことが比較的労力軽減ができるこの次世代の園芸団地というのは、先ほど申し上げましたように有事の際にも復旧のスピード感を担保できる施策の一つだと思っております。

これ、四万十町さんの方に実はお伺いをして、少し勉強をさせていただくようになってございますが、詳細についての答弁は現在できる段階にはございませんが、しっかりと勉強させていただければと思います。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村将伸君）

いろいろなタイミングで、またいろいろな時代の流れの中で、その都度その都度、臨機応変に対応していかないかん執行部の方も大変だろうと思うんです。本当にみんなが考えているよりも、黒潮町の経済というのは本当に疲弊しておりますので、町長がおっしゃるように役所は、副町長もおっしゃいますけど、最大のサービス機関でもありますし、また最大の企業ととらえても結構だろうと思うんです。ぜひ、2 期目にめがけて信念を貫いてほしいと思います。

本当にちょっと少し時間が余りましたが、これで私の質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで西村将伸君の一般質問を終わります。

この際、10 時まで休憩します。

休 憩 9 時 46 分

再 開 10 時 00 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、宮地葉子さん。

6 番（宮地葉子さん）

それでは、通告書に基づきまして、私の質問を致します。

今回は2点について質問を致します。最初に、国保値上げに反対するという立場で質問を致します。町民の苦しい、切羽詰まった声を代表して、この場で意見を述べたいと思います。質問したいと思います。

町民は今、ぎりぎりのところにあって、踏ん張って暮らしております。町民にとっては、働く場が足りず、雇用対策が喫緊の課題です。先ほどの質問でも出ておりましたけども。若い人から、働き盛りの40代、50代の人たちにも仕事が足りません。仕事があっても、低賃金だったり不正規労働も多く、短期であったりパートタイムとか安定した仕事が少なく、生活が定まらない現実があります。4月からは消費税も8パーセントに値上がりし、町民の生活を直撃します。

3月議会で出されている、国保の値上げが町民にとってどれほど厳しいのか、執行部には見えているのでしょうか。確かに国保財政は厳しくて、運営に頭を悩ましていると思います。担当課長や職員の方々は、ご苦労されていると思います。

最初に、通告書に基づいて答弁を用意されていると思いますので、執行部の考えをお聞かせください。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

失礼します。それでは、宮地議員の一般質問の国保税の税率改正について、通告書に基づきましてお答えを致します。

国民健康保険は、宮地議員が言われますように、セーフティーネットの中の中心的なものというふうに考えております。誰もが必要な医療を安心して受けられる制度であるというふうに思っております。

わが国では、国民全員が何らかの医療保険に加入しまして、給付が受けられる体制となっております。国民健康保険制度は、保険の技術を用いた社会保障制度というふうに認識をしております。従いまして、この制度の目的であります傷病等に対する保険給付を行うための財源としましては、国庫支出金や一般会計からの繰入金と被保険者からの保険税というふうになっていると思っております。

基本的な国保税の額の決定は、支出の総額から国庫支出金と一般会計からの繰入金などの収入の総額を差し引いた残りの額を保険税とするということになっております。現在、この財政的なバランスが崩れているというふうな状態となっております。合併後、平成20年に税率を統一しましたが、その年の実質単年度収支より約5,000万円の赤字となっております。以後、後年度も医療費の増加や被保険者の減少などにより財源不足が続きまして、基金の取り崩しによる財源不足の補てんを行ってきておるところです。そのため、23年度、24年度と税率改正を行わせていただきました。しかしながら財源不足の解消には至らず、累積の赤字が1億1,100万円というふうな現状となっております。医療費等の増減などにより、変動することのご了承をいただきたいと思いますが、昨年、収支のシミュレーションを作成しております。これによりまして、30年度にはこのままいきますと4億を超える累積赤字が推計をされているところなんです。このような状況を打開するには、どうしても国保税率の引き上げをお願いをせざるを得ないというふうな状況となってきております。しかし、単年度では大幅な国保税の引き上げを行うと、被保険者の皆さまの負担に耐え難い状況が予想をされます。一般会計からの法定外繰入3,000万を合わせて予算化をしているところであります。国保加入者は町民全体の約3分の1というふうなことになると思います。約3分の2の方は国保には加入をされていない方ということになります。一般会計からの法定外繰出というのは、この方たちの税金も国保運営に充てることとなり、税に対する不公平感も出てくることとなろうかと思っております。

そこで、国保加入者に税額負担の増をお願いする年は、同額の法定外繰出をお願いするというふうに致しますと、国保加入者でないご家庭にもご理解をしていただけるというふうに考えております。そして、確かに消費税アップの年と重なるということになりました。しかしながら、国保事業の健全化は待ったなしの状態となっております。さらなるアップを控えている消費税を避けて、年度の調整をするということは、累積赤

字を膨らませて将来の負担を増大させることにもつながるというふうにも思っております。

黒潮町のライフコストを県内市町村と比較をし、町民の方の負担を総合的に検討もしてまいりました。水道料や浄化槽、し尿の経費についても現在、抑えているのが現状であります。今後は健康増進事業にも力を入れ、医療費の抑制に努めていかなければならないと考えているところです。併せて、国保税の歳入確保に向けて、徴収により一層の力を入れて取り組んでいく所存であります。

27年度以降の国の財政支援、医療費の動向等を見極めながら、国民健康保険事業の健全化を目指していきたいと考えております。被保険者の皆さまも大変厳しい状況であることは承知しておりますが、このような状況をお酌み取りいただき、国保税の引き上げにご理解をいただきますよう、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

執行部の方もですね、国保税はもちろんですけど、セーフティーネットであると。最後のセーフティーネットであって社会保障制度であるという点では、私と一致しているところです。

町長にお伺いします。町長は4年前に政治家になりまして、町民のトップに立ちました。初心の政治方針、政治目標は、言葉はちょっと違うかもしれませんが、光の当たらない人に光を当てたいとか、または声なき声を聞くと。そういうような意味を述べられました。

立派な心掛けで、政治家として一番大事な原点ではないかなと思って聞いておりましたが、その初心は今も変わることはありませんか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

変わることはございません。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

そのような答弁をいただくと思ってまして、本当に。そうでなきゃいけないなと私も思ってます。

光が当たり、大きな声を出せる人たち。その人たちは、ある程度の明るい道を歩む条件が保障されています。しかし、弱者は光が当たりそうで当たらず、常に多数派の流れから取り残される少数者です。生きていくのに必死で、がまんもしながら、細々と暮らすざるを得ない現実があります。光が当たらない人たちというのは、大地震で避難したくても避難ができない。体が弱い、足が悪い、走れない。車いすや寝たきりの生活を送っておられる方、またはそのような家族を抱えている方々など、津波からの避難困難者はまさに弱者であって、少数派です。

町長は、必ず来ると言われる南海トラフ巨大地震に一人の死者も出さないという、町民の命を大事にする大変立派な目標を掲げておられます。しかし、国保税ではどうでしょうか。今回値上げをして、あのシミュレーションを見せてもらいましたが、2年後にはまた値上げをする。そしてまた4年後にも値上げをする。そのような説明がありました。国保も防災とおんなじで、町民の命と健康を守る大切な命綱です。地震津波対策は、ハード面、ソフト面でも黒潮町は他の市町村よりは一步前へ進んでいると思ひまして、大変ありがたいことだと思っています。しかし、災害への備えとともに、日常の暮らしは毎日毎日、来る日も来る日も、休みなく続

いていきます。日常の暮らしが高い税金に四苦八苦しながら生きている町民にとって、どちらの対策も重要です。町長は町民の命と健康を守る責任ある立場でありながら、国保税値上げを何としてでもやり遂げようとしている姿勢は、当初の光の当たらない人に光を当てる。つまり、弱者を置き去りにしない。そんな政治こそが地方自治体の本来の役目であり、町長の原点であると、今そのように答弁されましたけども。そのように言われましたが、国保の値上げとの整合性が取れない、そういう政策ではないかなと思いますが、どうでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

この国保税の算定、いわゆる保険料の設定につきましては、住民課長も述べましたが。

まず、次年度の収支予測。つまり出の予測を立て、そこから見込める入を差し引いた額を基礎賦課総額とするというのが、国民健康保険法の施行令でそのようにうたわれているところでございまして。それが制度趣旨根幹になってございます。

そしてこの国保税でございますけれども、大変難しいのはさまざまな社会環境あるいは経済状況。こういったものを勘案したときに、どこに適正値があるのか。これは低ければ低いほど住民サービスになるというのは、これはもう言うまでもないところでございます。しかしながら、この保険。いわゆる対数の原理をもって突発的な支出のリスクヘッジを行うというこの保険制度の趣旨。これと照らし合わせたときに、金額的にどこが適正なのかというのは、実際のところなかなか判断基準が持てないというのが現状ではなからうかと思えます。

そういった中、今回税率のアップをお願いする条例を提案させていただきました。このアップをするというのは、相対的に元の額からアップ分をお願いしますということになってございまして。これも若干重複しますが、20年度の統一課税、これが最大の原因であると思っております。このとき前年度19年度、これは後期高齢の制度移行前でございまして、4億7,000万程度の国保税の総額があったかと思えます。それから1億9,000万減りまして、さらに20年度からは後期高齢へ移行しましたので、その20年度の現年の後期高齢の調定額、これは約8,550万でございまして。それを差し引いても、確か1億400万程度だったかと思えます。これぐらいの国保税の引き下げを単年度で行ったということでございまして。しかも、この1億400万の単年度の引き下げというのは、これ最小値ということになってございまして、実質的にはもっと下げております。

これはどこにそういった原因があるかと申しますと、後期高齢に移行して社保の扶養の皆さんが入ってこられて、その19年度までに国保のスキームに入っていなかった方、こういった方も後期高齢で税を納めていただいているわけでございまして、実際に19年度、後期に国保から移行した方の収めていただいた総額が8,550万以下であるということでございまして、1億400万というのは最小値ということになります。実質的には1億400万プラスアルファの国保税の引き下げを単年度で行うと。

19年度の国保税の県内の順位を見てみますと、16位、17位程度であったかと思えます。いわゆる県下平均ぐらいであったかと思えます。これは統一課税を行った結果ですね、翌年度20年度には33位と、県下でも2番目に安い、そういった統一となりました。仮定のお話でございすけれども、この19年度の国保税の額、このままで推移していると現在まで仮定しましたら、現在まで国保税率のアップはお願いせずにもよかったと思えますし、ある一定適性な基金規模、これも確保できていたかと思えます。そういったような状況がございまして、しかしながら単年度でこの下げた1億数千万をお願いするということは、これは到底許されることではないと思っております。よって、複数年度にわたってお願いを申し上げたきたということでございまして。

それから、今回お示しさせていただきました財政シミュレーション。これでは当然、26年度条例を出させていた

となっております。これは保険者としての義務でございまして、これは議会からのご指示でもございます。要は、単年度収支を黒字に持つていくための税率負担がどうあるべきなのか。それからもう1つは、かさむ累積赤字。現在1億1,000万。今年度の決算見込みでは2,500万プラスアルファということでございまして、大体1億5,000万程度を見込んでおります。この累積赤字が、現行税率でいきますと30年には4億1,000万。これをどう解消していくのかというロードマップは、少なくとも保険者が示すべき義務であると思っております。そういった観点からお示しをさせていただきました。

しかしながら、不確定要素等々もございまして、これはもちろん医療費、それに絡む給付、あるいは国保加入世帯の減少等々もあります。それからもう1つ、社会保障と税の一体改革に伴う国民会議の設置がございまして、そこからの答申では、26年度には7、5、2のうちの5割軽減、あるいは2割軽減の上限額の引き上げを行い、低所得者層への配慮として500億の公的支出を行うということにもなっております。こちらにつきましては、来年度中には詳細が分かりますかと思いますが、その詳細な数字をもって、あるいは2,200億公的支出を行うとされた500億を26年度に支出するわけですから、残りの1,700億の行方、こういったものも照らし合わせながら今後詳細についてシミュレーションについて詰めてまいりたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、保険者の義務として累積赤字をどう解消していくのか。あるいは単年度収支を黒に持つていくためにはどうあるべきなのか。こういったことをお示しさせていただいたところでございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

いろいろと行政の中身の方で言われましたけども、じゃあ整合性が取れているかどうかという点は、そういう直接的な言葉はなかったですけども、やるべきことをやっているというので整合性は取れているという意味だと、そういうふうに言ったんでしょうが。

私には今まで言ったように、整合性が取れない政策としか思えません。それは今の黒潮町のその枠内だけでいろいろ数字の上で説明がありましたけども。国保には、町長が言われたことがまるっきり嘘とかそんなことを言ってるわけじゃないです。そういう実態があると思いますが、市町村国保は構造的な問題があります。そういうものを抱えていますよね。それは一致するとこだと思いますが。全国的な数字で、健保組合と比較をしてみるとよく分かることです。

1つは構造的な問題、最初の1つは国保加入者の年齢層が高くて、65歳から74歳の割合は国保は31.4パーセントですが、健保組合は2.6パーセントです。それに併せまして、当然ですけども医療費の水準が高くて、一人当たりの医療費では国保は29万円ですが、健保は13.3万円です。

2つ目に、所得水準が国保の場合は低いことです。加入者一人当たりの平均所得は、国保は91万円、健保組合は推計で195万円です。

3つ目は、保険料負担が重いことです。加入者一人当たりの保険料を加入者一人当たりの所得で割りますと、国保は9.1パーセント。健保組合は4.6パーセントです。

つまりですね、健保組合などの加入者は若くて、健康で、働き盛りの人たちが主です。病気をすることも少なく、医療費もあまり掛からない人たちですが、かつ、国保加入者と比較しますと収入が高い人たちです。ですから国保は構造的に赤字になる、そういう構造の欠陥といいますか、そういうものを持っていると思います。

課長にお尋ね致します。国保加入者はどんな職業の人たちで構成されていますか。また、税収は減っていることを言われましたけども、要因は何だと思いますか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

国保の加入者といいますのは、やっぱり年金生活の方、それから農業関係、商工業の方というふうに認識しております。

農業所得についても一定減っておるといふふうにも聞いております。それと、給与から移行した方のいわゆる無職の方も増加傾向にあったのかなというふうには認識をしております。財政上の構造としてまして、そういう低所得者の方が国保に加入しておるといふことになっている状況やというふうに認識はしております。

国の方もですね、29年度に県の方に保険者を移行するというふうな話がされております。その中で、この低所得者が加入しておるといふ財政上の構造を何とか解決をして、県の方に移行したいというふうな考えも持っておるといふふうに聞いておりますので、国の方にもそのあたり財政上の支援を要請も今後していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

以前はですね、税収が減ってるという原因は何でしょうかとお聞きしたら、突然、税務課長の方から答弁があったんです。今日はありませんので、このままいきますけど。

国保加入者の職業というのは今住民課長の方からありました。国保加入者は今言われたように、自営業とか第一次産業従事者のほかにですね、保険に入れない人たちの加入する保険ですよね。だからセーフティーネットだといわれてるんですけど。年金生活者や病人など無職者、それから失業者、ワーキングプアなど、低所得者層の方たちが国保加入者です。全国的なデータでは、約半分の方が無職者。職がない人です。ですからもう税収入がもう少なくて、その上に、サラリーマンなどと違って事業主負担もないので、基盤の弱い脆弱（ぜいじゃく）な保険です。

それから所得が減ってる、収入が減ってるという点ですよね。今、農業従事者も収入が減ってるんだというふうに住民課長の方からありましたけども。全国のデータですけども、20年前は国保加入者の平均所得は240万円でした。2009年度には158万円まで落ち込みまして、その後のデータでも大体150万円前後になってます。240万円が150万円にまで減少しますので、国保の税収入は当然減ります。そして国保は全国で3,466万人が加入する、日本で一番大きな医療保険でもありまして、国民皆保険制度を保つための最後のセーフティーネットとしての保険です。この点では本当に何回も言う必要もないことですけども。

町長にお尋ねします。最後は誰もがお世話にならなくてはならない国保です。実は全国どこでも、町長が言われましたように財源が厳しくて、運営はどこも大変苦労をしています。先ほど言いましたように、国保加入者の所得は他の保険健保などに比べて極端に低いのに、最も高い保険料を払わなくてはならない。高い上に、まだ値上げが続きます。県下でも値上げの自治体が今回も相次いでおりますが、その最大の理由、根本的な原因は私は国の責任だと思いますが、町長はどのようなお考えでしょうか。またその理由に対して、町長の考えに対して何か行動を起こしていただけますでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず制度指針については、最初の答弁で申し上げさせていただきました。基本的なその趣旨にのっとった保険運営が望ましいというのは大前提でございます。しかしながら、その大前提にのっとって保険運営をした結果、全国でどういうことが起きているのか。それは私よりも議員の方がお詳しいと思いますが、例えば法定外繰入 3,000 億、あるいは繰上需要約 1,000 億。こういったことになっているわけでございます。この制度趣旨に理解を示した上で、単純に数字だけを見てどこが弱点なのかといいますと、結局のところ国保負担率を上げていただくしかない。今の抜本的な解消に向けてはそれしか策がないと思ってございます。

この件にかんしましては、国保関連の協議会であるとか、あるいは全国の国保中央会の方からもですね、再三再四、国には申し上げさせていただいているところでございます。国の方でもですね、国費負担率は下げるけれども、例えば都道府県の調整交付金でその定額分を措置しますよみたいなこともやってるわけでございますが、国保の推移を考えたときには、大変あつかましいかも分かりませんが、同額推移ではなくて若干国費の負担率を上げるべきであるというのが、自分の今の見解でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

前回ですね、町長は国に負担率を上げるように行動していると。ここで初めて宮地議員と意見が合ったと、そういうあれでしたけど。今回は国民に負担を強いると。それを町長の考えですね。国民の方に負担を、すいません最後、国でいいんですね。安心しました。

私、この場で前回も言ってます。いつも言っておりますけど、国は国保への負担率を下げたことが一番大きな原因だと思ってます。その点では町長と一致しましたんで、また安心しました。国は 1984 年、医療費の 45 パーセントの負担を給付費の 50 パーセントに下げました。それにより国の負担は医療費の 38.5 パーセントにまで削減され、その分を国民に転嫁したことが、国保が全国で値上がりし続ける最大の原因だと思います。国保問題の根本的な解決は、1984 年、国の負担率の水準を元に戻すこと。この道しかないと思います。低所得者が多く加入していろいろ問題がある。保険料の事業率負担もない国保ですから、国や公の負担なくして成り立たない保険です。国に対して負担率を元に戻すように大きな世論を起こしていくことが、今、全国で起きております。

また、先ほど課長も言われましたけども、市町村国保が 29 年度には県に一括で統一される方向が国の方では出されておりますが、私はこれは何の解決にもならないと思ってます。赤字会計の自治体同士が集まっても、収入は増えません。逆に保険料の高い自治体を交えた平均額になりますと、黒潮町では今よりもっと保険料は高くなる可能性が大きいんじゃないかと思ってます。その上に、市町村独自で行っているサービスができなくなります。住民サービスも低下します。一般会計からの法定外繰入もなくなれば、その分保険料が高くなります。どんなに大きくまとめても、国の負担率を元に戻す。国が負担率を上げない限り、国保運営の根本解決にはなりません。国保は国保法第 1 条第 4 条にあるように、国が運営に責任を持つ社会保障の制度です。全国町村会では、先ほど町長も言ってくれましたけども、この全国町村会は昨年 6 月 14 日付で国への要請書を挙げております。その中でも、財政基盤の強化を図るためにも国費の大幅な追加投入を求め、その構造的な問題の抜本的な解決を図るよう、そういうような要請書を挙げています。

では、黒潮町の実態というのはどうなってるんでしょうか。税務課長にお尋ねします。この実態もいつも議会でお聞きしてますしお知らせしてますが、国保税加入者の世帯は何世帯ですか。その中で、年収 204 万 5,000 円以下の世帯の割合はどうでしょうか。さらに、年収 103 万円以下の世帯はどんな割合ですか。

お願いします。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（金子富太君）

お答えします。

昨年の6月30日現在、平成25年度の国保税の本部会時点の世帯数ですけど、2,602世帯でございます。そのうち、所得で103万円以下の世帯が1,729世帯です。それと、103万を超えて204万5,000円以下が547世帯。合わせて204万5,000円以下の世帯では2,276世帯、87.7パーセントとなっております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

103万円以下のパーセンテージは出なかったんですけども、課長から頂いた、教育厚生常任委員会には配りましたけど、国保税の加入者の今の収入ですね。その内容を頂きました。それを見ますと、年収103万以下の世帯が66.4パーセント。過半数はそうですよね。年収103万円といいますと、1カ月にしますと約8万6,000円の収入です。その方たちが66.4パーセントという実態です。また204万5,000円以下、約205万と思ったらいいですが。その世帯は87.47パーセントということですので、黒潮町の国保加入者の実態は、ほとんどの世帯が205万円以下です。この実態は、3年前とほとんど数字は変わっておりません。7割、5割、2割の軽減措置があるとはいいいましても、ぎりぎりの暮らしの中で、国保税の値上げが町民の暮らしをどれだけ圧迫するか分かっていただきたいと思います。

では、国保の赤字会計をどうしたらいいのか。今いろいろ、赤字でこうなっているとおっしゃいました。国の負担率を元に戻すように求めることはやり続けなければなりませんが、目の前の対策には間に合いません。今までも私は主張し続けてきましたが、一般会計からの繰入以外、方法はありません。全国でも24年度の法定外繰入総額は、国保新聞に載っておりますが3,882億円です。今回やっと黒潮町でも3,000万円の法定外繰入が行われるとあります。

町長にお尋ねします。今までも、毎年一般会計からの繰り入れを行っていけば、現在のような累積赤字にはなりません。これは私はずっと言い続けてきたんですけども。私は町長の失政とまでは言いませんけども、行き届かない政治だと思っています。今回のように、国保税を値上げするのではなく、値上げ分3,000万円を含めた6,000万円の繰り入れをどうしてやらないんですか。国保は最後には誰でもお世話になる保険であって、どこの保険にも入れない人たちの最後のセーフティーネットです。国民皆保険を守る、大事な制度です。町長の光が当たらないところに光を当てる、そういう政治姿勢で私は3,000万と言わず6,000万円、値上げ分で法定外の繰り入れをすべきだと思うんですが、いかがですか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

今回皆さまにお願いしております、その納税のアップの総額見込みが約3,000万。そして法定外の繰り入れが、それと同等額の3,000万ということで提示をさせていただいております。あの条例案と予算案で。

これ、自分たちにとりましてもぎりぎりの判断でございまして、この法定外繰入につきましてはこれまでも繰り返し答弁を申し上げましたように、この3分の1の方が加入されております国保、ここに一般会計からの繰り入れを行うということは、それ以外の3分の2の非加入者の方への説明責任を果たさなければならないと

いうことでございます。よって、いかような説明をしてもですね、なかなか 100 パーセントご理解いただけるということにはならないかと思いますが、今回その税額アップをお願いをし、国保管理者の方に一定ご負担の増をお願いすると。よって、それと同等額の一般会計からの繰り入れをご理解いただきますよというのが、今回の税額アップの総額と法定外繰入の額が同額に設定さしていただいた一つの理由でございます。

それから、これまでの財政運営でなぜ法定外繰入が行われなかったのか。行われていればこれだけの累積赤字にはならなかったのではないかというご指摘でございますが。これは先ほど答弁申し上げましたように、基本的には 20 年度の統一課税が原因であると、自分たちは思っております。それからまた累積赤字。これの解消のために、例えば 19 年度ベースでの国保税の推移でいきますと、現在も適切な資金規模を融資し、かつ 19 年度の国保税レベルでの推移が見込めていたということになっていると思います。ただしこれを、いったん下げたものを一気に取り戻すというのは一時的に大きなご負担を加入世帯に求めることになり、それは手法としていかがなものかと思っております。しかしながら、仮にこの累積赤字を法定外で解消しますということになればですね、今まで入れていようがまいが、あるいはこれから入れようがですね、そこには差はないわけでございます。判断をどうするかというだけでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、この 3 分の 2 の非加入者の方への説明責任をしっかりと果たさなければならない。これが税の公平性を保つためのその公の立場としての責任であると思っております。

よって、なかなかこの法定外繰入、なかなか理由のつかない、例えばもうすべてを、単年度収支もあるいは累積赤字もすべて法定外繰入で解消しますということにはなかなかないと思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

法定外繰入については、いつも税の公平性ということで言われます。3 分の 2 は国保に加入していないということで、国保加入者以外の人に説明がつかないと言いますけども。

福祉政策っていうのはですね、町長。全員に同じように税を配ると、そういうことじゃもちろんないわけですね。中学生の医療費無料化。これをやってますけども、自分のところには子どもがいない、孫がいないから不公平になるんじゃないか。そんなことないですよ。それから、交通弱者に年間 3,000 万か 4,000 万か補助をしています。これは、交通弱者というのは運転免許がなくて、またはもう運転できない人、車を持ってない人。そういう人たち。そういう人たちに対しては路線バスの補助をして、赤字ですが路線バスは、補助をしています。それは私はね、住民の福祉の向上を目指していくのが地方自治体の本旨ですから当然だと思うんです。だから税の公平性ということでは、みんなでおんなじような額を配るということでは決してない。それは町長も重々ご存じだと思いますし、その点では住民も理解してるはずですよ。

そういう観点で考えまして、国保っていうのは先ほども何回か言いましたけども、国保を運営するのは市町村ですね。ほかの健保とか共済組合とかほかの保険制度っていうのは、保険は市町村が運営しているものではありません。それぞれの所で、例えば船員保険というのはそういう組合でやっていますし、いろんな所で保険制度を持って、そこで運営して、そこで集めてやってますよね。そういうところで、全部の保険制度をもって国民皆保険制度といいますか、それを成り立たせているのが国の今の方法です。これ国民全部がですね、国保に入っているんだったらまた公平性が、こちらだけやってもおかしいということになるかもしれませんけども。普通の健保、それからほかの共済とかいろいろありますが。それは皆さんは稼いできたものが、そちらの保険に収めてやってるわけですね。保険税として収めて、そこで運営してますので。基本的には運営体である市町村は、ほかの保険には、もちろん同じ町民ですけども責任はないわけです。責任がないっていうのはです

ね、例えば未納者は普通はないんですけど、これは税金から差し引かれますので。例えば未納者がいても、それを集めなきゃならないとか、そういう責任はないわけです。国保については国保条第4条にねちゃんと書かれてありますけど、町村が経営体ですから、責任者ですから、それをやらなくちゃならない。それで赤字運営をすることに対して、町が一般会計から繰り入れる。それは何の問題もありませんし、責任説明は私はつくと思います。福祉政策っていうのは先ほども言いましたけども、公平にお金を同額を配り回ると。そういうことでは決していない。それはもう町民も分かってますし、執行部の方も分かってると思うんです。そういう意味ですね、町民の暮らしが大変ですから、私は一般会計からの法定外の繰り入れを行う以外、国保の健全な運営方法はないと思います。それが町の責任だと思います。

それでは情報防災課長、松本課長にお尋ねしますけど。情報基盤整備事業、これは約4割の方の加入だとお聞きしましたけど。いわゆるケーブルテレビ事業ですけれども。この事業に今年も繰り入れを行っていますが、繰り入れを行っても赤字財政を補っておりますけども、今年度は幾らの繰り入れをしておりますか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、ただ今の宮地議員のご質問にお答えしたいと思います。

一般会計からの平成26年度当初予算の繰入金金は、7,545万5,000円の予算を計上しております。

ただし、先ほどご質問の中で40パーセントの方の加入とおっしゃられましたけれど、これはケーブルテレビの加入が40パーセントでございまして。この黒潮町情報センターの事業特別会計というのは、告知端末。これは90数パーセントの確率で各家に告知端末が配置されておまして、当然、先日あった地震のときもこれを通じて住民の方に緊急地震速報とかを提供しております。これは入られてない方は、本人が希望されない方だけは入ってないですけど、もし希望されたらいつでも100パーセント入れる環境にございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

課長にですね、繰入額をお聞きしたんですけども。この事業を一般会計からも繰り入れていますけども、一般会計から出した基金からも繰り入れてますよね。総額はお幾らですか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

基金というのは、情報基盤整備を整備したときに、県からその事業に対して歳入された基金が財政支援事業基金というのがあるわけですけど。これは平成25年度では745万1,000円。この基金の分も合わせて、一般会計の繰入金と合わせると8,290万6,000円です。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

このケーブルテレビ事業ですけども、当初から一般会計より繰り入れで補っております。それができる、可能なのが町の財政だと思います。この事業は始まる前から赤字事業になると、同僚議員と、また住民と一緒に

なって反対をしてきた経過はありますが、だからといって利用料の値上げで解決すると、そういうことを求めているわけではありません。できる限り、私たちの町民の税金は福祉の向上と住民サービスに使うこと、町民のために使うことを望んでおります。ケーブルテレビ事業では住民サービスとして、先ほども言いましたけど、毎年5,000万、6,000万、今年は8,200何万の繰り入れをしております。ここでは手厚く住民サービスができています。

町長にお尋ねします。国保の社会保障としての本旨から言えば、国保税もケーブルテレビ事業と同様に手厚いサービスがされて当然だと考えます。町長は福祉の向上に努めるとこの3月議会で何度も答弁をしておりますが、国保こそ究極の福祉ではないかと思います。なぜなら、命と健康を守ることは、人間が生きていくための土台です。一番先にやらなくてはならない政策で、これこそ究極の福祉ではないかなと思いますが。そのような考えは持ち合わせておりませんか。

ケーブルテレビ事業と併せてお答え願います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、行政が行うさまざまな公共サービスの中には、それぞれ狙っている事業効果がございします。それによって、現在一般会計からの赤字補てんのための繰り出しをしているという状況は早期に解消しなければなりません、この社会保障とは一線を画して考えるべき必要があるのかなと思います。

そしてこの問題突き詰めていきますと、結局のところこの保険制度の趣旨と併せ、この社会保障の根幹ですね、趣旨根幹。これの国と、それから国民の義務負担の議論になろうかと思ひます。これは1回目の答弁でも申し上げましたが、さまざまな社会環境あるいは経済環境を総合的に勘案したときに、金額ベースでどこに設定をするのかというのはなかなか判断がしづらいところでございします。今回は議論になってますのは税のアップでございしますけれども。アップというのは先ほど申し上げましたように、本年度の税の設定があり来年度はそれより上昇しますという、この上昇分についてご議論いただいていると自分は認識をしております。しかしながら、じゃあ前年度の国保税がそのときの社会情勢あるいは経済環境を考えたときに適切であったのかどうなのか。そういったことはですね、国保の事業運営の財政運営と同じように、同等の見地で考えなければならぬところであろうかと思ひますけれども、それが金額ベースでなかなかはじき出すことが非常に難しいというような、構造的な問題も持っております。

よって、さまざまな施策と組み合わせながら、国保でご負担をお願いする代わりに、例えば対象者の方でこういったカテゴリーの方にはこういった施策がありますというようなネットをかぶせていくと。こういったことには非加入者の方のご理解も得られやすいのかなと思ひてございします。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

もちろん町の行政ですから、いろんな施策と組み合わせていく。これはもう本当に当然のことですし、やるべきことだと思います。私もですね、黒潮町の財源が無限だから何でもやりなさいと、そういうことを言うてゐるわけではありません。先ほど町長はケーブルテレビ事業も考えなきゃいけないところがあると、そういうようにちょっと聞きました。まあ、いろいろとご苦労はあると思ひますが。

総務課長にお尋ね致します。黒潮町の財政調整基金と減債基金ですが、平成20年度末の合計額と24年度末の合計額を教えてください。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

お答えします。

平成 20 年度末の財政町政基金でございます。財政町政基金だけでよろしいですね。減債基金。分かりました。財政町政基金と減債基金の残高の合計を申し上げます。平成 20 年度末が 14 億 6,232 万 6,312 円でございます。平成 24 年度末の同額が 20 億 8,753 万 6,468 円でございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

黒潮町の基金というのは、平成 20 年度は 14 億 6,200 万。平成 24 年度になりますと 20 億 8,700 万ということとで、ありがたいことに基金は増えております。

町長ね、基金を活用してください。6 億円の中から 3,000 万円を出すこと可能じゃないかなと思いますが、どうですか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

これもこれまでの答弁と重複しまして大変恐縮でございますが。

今後のこの合併市町村が迎える先行きを考えましたときに、ある一定の体力を有しているというのは必須条件であろうかと思えます。先ほど申し上げましたように、激変緩和措置期間の 5 年間、これ単年度で 1 億ずつ減っていきまして、調整終了後には 5 億の交付税が減るというような推測になってございます。こういったことを勘案しますと、今のうちに若干の体力をつける必要もあろうかと思えます。それが将来世代にわたる行政の責任ではないかと思えます。

ただし、この財調減債につきましては、さまざまな用途。これについては積極的に検討はしなければなりませんが、この検討の中で基金を使うのかどうなのかというのは、この議論の趣旨からするとそれほど大きな問題ではないのかなと思っています。実際の単年度収支の中のやりくりで補うような手法もございますので。基金残高がどうのこうのより、先ほど申し上げましたように非加入者の方への説明責任と、それから社会保障の制度としての国と国民の義務負担の割合。こういったことが議論の中心になるのかなと思っています。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

基金についてはですね、先ほど西村議員のときの答弁にもありました。確かに、合併して 10 年たったらそういう減っていくと。これはですね、町長も合併の委員にはなっておりましたから、私もそのときずっと傍聴に行ってましたけども。10 年たったらこれが減っていくということを分かりきって合併したわけですね。だから私たちは合併に反対でしたけども、その上に合併特例債をいっぱい使ってやるといづれ交付税が減らされるから、合併についてのあめの分ですね。それはなくなっていくんだから、維持費。その施設を造れば維持費に大変四苦八苦している所がもう出てきておりましたので、その合併特例債を目いっぱい使うべきじゃないというような論陣も張ってきたわけです。だからそういうことを考えますと、今町長が言われたように、

大体年間1億減っていくと。それはもう前々もって合併した当初から分かっていたことで、それを見据えた上での合併であり、それを見据えた上の行政のやり方だと思うんですね。だから、今ある基金をそういうところへ体力として置いておかなきゃいけない。それはそのとおりだと思うんですが、そこで基金を使わないことには理由にはならないと思います。だから使わないというわけじゃなかったですけども。それは理由としないで、やっぱり合併したときにはもうこれは分かりきってたことだと、私はそういうふうに思っております。

基金というのはですね、町民の暮らし、命、健康を守るための基金であって、私はしかるべきだと思うんですね。ですから、今すぐ使えるところは使う、また貯金をしてなきゃならない、これからのために置いおかなければならない、そういう再考。再考というのは再び考える。そうする余地がある金額でないかなと思うんです。これは何も自分たちの基金ですからね。町民のための基金でするので、それをどう使うかと。

先ほどもずっと言ってますけども、住民の命と暮らしを守る、健康を守る。それに最優先するものがほかにあると思いますか。

どうでしょうか、町長。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

例えばですね、長引く景気低迷の中で、国はさまざまな施策を打ってまいりました。あるいはリーマン・ショックであったり、あるいは今回の消費税アップ。こういったタイミングでは、その措置と称してさまざまな経済対策を打ってくるわけでございます。しかしながらこれが慢性不況になりまして、これは僕の町長歴より議員の議員歴の方が長いので、よく行政支出をご存じかと思いますけれども。慢性不況になった場合にはなかなかですね、抜本的な経済対策の日は下りてこないというのが国の性格でございます。よってですね、そのときの体力も残しておかなければならない。つまりですね、町内で国が用意できる、例えば緊急雇用であったり、ふるさと雇用であったりという直接的な雇用。あるいは、今回は公共工事という実態経済に多額のお金が投じられまして、これが効果を挙げてるわけでございますけれども。そういった措置のレベルが低位に位置した場合、国の。そういったときには町で賄わなければならない。こういったことも想定されるわけでございます。むしろ、そういった可能性の方が高いのではないかと自分は思っております。そういった突発的需要に対応するためにも、ある一定のですね基金はどうしても必要であると。

そんなことを考えたときにですね、今ある基金残高が適正値にあるのかどうなのかというのは、もう少し先まで、せいぜい今のところシミュレーション立てれても、まあ精度の高いのは5年ぐらいが精いっぱいございまして、国の制度、特に地方交付税の制度等々の絡みがありまして、しっかりとした財政シミュレーションを立てられる情報が市町村に下りてこないことというようなことが現状でございます。

よって、ある一定のリスクヘッジをするために基金はどうしても抱えておく必要があるというのが自分の考えでございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

もちろんそうだと思います。基金をね全額使いなさいとか、そんなことを言ってるわけじゃなくて、今6億あるわけですから。そして住民の暮らしてというのは大変なので、消費税も上がりますし、本当にぎりぎりのところへきてるんですから、そこに6億あるうちのですね、3,000万。それを使うことはできるんじゃないですかというのが私の質問だったんですけども。まあ、おんなじ答えが返ってくるようでしたらですね、ぜひそ

ういう考え方を今後に生かしていただきたいですね。そして、それをぜひ使っていただきたい。

住民課長にお尋ねします。国保に財政安定化支援事業というのがあります。県の国保指導課から共産党の県議団がもらった資料によりますと、黒潮町は2,350万円を国保会計に入れなくてはならないところ、1,880万円しか入れておりません。つまり、470万円を国保財政で見ていることになります。四万十市や四万十町は全額繰り入れています。

この財政安定化支援事業というのはどういうものかといいましたら、説明によりますとですね、低所得者層の割合、高齢者の割合が高いなど、保険者の責めに帰さない財政事情に着目した補てん金。事業の8割分が交付税措置になっていると。で、法定で繰り入れするものだというふうに、県の方から資料です。

もう1つ、これがですね470万円不足してます。もう1つですね、国庫負担金の減額措置。いわゆる国保ペナルティーですけども。これも県の国保指導課の資料によりますと、黒潮町は200万円の繰り入れをしないで、国保財政で賄っております。財政安定化支援事業の繰入金470万円と、今のペナルティー分200万円の合計、670万円ですが、これらが今も言いましたように国保財政で賄われていますが、黒潮町はどうして繰り入れしてないのでしょうか。今後ずっと国保会計でこの不足分を賄っていくのでしょうか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

お答えを致します。

財政安定化事業の繰り入れにつきましては、国の方の指導等によりまして、交付税措置のある分の80パーセントを繰り入れるというふうなことで現在までできております。財政的に厳しくなった市町村が、ここを100パーセントにするという市町村がここ近年増えてまいりました。黒潮町におきましても、26年度からは100パーセント繰り入れる方向で検討をし、今予算では26年度100パーセントの繰り入れをするように計上をしております。

そして、ペナルティーの繰り入れ200万というのがですね、ちょっと自分の方で確認、ちょっと分からない点がありましてちょっとお答えすることができんですが、申し分けありません。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

これですね、県の資料によりますとですね、法定外繰入の中のうち地担と。地方の地に担ですね。地担というので入っております。黒潮町はゼロです。県の資料ですと、調整交付金の減額は210万2,000円というふうにあります。

これらはですね、まあ分からなかったのかどうかちょっと分かりませんが、繰り入れてなかった。財政安定化支援事業は、26年度から繰り入れるということでした。黒潮町は今まで繰り入れしなければならない金額が不十分だったと私は思います。不十分だったわけです。やっと一般会計から法定外繰入3,000万円、今回行うんですが、今回の3,000万円の法定外繰入は、今まで当然繰り入れをしなくてはならない金額、約、大体4年分ですよ。670万ですか。4年分よりちょっとありますけども、しかありません。これらを考えますと、今回の値上げ分3,000万円を一般会計から国保会計に繰り入れして合計6,000万円。私はこういうことを考えても、繰り入れする必要があるんじゃないかなと思うんです。町長は、声なき声を聞く政治。それを初心と変わらないで行っていくと言っておりました。厳しい町民の暮らしに手を差し伸べるこそ、声なき声を聞く

政治だと、そのものではないかと思います。

再度町長ね、法定外繰入を上げていく。これからそういう方向で考えていく。私はそういうふうにしてほしいと思うんですが。

その点について再度お尋ねします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず法定外繰入の、法定外繰入にもさまざまな性格があろうかと思っています。

一度1,000万の法定外繰入をやらせていただきましたときは、非加入者への説明責任を果たすために、医療費抑制のための保険事業ということで説明をさせていただきました。

それからすみません、勉強不足で。先ほど議員からご指摘いただきました、繰入可能額、これの実際の不足額。法的にそれが不足と認められるかどうかは別にして、例えばこれが繰入可能であると。この被加入者の方にとりましても説明がしっかり果たせるというような性格のものでしたら、これは早急に調査をさせていただきたいと思っています。

しかしながら、この抱える累積赤字につきまして抜本的にすべてを法定外繰入で解消しますというのは、これはなかなかハードルが高いと思ってございまして、これまでの答弁の内容と変わるところはございません。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

なかなかそのハードルを越えてもらうということは大変ですが。

今までずっと、一般会計からの繰り入れを私は主張してきました。また、それしか方法がないと。社会保障である国保税を本当にこれ以上住民負担を多くしないで運営していくためには、1つは国が負担率を元に戻す。その方向性を地方からもっともっと大きく声を挙げていく。議員からも声を挙げていく。住民もその仕組みを知って声を挙げていくことが根本にはあります。だからそれを続けなくてはいけないんですが、それでは当然間に合わないで、今後なるべく光の当たらないところに光を当てる、そういう政治をするためにはですね、国保税加入者の平均所得は、先ほど税務課長からありましたように、本当に205万円以下がもう87パーセント、103万円以下が67.7パーセントという大変厳しい暮らしをしています。そういう実態の中から、町長としてはですね、特にいろいろこれからも頭の中に入れて考えていただきたい。国保は本来社会保障ですから、高く払えないから保険証がなくなると。病気になっても病院へかかれないということは、本来あってはならないことだと思います。国保は病気になったら誰でも安心して、保険証一枚で病院にかかれる。そして誰でも払える国保。これが国保本来の姿だと思います。町民の命は平等です。国保は命と健康を差別させないための制度だと思います。ぜひこれからも、言葉だけの住民福祉の向上にならないように、弱者に温かい光が届くように、そんな政治をするために国保値上げの再考を求めて、私の国保についての質問を終わります。

2問目に移ります。

小中学校教材費の補助を求める。2問目はこういう質問を出しております。

憲法26条には、義務教育はこれを無償とするとあります。また、すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有するともあります。昔と違いまして、義務教育の教科書こそ無償になりましたが、そのほかに、子どもさんを学校に行かせるにはさまざまな費用が掛ります。副教材、テスト代、ドリル代はもちろんですが、絵を描く道具、リコーダー、体操着、昔の夏休みの友のような教

材。学年にとっては、調理実習とか理科の実験に使う材料費などなど、年間にすればかなりの保護者負担があります。それらに加えて、遠足のバス代、給食費、PTA 会費など。また入学時には、小学生ですと机やランドセルなど、いろいろもろもろの費用がプラスして掛ります。景気の回復は地方にはさっぱり兆しが見えません。依然として先の見えない暮らしが続く中、教育費は若いお父さんお母さんの肩にずっしりとのし掛かっています。日本の未来を背負っていく子どもたちが伸び伸びと、その能力に応じて、経済的な格差に関係なく等しく教育を受ける権利は国が保障して当然なのですが、国の政治は現実の庶民の暮らしとの間に開きがあります。その隙間を埋めているのが地方自治体で、黒潮町では先ほどもありましたけど、中学生までの医療費の無料化などがその代表的な事例だと思います。本来は国がしなきゃならないことを地方自治体が各地でいろいろやってくれてる施策ですね。

通告書では、せめてテスト代、ドリル代の一部でも補助することができないかという質問を出しておりますが、答弁ですね、いきなりですね、いくらいくら補助しますとか、いやいや全くしませんとか、そういう結論が出ますと質問が終わってしまいますので、答弁書は用意していることではと思いますが、ちょっと脇に置いてですね、こちらの質問したことにお答え願いたいんです。

まず最初に、教育長に伺います。町では保護者負担の状況把握のために、どのような調査をされてきておりますか。

また、保護者負担の実態に対しての教育長の考えをお聞かせください。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本勝君）

それではお答えを致します。

予定をしておりました通告書、答弁書は全く使えないという状況になりましたので、ちょっととまどっておりますけれども。

まず、保護者負担の状況ということでございます。議員おっしゃられましたように、義務教育でもですね、さまざまな保護者負担がございます。義務教育は無償化とはいってもですね、そういった負担は決して家庭にとって軽いものではないというふうには思っております。ただ、教育を受けるというのは幅広い意味でいろんな分野がございます、当然掛かってくる費用というのも多方面にわたってまいります。そういった意味で、一定の保護者負担は必要であろうというふうに思っております。

特に教材費にかかる保護者負担についてはですね、各学校で家庭に求めるその教材費、そのリストを年度当初に作成をして、それを教育委員会の方へ報告をいただいております。こういったものを使用するのかといったことは報告をしていただいておりますので、それによって一定把握はしております。その他もろもろ、当然最低掛かる経費というのはございますので、そういったものは報告は求めておりませんけれども、そういった把握の仕方をしております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

まあ方向がちょっと違いましたので、教育長も戸惑ったと思います。大変失礼しました。でもまあ教育長ですから、それぐらいのことはね、いつも頭の中にあると思いますので、あえて質問させていただいたんですけど。

教材費が今教育長の話でも、リストを作成してもらって報告をいただいているという点では、教育委員会の方でも保護者負担というのが大体どれくらいにあるか把握しているということだと思います。金額が出てこなかったのも、教育長としては具体的な実数はつかんでないんだろうと思いますが。

計算用のドリルとか漢字を覚えるドリルとか、それなどを含めまして副教材、副教科書などは、学力の向上や定着のためには授業の一環として必要なものではないかなと思います。子どもたちにとっては、これは教科書とおなじなんですけど、これらは子どもや保護者が自由に選択できるものではありません。テスト代も、ほかにはならないと思います。以前は先生がガリ版ですよ、だいたい前の話ですけど刷ってありましたね。先生が勉強の進み具合に合わせて、手作りでした。しかし今は、もう何年も前からですが、テスト代は市販のものを活用しているのがほとんどだと、そのようにお聞きしております。子どもたち、特に高学年の生徒や中学生にとってはですね、テストがあるから一生懸命覚えるとか勉強するとか。そういう現実もありますが、本来テストというのはですね、先生が子どもたちの勉強がどの程度理解できているかを知る、そのために必要なもので、本来は公費で賄わなければならないものだと思います。

ドリル代、テスト代は学年や学校によって違いはあると思いますが、大体平均で幾らぐらい掛かっておりますか。小学生、中学生、別々にお願いします。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

お答えをしたいと思います。

まずテストということに関する、2種類あるというふうに我々は理解してをしております。つまり、まあ最終的には通知表の評価につながるテストですね。通常のテストと、それから定着を先生方が確認をする意味でのテストという2種類ございまして、後の方のテストにつきましては、家庭に持ち帰って定着、反復学習をするためのテストということになってございます。従いまして、授業の評価をするためのテストにつきましては、今ご説明ありましたように、手作りのものもありますし、あるいは市販品でコピーをして利用して可能というテストもございまして、そういうものは公費で購入を致しております。ただし、今ご説明しましたように、定着を図るために自宅に持ち帰って自学自習、反復等の家庭学習をするテストにつきましては、教材費として保護者から徴収をさせていただいております。

それから、教材費をどれくらいご家庭から徴収をしているかということでございますけれども、25年度でございますけれども、これは学校、学年、また担当教諭の指導方法によって大きく異なりますけれども、小学校では、少ない学年で一人年間2,000円程度。多い学年で1万円程度と。中学校で、少ない学年で年間4,800円程度、多い学年で9,000円程度となっております。大体学年が上がるに従い、購入金額は高くなる傾向にあります。

平均ということでございますけれども。全校全学年の平均でありますけれども、小学校で年5,619円。一人当たりですね。中学校で6,789円となっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

ちょっと確認しますけど、テストはですね2種類あって、通知表に関係するものと、それから自宅に持って帰るものと。まあ定着を図るためのテストがあって、成績に関係するようなテストは公費で負担していると

いうことは、全額公費で負担になっているのでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

今、私がお説明しましたように、評価につながるテストにつきましては全額公費です。それ以外に、自宅で持ち帰って再度繰り返し自学自習をするためのテスト類というふうに言ったらいいかと思いますが、そういうものにつきましては、教材費の一部としてご負担をいただいているところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

私もですね、あまり内容的には詳しくないんですが、ここに一つの例をもらってますが、黒潮町の小学校のですね。国語、社会、算数、理科テスト、1 学期 1,120 円。2 学期 1,120 円。3 学期が 1,120 円というのがあるんですが。

じゃあこれがですね、公費負担になってるんですか。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

申し分けありません。その金額は何の金額でございますでしょうか。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

私が頂いた資料はですね、これ小学校 6 年生の個人負担の教材一覧ということで頂きました。

それで、この負担の教材一覧というのは 9,460 円、6 年生ですね。なってます、そこには今言いましたように国語、社会、算数、理科テスト。1 学期、2 学期、3 学期と 1,120 円ずつありますが、これはまさに通知表に関係するテストじゃないかなと思うんですけども。まあそちらの方の資料が違うのかな。それとも、こういうのも含めて成績に関係するテストは教育委員会としては全額公費負担をしてると、そういうことでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

そのとおりです。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

そのとおりですということは、このここにある 1 学期、2 学期、3 学期の 1,120 円、3,360 円。これはこの資料が間違ってるということですね。

教材費としてこれは徴収してない金額というふうにとらえてよろしいですか。

議長（山本久夫君）

ちょっと宮地議員。その資料がですね、共通して持っていれば分かるんですが、憶測でも答弁ができません。

うし、そのことはまた後で確認してからということにしたらどうですか。(宮地議員から「分かりました。そっちの方で分かりませんかね」などの発言あり)

暫時休憩します。

休 憩 11 時 14 分

再 開 11 時 16 分

議長 (山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

宮地さん。

6 番 (宮地葉子さん)

すいません、私、こういう所で学校名出していいのかどうかと思って言わなかったんですけど。教育委員会の方に言いましたらですね、ドリル代として私がもらった資料では、ドリル代として保護者の方に負担を願ってるというふうなお話でした。

それですね、今、大体小学生のテスト代、ドリル代負担を願ってる平均が 5,600 円と。中学生が 6,789 円。これは平均ですけどね、そういう金額が今出てきております。教育委員会の方から答弁をいただきました。

伊野町ではですね、既に教材費の一部を公費で負担をする制度を設けています。小学生は 1,000 円、中学生は 2,000 円の補助です。伊野町の小学生の教材費を含む学級費の平均は、年間 9,000 円から 1 万 4,000 円だそうです。私が先ほど言いましたように、黒潮町のある学校では年間 9,500 円ぐらいでした。

先ほども言いましたけども、教材は授業の一環に必要なものですので、必要なものなんですけども、子どもや保護者が自由に選択できる性質のものでありません。自宅に持って帰るものであっても、それは子どもにとっては学力を定着させるために必要な教材ですよね。憲法で保障されているように、教育はお金があるなしにかかわらず、等しく受ける権利があるという原則からしても、学校で授業を進めていく上において、必要な教材費などの費用を保護者に負担させるということ自体が、私は矛盾してるんじゃないかなと考えてます。

国の行き届かない教育政策を町が先取りして、せめてテスト代、ドリル代の一部でも補助することができないかを伺います。もしその上でですね、もし一人 1,000 円の補助をするとしましたら、年間小学生、中学生で幾らの財源が必要ですか。

お願いします。

議長 (山本久夫君)

教育次長。

教育次長 (畦地和也君)

お答えを致します。

まず、その補助をするかどうかとご説明する前に、そもそも当町での児童生徒、その保護者への経済的負担軽減に係る施策の一部をまずご説明させていただきたいと思います。

黒潮町では、経済的理由によりまして就学に困難性が認められる児童生徒の保護者で、生活保護法に規定する要保護世帯およびこれに準ずる程度に困窮していると黒潮町教育委員会が認めた準要保護世帯に対して、黒潮町要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助要綱に基づき、所定の就学援助。これは金銭の給付を行っております。行っている就学援助は、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費、医療費、学校給食費の 7 項目であります。それぞれの就学援助費の支給額については要綱で定められてまして、学用品費であれば小学校で年額一人 1 万 1,100 円。中学校で年額 2 万 1,700 円。通学用品費であれば小学校、中学校とも年額 2,170 円などとなっております。学校給食につきましても、保護者負担の 5 割を上

限に支給を行っております。そのほか保護者の経済的負担の軽減策としては、障がいを持つ児童生徒が就学する際の負担を軽減するために、特別支援教育就学奨励費補助金を該当者に支給をしております。さらに保護者の経済的負担を軽減する当町の取り組みとしては、例えば遠距離通学費の補助金。自転車通学用ヘルメットの購入補助など。さらに広い意味では、スクールバスの運行、あるいはスクールバスに乗車できず路線バスに一般乗車した際のバスの運賃の助成、あるいは中学校ではクラブ活動が大会等遠征する場合の旅費の実費全額負担なども保護者の負担軽減となっているのではないかと思います。

ご質問にあります、伊野町での小学生には年間1,000円、中学生には年間2,000円の教材費購入補助を行っているとのこと指摘でございますけれども、伊野町の担当者に確認しましたところ、個人への補助ではなくて、教材購入に伴う各校への配当予算を、小学校では児童一人当たり1,000円、中学校では生徒一人当たり2,000円を措置をしているということでありました。

各校への配当予算は、黒潮町でも各費目に行っております。例えば、学校管理費では需用費として消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、賄い材料費、修繕料、食料費、医薬材料費や役務費などの物件費を。また教育振興費としては、各校それぞれ特色のある教育を進めるための講師謝金や旅費、教材購入のための消耗品費や備品購入費を各校に配当致しております。一方、児童生徒が家庭に持ち帰って学習の習熟と定着を図る、これまで今議論になっておりましたドリルなどでありましても。こういう自学自習、あるいは反復学習などに用いるドリル練習帳などにつきましては、家庭学習に用いる教材につきましては従来から保護者のご負担とさせていただいており、教材費として各校で集金をさせていただいております。これは他の市町村でも同様な扱いであると聞いております。集金した教材費でどのような教材を購入するかについては、先ほど教育長がご説明しましたように、町の規定により各学校長より教育委員会に毎年度教材使用届けを提出してもらっているところでございます。

以上のようなことをご理解いただきまして、個々の児童生徒が家庭で用いる教材につきましては今後も保護者のご負担とさせていただきたいと考えております。

以上です。

(宮地議員から何事か発言あり)

失礼しました。来年度がですね、児童生徒が小学校で480名、中学校が250名の予定しております。計で730名ですので、単純に1,000円を掛ければ73万円ということになるかと思います。

議長(山本久夫君)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

私はですね、個人的に1,000円補助してくださいと、個人的にですよ。そうじゃなくてですね、伊野町でやっているような個人への補助やなくてそういう措置を取ってくださいということだったんですけど。まあ書き方が悪かったのか、ちょっと理解してもらえませんが。そういう措置でいいと思うんですね。教材費として家庭に持って帰るものであっても学校の教材ですので、そういう措置をやっていただきたい。

それから、先ほど就学援助とか町でさまざま行われている住民へのサービスといいますか、それは説明がありました。大変ありがたいことだと思ってます。そして、本当にこういうことをしていかなきゃならないと思ってます。だから町の方が一切やってないと、そういうことを私言ってるんじゃないくて、保護者にとっては大変テスト代もドリル代も、それからいろいろ今保護者負担をお願いしてと言われましたいろんな教材。学校行くのにいろんなお金が掛かるので、一人1,000円ずつですね、そういう、1,000円でも2,000円でもいいですが、そういう措置を取ってもらいたい。個人に配るんじゃないんですよ。今やってる町の政策にプラスして、

そういう教材費として、一人、財源も今聞きましたら大したことじゃないですから、そういうことができないかということを行ったわけでは。

幡多郡では、今日お見えになってます大月町でもね、今回、小学生中学生ともに年間1,000円ずつの補助を行うことになったそうです。三原村でも教材の一部を補助しているとお聞きました。三原村では、これは間接的に聞いてますので、もしかして違ってたらいきませんが、県の地域教育アクションプランという補助制度を利用してると。この制度はもっと広い意味で使ってるのかも分かりませんからちょっと分からないんですが、こういう制度があるんだったら黒潮町もぜひこういうのも活用して、保護者負担の軽減は、今言われたようにスクールバスの補助とか、クラブ活動の補助とか、たくさんしてるということは私も分かります。

それ以外にですね、今、先ほども言いましたけど、いろいろ負担が掛かりますのでそれをやっていただけないかな、補助をしていただけないかなと思うんですけど。

教育長、いかがです。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本勝君）

お答えを致します。

先ほど次長の方が説明をしましたように、基本的な考え方として家庭に持ち帰るもの、あるいは理科等の実験用の教材なんかもですね、授業の質を高めたりするために個別に構える、準備をする教材なんかもあります。これは授業が終わって、その後はもう家庭へ持って帰って個人のものになる。そういった教材ですね。そんなものについては保護者の負担を願っているところでございます。

保護者の負担軽減という部分ではですね、できるだけそういったことに努める必要があろうかと思っておりますけれども、一定の線引きといいますか考え方も必要であらうと思っております。当町においては、基本的にその個人の持ち物になる部分については、もう保護者負担にお願いするということにしております。それ以外の部分でできる支援。そういったものを、また別の部分で検討もしていく必要があろうかというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

まあ理科の教材費とかですね、そういう自宅に持って帰るもの。本人のものになるものは割と保護者負担というのがどこでもやってることだと思います。そうじゃなくてですね、教材に使ってる分。自宅で勉強するものであっても子どもたちにとっては教科書と同じようなものですから、そういう補助をわずか一人1,000円の措置ですからできないかなということをお願いしたんですよ。

伊野町の教育長はですね、教材の補助を行うに当たってですが、このようなコメントをしております。不況など社会状況が厳しい中、公的サービスとして何かできないか。わずかではあるが、各家庭の負担軽減につながればと、そういうことなんです。教育長も今、ちょっとそのようなことを言われましたけども。

こういう措置っていうのは、確かにあれこれいろんな住民サービスをお願いしていつも困るんだと、副町長がよくこぼしておりますが。教育は子どもたちが将来のために本当に大事なことだと思うんですね。でも教育委員会は、今回の補助を実施しようと思っても、大した予算じゃないんですけども、学力向上を唱えることも大事ですが、保護者への力添えという点ではわずか1,000円でもあっても、教育の一環として今後考えてい

ただけないんでしょうかね。検討するとか、そういう答弁がぜひほしいんですけども。

教育委員会はですね、前回の12月議会も、安政津波の碑の案内板を読めなくなっているから修復してくれませんかという町民の声を届けましたけども、大した費用も掛からないんですが、3、4年もかかるというような答弁でした。もう少し町民への思いやりとか、配慮とか、大人が見せる態度も大事な教育だと。偉そうな言い方ですけど、そういうふうに私思います。

今後ですね、今日のことを結論にしないで、さらに検討して、保護者に対していい方向で結論を出してほしいと思うんですけども。検討の余地は全くありませんか。

教育長、答弁を再度お願いします。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本勝君）

お答え致します。

先ほど議員がご指摘のありましたように、三原村、大月町の例もございます。そういった所にも問い合わせをしてみたいと思います。

ただ1点、アクションプランの件が出ましたけれども、当町はそのアクションプランを活用しております。もう一定、上限いっぱい活用しておりますのでこれは活用できないということになりますけれども、ちょっと問い合わせをしてみて、確認をさせていただきたいというふうに思います。

それをもって、今後検討課題ということにしたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

検討課題ということで。

私が聞いた話では、大月町さんも議会のときには検討しますということで、その場の即答はなかったようにお聞きしてます。後ろに見えてますんで、もし間違ってたらまたご指摘お願いしたいんですけど。その検討しますということで検討した結果ですね、今回の当初予算に一人1,000円ずつと。小学生1,000円、中学生も1,000円ですけども、そういう措置を取るということになったそうです。ぜひですね、黒潮町でもそういう方向で、そういう教育方針でまたやっていただければ、住民としてはありがたいなと思ってます。

教育長がそういう答弁をいただきましたので、再度問い合わせをして検討をしていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで宮地葉子さんの一般質問を終わります。

この際、13時まで休憩します。

休 憩 11 時 31 分

再 開 13 時 00 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をします。

早退者の報告を致します。

小永正裕君から早退の届け出が提出されましたので報告致します。

これで諸般の報告を終わります。

一般質問を続けます。

次の質問者、明神照男君。

10 番（明神照男君）

議長のお許しをいただきましたもので、町長および教育長に 3 点について質問致します。

まず第 1 点目ですが、この地場産業の活性について。大ざっぱな質問みたいになりますが、ここで通告にも出させてもろうちよるように、まず第 1 点目です。

情報基盤整備についてですが、この事業は始めるときの執行部からの説明が、コンピューターで広く情報を集め、地場産業の活性化が目的の一つという説明もありました。そこで町長、コンピューターで集める情報はね、誰でも持っているような情報。そんな情報はあんまり生きた情報には自分にはならないと思ういうて。まあ、歌の文句やないけんど、前に三日遅れのいう歌があつて、あの歌には情緒がある。けんど、情報が三日遅れたらもう価値がないということで、自分らは反対しました。

ほんで、初めの当初のときの予算うかぬ、それが 17 億。それから管理費が約 7,000 万前後やということでしたが。今は、今年、来年度の予算、当初予算のあれにもあるように、もう 1 億を超えていう数字になっちゃります。

この情報に関係したがでは、自分はケーブルテレビを取ってないもので、ほんでそれこそ三日遅れやない、時代遅れかも分からんけんど、この間、散髪屋の大将がね、あれはなかなかええいうて。議員が普段言うことや、やりようことと、議会で言うことがよう分かるきいうようなことも話しよりました。そういうようなことで、ええ面もあり、そりゃ悪い面もあることは自分も認めます。

そういう中で、先ほどの宮地議員の質問にもありましたが、保険料の問題ね。上げないかん。医療費が増える。それに対して執行部が上げるいうがは、自分仕方はないと思うがです。これは。ただ、単純には言えん部分はあるとは思いますが。お金のやりくりやきね。町、県、国の。そういう中で思うことは、この情報事業に今使わないかんかったお金があつたらよ、保険料をこんなに上げんでもかまんがやないかと自分は思うわけよ。こちらへ回せるきに。

ということで、問題はこの基盤、情報の整備事業の経済効果。投資効果のまず数字をお聞き致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、明神議員の地場産業の活性についてお答えしたいと思います。

まず、情報通信基盤整備の目的については情報基盤整備の大きな目的の一つに、情報を集め、町の産業経済の活性を図るという説明だったが、この事業の投資効果というご質問でございますけれど。

まず、情報通信基盤整備の目的についてでございます。

平成 20 年ごろ、こういうふうなガイドブックを持って、住民の説明を進めてまいりました。そのときに主な目的としたのは、1 番目として、行政情報の周知徹底。そして、2 番目としては防災対策。そして、3 つ目としては、そのとき問題になっておりました地上デジタル放送の対策。そして、4 つ目がブロードバンド環境の整備。そして、5 つ目に携帯不感地域の解消というふうなことが主な目的だったと思います。この目的につきましては一定の投資的効果があったのではないかと考えております。

そして、また将来構想の中で、保健、医療、福祉や産業、観光振興、そして教育など、生活の中でさまざま

なサービスの向上につなげることができるのではないかと考えると説明をしてきました。つまり、情報通信基盤の整備は、さまざまなサービスを行うための下準備ができたことになるということだったと認識しております。

議員のご質問に対して、産業的な投資的効果を数値に表す資料は持っていませんけれど、例えば私たちが誇る、全国的に有名な町内のカツオ加工販売業者さんにも本サービスを積極的に活用をさせていただいておりますし、また建設業者の関係の方からは、これまで送ることができなかった図面等の大きなデータも簡単に送れるようになったというふうに評価をいただいております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

そうね、投資効果いうたち、立場立場、考え方で違うが。

ほいたら課長、そればあ効果があったがやったら、町の税収、どればあ上がっておりますか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

明神議員のご質問にお答えしたいと思います。

この情報基盤整備事業によって税収が幾ら上がったというふうな資料はですね、手元に持ってありません。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

まあ、こんな質問するがも酷な質問か分からんけんどね。けんど、現実にはそれじゃいかんわけよね。資料を持っちゃらん。持っちゃらんがをいかん言うたち、持っちゃらんきこれはもうしようない。

けんど、年間にね、投資した額も投資した額やけんどよ、1 億も 1 億 5,000 万もの費用を掛けようがやきね。しかも、先ほどの説明やないが、8,000 万、8,500 万前後のお金をよ、一般会計から繰り入れよう事業やきね。自分の事業、民間の事業やったらそういうわけにはいかんがやき、これは。

まあ、こんなことをね、課長に言うてもいかんけんどよ。けんどね、自分思う。こればあ年間によ、費用を掛けないかんがやったらよ、そりやもう 20 億余り投資しちょうき、その問題もあるけんど。もし自分が責任者でこの事業をやりよったら、自分やめる。年間に 1 億 5,000 万ずつ掛けてよ、これ 10 年たったら 15 億やきね。まあ確かに、そりや目に見えん効果もあると自分は思う。思うけんど、先にも聞いてもろうたようにね、自分、ケーブルテレビ見んきいうてよ、今まで困ったこと自分はひとつもない。ないどころか、ケーブルテレビ見よったら、こらほかのことができんき、大きなマイナスなっちゃうように自分思うが。自分はぜ、これは。そりや人それぞれ立場があつてね、それを楽しみにしちょう人にとったら大きな効果やきよ、単純には、いい悪いは言えんことは分かる。分かるけんど、分かるけんどね。

今、自分が言うことも言うまでもない。町長にしても、副町長、もう課長、皆さん、恐らくこれは財政はどんなになるろうかと。国際的な収支もだんだん厳しいなりよるみたいなど。国も、そう今までみたいに地方には金を下ろしてくれん。下ろす金がない。けんど、目の前には南海地震ね、災害が起きる。そのためにはどうしても使わないかん金もあると自分は思うがよ。そういうとこで。

これ町長、自分のお聞きすることは、そうやねいう話にはならんことは分かっちゃいます。分かっちゃいます。

すが、この事業をせめてよ、とんとんになるような、一般会計からも繰り入れんでもかまんと。自分らが反対したが、自分らは事業そのものに反対したがやなかったがです。今のような形のものにしたら、プラスの面はあるにしてもよ、マイナスの面が大きくなると。これやったらなかなか財政的に町も、それから町民の。

まあ、先にの宮地議員の質問にもあったようにね、国保へ入っちゃうような収支の人、収入の人、所得の人らにとったらよ、今はわずか1,000円そこそこの負担やけんよ。けん、そのためによ、情報に係した費用は1,000円かも分かんけん、町全体としたらそれでやれんきによね。水道も上げないかん、保険も上げないかん、目に見えんとこで。これは国で言うたらよ、国が消費税を上げんことには、国そのものは働きようがやないきね。税金を集めてや。町も、申し訳ないけん基本的にはそうやと思う。これは。もう従来のそういう考え方ではよ、自分はね。そりゃ分かん、明日のこと分かん。分かんけんよ、今までみたいなわけにはいかんってくるときがきたというように考えるわけ。

そういうことで町長、この情報事業をよ、やめるとかやめんとかいうても、そんなことはようお聞きしませんが。せめて、今要りよる年間の1億4,000万、5,000万の費用をよ、1割でも削る、落とすいうようなお考えはございませんか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

この事業に限らず、さまざまな事業については、その投資効果の検証も大変重要かと思います。

それからまた年度年度の運営につきましても、例えば支出の削減ができるところがあるかないかといった検討も当然必要かと思います。

現在は、そういった検討をさせていただきながらも計上させていただいてる予算でございまして、これ以上大きく削減ができるところというのはなかなか見当たらないわけですが、今後は引き続きこの事業を通じて効果が出るように。例えば、コンテンツの充実であったりとか、あるいはこの産業への利用促進あたりとかいうことも、しっかりとお声掛けもさせていただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

まあね、どうこう言うたち、もうどうこうならんことも現実問題として、と自分も思う。

思うけん、これじゃほんまに、今のどうにもならんこうにもならんいうて口で言いようときは、まあどっかにどうもなるとこもあるけんよね。けん自分、このままやったらね。ほんとにどうにもならんときが自分は来ると思う。ほんで町長に。そういうことを決断できるがは町長一人やきね、これ。

それこそ自分、この間の委員会。たまたま町長も出席していただいて、その国保の問題やったけん。もう町民の皆さんに、これはほんまにもうどうにもならんきよ。町も医療費の削減には努めますということを町長に聞いてもろうとね。ほんで、その代わり皆さんもなるだけ病院へは行かんように、体を。以前の佐賀町のときの、あの疋田先生のお考えのね医療いうようなことを町長、言うてください言うたかどうかは、そのときのこと自分覚えてないけんよね。自分ね、これは保険の問題だけやない、もう財政そのものがよ、ほんまにこれは町長の立場としたら、町民の皆さんには申し訳ないいう気持ちになると思うけん。思うけん、自分はね、もうそこまで町民の皆さんにも無駄なことはせんとうせ。ざっくばらん言うてね。町がお金の掛かることはなるだけ言うてこんとおってというようね、ときに自分なってきたように思うがです。

ということで、まあ、この事業について投資効果。課長のご説明にもあったように、まあ課長にはああは言い

ましたけど。ほんまにこれ、なんぼ自分。まあ投資効果の数字を出せいうて、書くことは書いちゃうけど、これは数字で出せんことも自分も分かっちゃう。分かっちゃうけど、分かっちゃうけどそれが分かるような取り組みをせんといかんときなってきたと自分は思うたきに質問させてもらいました。

これは、1番のその情報の関係の質問として、そのカッコの2番に移ります。

これは、漁業は、まあ自分が言うのもどうかとは思いますがですけど。言われるような、みんなが持つちようような情報を持ってね、そんなもんじゃ漁できんときやき。ほかに効果はないいうがやないぜ。ほんで、ここへも書かせてもらうちようように、そういう目的の事業から漁業が一番遠いところにあると。

ほんで、ここにも書かせてもらうちよるがですけど、自分はもう佐賀の町のときからも言わせてもらうてきた。今、国が、今というかね、もう早うから国もやりよる事業や。この大型の魚礁はね。それを土佐沖へやるいうことをやらないかんがやないかよ、やらざったら漁師はどうにもならんなんと自分は思うがねいうこと言わせてもらうてきたがやったけど、なかなか町にしても。県も、うんとは言わん。言わざった事業やき。県がうん言わんに町がうん言うこともね、これはなかなかできんことも自分は分かっちゃう。分かっちゃうけど、分かっちゃうけど町のことは町が一番知っちゃうがやきね。

いうことで、何回か何十回になるか分からん質問になりますけど、この大型の魚礁の設置。そのことについて、やるかやらんか。まあ、いうたらよ、明日のこと、ほいたらやるかという問題やないけど、そのための取り組み。そのことについてお聞き致します。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは、明神議員の地場産業の活性についてお答えさせていただきます。

この事業は、国の直轄漁場整備事業であるフロンティア漁場整備事業となっております。

目的としましては、排他的経済水域において国が資源の回復を促進するため、施設整備を資源管理措置と併せて実施することにより、当該海域の水産資源の生産力を向上させ、水産物の安定供給を図るとなっております。

事業の内容として、漁港漁場整備法第4条第2項に基づく、国が沖合海域で行う漁場の整備。中身については、魚礁の設置、あるいは水産動植物の増殖場および養殖場の造成となっております。

事業の要件として3つがあります。

1つ目として、排他的経済水域において。

2つ目として、資源管理措置で、海洋生物資源の保存および管理に関する法律、タックですね。TACに基づく漁獲可能量、または漁獲可能努力量。これはタエ、TAEによる資源管理されている魚種であるということです。

TACの魚種については、サンマ、スケトウダラ、マアジ、マイワシ、マサバ、ゴマサバ、スルメイカ、ズワイガニとなっております。

TAEの魚種については、9種類。アカガレイ、イカナゴ、サメガレイ、サワラ、トラフグ、マガレイ、マコガレイ、ヤナギムシガレイ、ヤリイカとなっております。

3つ目として、資源回復計画などの保全措置が講じられているものを対象として、事業効果の著しい効果があるものと認められるものとなっております。

費用の負担として、国が4分の3、県が4分の1となっております。

それから、事業の事例を見ますと、平成19年から平成26年にかけて総事業65億円で、日本海西部地域。これは兵庫県の但馬沖。もう1つは、鳥取県の赤崎沖、島根県の隠岐北方および浜田沖の3県にまたがり実施され、対象魚種としては、アカガレイ、ズワイガニの産卵成育場を確保するための保護育成場を設置したもので

す。

魚礁の設置としては、水深270メートルで2,000メートル掛ける2,000メートルのブロックが全体で21カ所。そのブロックに囲まれた区画の中に、5メートル角、4メートル角のコンクリートブロックを20トンから40トンを配置するものです。

25年度の鳥取県の評価として、魚礁内ではズワイガニの育成礁がほかよりも高密度で生育していることから効果が見られるとなっております。

3県の漁業者の中でも話し合いが行われ、育成礁の周辺1マイルを自主的に操業禁止としており、漁業者の資源管理に対する意識が形成されていることとなっております。

ご質問のこの土佐沖の魚礁構想は、明神議員の長年の漁業の経験から発想されたもの考え、1つの行政で管理できる土佐湾だけということで、国の大型魚礁の設置導入について町の取り組みを問うということですが、結論から言うと、採択は厳しいのではないかと考えております。理由としては3つです。

1つとして、排他的経済水域となるのか。

2つ目として、資源管理措置、TACやTAEで資源回復計画のある魚か。

3つ目として、事業費が一事業20億円以上となっているので、関係者の調整や負担が可能か。

以上の3つの理由によるものです。

2011年に明神議員と一緒に水産庁の担当課の方にこの件について要望に行ったことがあります、TACの魚種でないとこの事業の対象にならないということで帰ってきております。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

やれんこと自分分かつちょう。けんど、けんど、それじゃどうにもならんってきちょうがやきね。それを、別に自分、課長を責めるがやないがやけんども、課長がね、答弁してくれたき、課長に聞いてもらわないかん。

けんども、これはいろいろな規制、国は。まあ、こんなこと言うたらいかんけんどもね、いかんこと言わせてもらう。国はよ、どうやったらお金を使わんでもかまかんいうことのため。ほんで、それは納税者に、先にも聞いてもろうたようにね、わずかもう20万。20万いうけんども、20万の漁師おらんがやきね。そればあのもんのためによ、就労者の数からいうたら6,000万の人の金を使わないかん。使える道理ないと思うが。

けんども、そこを使うように努力するいうたらまた申し訳ないけんども、それがね自分、行政皆さんのお仕事やと思うがです。これは。それから、そうせんことにはよ、もうこれ町長。町長もご存じと思うけんどもね、早や今年は夏場のヨコ。あれが承認制。以前は釣りたい者がどんどん釣れよった。けんども、もうそれが釣れん。承認、一応届け出せないかん。ほいたら、来年はそれが半分なるいう問題が目の前へ来ちようがです。そう考えたときによね、これ佐賀の漁師の問題だけやないがやきね。

ほんで自分、正月済んでからちょっと用があって県へ行ったときも、ヒガシいう部長さんにもこの話をさせてもろうた。ほんで、課長も今言うたようにね、この土佐湾いうところは一つの行政体で管理できるとこや、ここは。ほんで部長さんね、自分はよ、たまたま佐賀ではマモリヨセいうとう。けんどもあそこはよ、土佐の沖でもあり、高知の沖でも、室戸の沖でも、足摺地方の人らの沖でもあるとこやきよ。そこにこういう魚がおると。まあ私事みたいになるけんども、うちのおやじがいつもあこは佐賀の漁師の米びつやきねいうてよ、大事にせないかんいうて。

昔はね、まずあこへ行くいうたら、山手やったき天気が良うなけりゃいかん。山の見通しの利くときやない

と。それがそこへ行てもよ、タイミングようにね、潮の流れがええときやないとね、釣れざったき。ほんで、こんなこと言うたら悪いけんども、いかんか分からんけんども、運の強い人間やないといかざった漁や。ほんで、資源が大事に、乱獲にならざった。ありがたいことに文明の機器でよ、夜でも取れるようになったきに、釣ってしもうた。けんども、この魚、まあホタとか、ホンゴとかね、そこの魚でよ。冬場になったら、そのクエ、ハタ類。キロが8,000円も1万もするような魚がおるがやきよ。そういう魚を、部長さんね、自分は釣れるきいうて釣るがやないと。もう10キロのもん1匹釣ったら7、8万、10万あるがやきよ、油ばあそんなにたかんでもかまんき、そういう事業をやらんことには。そりゃ、うちにとったらよ、皆さんがカツオカツオ言うてくれることはありがたいとこやけんども。これも何回も聞いてもらうように、もうカツオの先は見えちょうがやきね、カツオ漁業は。自分はそう思うちょう。釣るカツオが来んなったに。これは。

そら、乱獲の話もある。けんども自分はね、一番はね、自分らの水道の水やと思うちょうが。あの水道の水へ金魚からメダカ入れたらいちころやに。その水を、その上に化学洗剤、工業廃水、いろいろなもんどんどんどん海に流してよ。もう魚がね、餌にするイワシがおらんくなってきちょう。餌のないとこへカツオが来る道理がないと自分は思うちょうが、これは。けど、これはもうしよないこと。みんながええ、それからそういう時代になってきたがやったき。ほいたら次のことを考えないかんいうことでよ。

ほんで自分は、また今も質問させてもらうて。ほんで、これは課長は課長の立場でね、国もちゃんとこういういろいろな取り決めがあつて、それへ持っていかなあ採用できませんと、県もお金がありませんと言いうに、いや、わしがやるいうわけにはいかんと思う。

ほんで町長、町長は現実によ。これも何回も聞いてもらうことでね、一次産業の町の農業、漁業。ほんでね、こんなことまた言うと自分あれやけんどもね、自分言うがは漁師のことやないぜよいうて。百姓さんのことやないがぜよいうて。日本の食糧をどうするかいう問題につながるぜよいうことで、自分はそれこそうちの言葉で言うたらしつこいことを何回も何回も質問させてもらうがやけんどもね。

町長。よっしゃという返事はできんかも分からんけんども、まずほいたら県へ話しに行くいうようなお考えは持っておいでませんかね。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

これまでも、たびたび魚礁の設置についてご質問を賜りました。

少し自分の勉強不足で大変申し訳ないんですけれども、自分はこれまでの魚礁設置はですね、比較的沿岸部で、もう少し小規模なものを想定して、これまで答弁をさせていただいておりました。この制度につきましては大変勉強不足でして、まだ答弁できる段階にございません。

よって、機会を見つけて、まず勉強させていただいてということでご理解いただければと思います。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

町長にそう言われたら自分もなんちゃよう言わんけんども、4年でやきね、町長。確かに沿岸のがやってもらいよう。けんどもね、あれは。もう時間がないき、こんなこと言いよったら言いたいこと言えんなるけんども。沿岸のね魚礁も効果がないわけじゃない。そりゃありがたいことや。けんども、この高知の沿岸のね漁業者が、ほいたらそれでご飯食べれるかいうたら、食べれる形にはならんがやきよ。ならんき、毎年毎年漁師はおらん、少のうなりよう。お父さんが一生懸命魚釣って食べていけんに、子どもがする道理がない。後継者がどうのと

か、なんだからんだら言うてもよ。もうそういう元の問題をこっちへ置いちょいてね、後継者を何とか育てないかんとか、よそから引っ張ってくるとかいうたちよ。その人らが来て、ここで漁師して食べていけざったらよ、誰が続けていくかと自分思うがやき。まず、ここで漁師したら、黒潮町で百姓さんしたらよ、ご飯が食べれるいうもんを町でつくる。そら、自分は勝手なことやと思う。自分が言うがはね。けんど、それがあってこそ、自分、黒潮町やと思うがよ。

まあ、分かりました。町長、勉強してくれるということやき、その魚礁の問題ではね。

ほんで、これへも書かせてもらうちょうように自分らのあれとしたらよ、この沿岸の人は魚礁の問題。それから自分らね、そのカツオ。中型 19 トンも含めてカツオ船のあれはよ、海の汚染の問題。ほんで、それこそこれ 1 週間ばあ前かね、高知新聞、子ども用のあれのがによね。汚染の数値が 2 億 4,000 ベクレルかね、いう数値の海の問題が出てきちょう。こんなことはね、国の人にしてもよ、まあ東電はもちろんやけんど、水産省、農林省、それから経済産業省、言いとない。認めとない。けんど、現実にもう今出てきょうこの福島原発のそういう汚染の問題はよ、それこそほんとの想定外の数値の現象が自分起きてきょう思う。

ほんで、この一般質問にも、ここへも書かせてもらうちょうように、この汚染の問題についてよ、これもそりゃ町長が、課長が、黒潮町がね、どうこう言うても、あれは福島の問題やなんだらいうて、逃げろう思うたら逃げれる問題。逃げれる問題かも分からんけんど、これもそういうわけには自分はね、いかん問題になってきょうと思う。自分は前も聞いてもらうたように、もう三陸の海、駄目になると自分思うちょう。

ほいたら、三陸の海が駄目になるということは魚の風評被害は国内やけんどよ、三陸の海がね、駄目になるいうことはね、自分ね、もう言いとうないけんど、船員が下りだすと思う。そうなってきたら行きとうても行けれん。ほいたらこれね、三陸の海の汚染いうことはね、ほんとはそれほど危険やのうても、汚染いうことの風評被害が出たらこれ、国際問題になると自分思う。

ほんで自分、これも 12 月にも聞いてもらうたか分からんけんど、もう辞めたあの水産次長さんにもオーストラリア行てケアンズでその話もした。そういう問題やと思うもんで。ほんで、まあ、たまたま佐賀の町には、そのカツオ、三陸の海に関係しちよる漁師、船もおるがやけんど、この汚染の問題について何とかせないかんというお考えは町長ございませんかね。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

これ、具体的な対策を何とかしなければならぬという質問に対してはですね、答弁する立場にないと思います。

ただし、ご指摘いただきましたように、うちの船籍の船が商売をする海域でございます。よってですね、さまざまな風評被害を防ぐ手だてとかですね、議員からご指摘いただいたような大きな対策にはならないかも分かりませんが、そういったことには積極的に関与していく必要がある自治体だと思っています。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

自分ら、そうやね、何とかせないかんねいうたら何とかせないかん。町長にも何とかしてもらいたいと思います。

それで、まあこんな話ね、なかなか自分の言うこと、はい分かりました、そうします、こうしますというわけにはいかんことばっか言うきにめんどいと思うけんど。

同じ問題としてよね、このカッコ3のアベノミクスで、一応、特区の対策の中に農業の問題は挙がっておってね。ほんで、企業が参入、一つの障害になっちゃるいうことで。まあ自分はそんな専門的なことは分かんけん、話としたら。で、農業委員会もこれは考えないかんというような話が出ちゃうわけですよ。ほんで、そのことと。

それから自分、ここへも書かせてもらうように、たまたまこの間、東京へ行ったときに、ある会社の社長さんからよね、そのソーラーの関係を、農業ハウスの屋根を利用してという話を聞いたもんで。素人やきね、ああ、まことそれええね思った。いうことで、その農業委員会の問題と。

それから、ハウスの屋根を利用したエコ発電の活用。町もソーラーのあれはやるようになっちゃるがですけど、これを百姓さんの方にやったらどうぜよとかいうようなお考えはないかという質問です。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（野並誠路君）

それでは、明神議員の質問事項の1の地場産業の活性についての3を、通告書に基づいてお答えします。

農業委員会は、農地法に基づく売買、貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査、指導などを中心に、農地にかんする事務を執行する行政委員会として市町村に設置されています。

農業委員会には、外部から地域の農業者だけの内輪の組織であるため、新規参入者、農外企業および市町村外からの農業者等に閉鎖的な対応をして、農地の取得を認めず、日本農業を成長産業にするための阻害要因になっている等の指摘を受けています。

しかし、地域の農業と農地は、農業生産だけではなく、農村地域や地域住民の生活と密接な関係があり、農地が存在する地域に居住する農業者が中心的な役割を担って、経営と管理に当たることを基本としていると思います。このことは地域外の者、法人等が経営、管理を行うことを排除するものではなく、既存の農業経営、農地管理との調和を担保した上で、地域の実情に応じた新規参入を推進する必要があると考えます。その際、農業者の高齢化や担い手不足、過疎化が深刻化しつつある中、農地の利用、管理主体について地域農業者以外の外部の者、新規就農者や法人の参入を広く受け入れ、またその活力を活用していくという考え方で、現行の審議や運営の透明化を図り、理解を深める取り組みを強化することで対応すべきと考えます。

次に、町内のハウス農家独自でエコ発電に活用を進める考えはないかについてお答えします。

農林水産省は、農地を利用し、営農を継続する営農型発電設備を、周辺の営農に支障がないことなど幾つかの条件をクリアすることで許可をする公表をしています。農業新聞等でもトマト栽培など、県外での事例を何例か紹介されていますが、品目によっていろいろな方法で取り組んでいることが記載されております。記事の中では、売電収入と営農収入で一石二鳥のように記載されていますが、中には実施試験の段階もありますし、植物に必要な光合成の不足やパネルの価格など、施設園芸のハウスでの設置にはまだいろいろな課題があると考えます。

農家の皆さんにエコ発電推進には、今後、振興センターや営農センターなどと情報交換等、連携を取り、研究していきたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

このソーラーの問題。自分より課長の方がね、もっと専門的なこともご存じ。

ほんで、ただ自分ね、この農業委員のそういう問題が出て。これはね、後でも質問させてもらうがですけど、あの教育委員の問題らも根は一緒やと思うがです。

そこで、今課長ご説明あったようにね、地方としたらこうですと。まあ、いうたら国は農業委員組織の人选を変えてよね、組織と人选を変えてよ、企業が農業をやりたいようにいう前提の下でのことやと思うもんで。これも、国がこうします。県へ来る。県が町へ来る。ほいたら、はいと言わんことでもせないかんがが仕組みやき。仕組みやと思うき。もう無理なことは言いませんけど。

ただね、ここでね自分、この方にお聞きしてあれしたことは、その方がそのハウスの、このソーラーのあれも。イノシシを入らさんようにするための電気の問題とか。それから、そのソーラーの電気を生かしてよ、促成うかね。ハウスとまではいかにしても、そういうような活用もあるいうようなことをお聞きしたことでね、ここへ質問させてもらいました。

このカッコ3は分かりました。

それで、元へ戻って浜田課長。すいませんけどね、1つ抜かしちゃった、お聞きしたいこと。

同僚議員のときに、3月の4日か。何か、佐賀の水揚げ促進何とかを協議したとかいう説明あつとうね。あれもう一度お聞きしたいと思います。かまざったら。

どういう会合で、どういう結論が出たかいうこと。

議長（山本久夫君）

元に戻りますけど、答弁できる範囲で。

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

ちょっとびっくりしましたですけど。

3月の8日ですね。

（明神議員から「8日か」との発言あり）

3月の8日です。

黒潮町カツオ水揚げ促進対策協議会というのをですね、つくりました。

これについては12月議会の中でもカツオ漁業ということで、うちへの水揚げが少ないということで、漁業関係者、船主さん、それから船主さんとか漁業者。それから市場の関係者、商工会、それから黒潮町、それから高知県。その漁業関係者が集まってカツオ水揚げ促進について、佐賀の漁港に対する水揚げの促進を図る対策を考えるということで3月8日に関係者が集まって、20名近くですか、集まってそういう会を開きました。

漁業者では、大型船の船主の方、それから19トンの船主の方、それから小型の船主の方が集まっております。市場の関係者は残念ながら一人も来てませんでしたですけど、次回またそういう会を開くということで話しております。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

はい、分かりました。まあね、ありがたいことです。

けど、何回も聞いてもらうように、釣るカツオが来んなってきちょうがやきね、これは。

ほんでね自分、申し訳ないけどよ、先にも聞いてもろうたようにね、もうね、カツオに代わる何かをよ。たまたまこれ黒潮町、佐賀のカツオ何とか協議会よね。水揚げ促進協議会。ありがたいあれやと思うけど。

けんどこれ、まあ皆さんいろいろなお考えあると思う。けんど自分はね、そのカツオに代わる何かをよ、考えないかんときなっちょうと思うがです。ほんで、その何かが自分はもう底いよやないかと。回遊魚はもう国際間で取り合いやきね、いうたら。今まで外国が取らざったき、ありがたいことに日本まで来てくれよった。餌もおったき。先にも聞いてもうたようにね。けんど、もうそういう条件がないなっちょき、自分は何かと思うがやけんど。

まあ、分かりました。ありがとうございます。

そしたら、2番の震災対策の高台移転についてを質問致します。

自分が生まれてね、育った佐賀の浜町、もうないと自分は思うちよう。当時の家でね、残ちようがは、自分、こう指数えたら4軒。あとの家はもうなんちゃないなっちょ。

が、震災からね、あの3年たった東北の町の更地を見たとき、自分の町も時間はかけてないなっちょがやきよ、感傷的になることもないか分からん。けんど、あのときね、あれ11日やって、ちょうどここで見たテレビよね、気仙沼の津波。あの波の勢い、家や船が流れようがをね、テレビで見て。まあ、これがたまるか。ほいたら、やっぱり夢中になっちょき、こう気が付いたら体もこう動きようがよね。それが自分はね、佐賀も大方の町もよ、あのよにね、津波、波が荒れ狂うのか思うとよ、ほんまにね、人間の無力さ思う。それで、そういう思いでね、あの情景を見た自分らやきよ。地震は、これどこにおっても避けることできん。けんど、その後のよ津波はね、津波の来ん高い所やったら避けられるがやきね。せめて自分は高台移転を、その前の高台の造成。

まあ旧大方いうかね、こちらは結構高いところもあって、それほど問題やないけんど、佐賀にはほんとにない。そこで自分は、これにも書かせてもうちよるように、地元の人らの話の中で、やっぱああの東運動公園の北東に位置する場所の、あそこを高台用地としての造成は、ここへも書かせてもうちよるように考えられんろうかいうことの質問です。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは、明神議員の震災対策の高台移転についてお答え致します。

明神議員の高台移転に対する深い思いのご質問だと思います。特に、土佐西南大規模公園の東公園の北東に位置する場所の高台用地の造成は考えていないかということでございますけれど、現在、黒潮町では高台移転の造成を決めている場所はございません。

ご質問にあります東公園の北東に位置する場所は、日当たりも見晴らしも大変良い場所であると思いますが、このような大規模な構想は町の土地利用計画全体から考えていかなければならないと思っております。そのためには、山崎議員のご質問でもお答え致しましたが、南海トラフ地震が発生した後の復興計画を、被災する前の段階。つまり、防災対策の一環として位置付けて、住民が主体となって各地域で考えていくことが効果的ではないかと考えております。

この復興計画を2、3年をめどにして作成して、その上で実現可能な事業につきましては、事前に事業化を進めていく。もし、事前に事業化ができなくても、現実には被災した後には必ず役に立つ計画になると思っております。ただ、これを実行するに当たっては、町行政はもちろん、関係する地域住民の方も相当の努力を要することだと認識しております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

今、課長おっしゃるようにね、自分も復興計画のことも、前もお聞きしたことがあったがやないかと思いません。ほんで復興計画も大事です。

ほんで、復興を、計画を立てるということはもう、被災を前提にして考えようことだね。被災をするから、その後ほいたらどうしたらええか。こういう形の取り組み。それもせないかんがやないかというような意味合いの質問も自分させてもらうちょう。

ただ問題はね、自分、まあ今更蒸し返す話みたいになるけど、自分、庁舎移転のときに自分は国営農地へということ聞いてもろうた。そしたら、あくまでも話として、黒潮町は今から復旧、復興ぜよと。けど、今課長おっしゃるようにね、復興計画を言うてもよ。言われるようなね、3 連動、4 連動のね地震が起きて、津波が来たらよ、自分これへも書かせてもろうちょうと思うけどよ、東京、名古屋、大阪ね、あこらも駄目になる。ほいたら、国にしたらずそこへお金使わないかん。そうなったときにね、自分はね。まあ自分の考え方、書き方おかしいか分からん。国にしたらず高知ら要らんことぜよ、高知にしたらず黒潮町らのうてもかまんいうて自分書かせてもろうちょう。現実問題として、自分そうなってくると思う。

ほんで自分はよ、復興計画も大事や。けど、それ以上によ、先のこと、先の問題考えたらよ、そりゃ簡単でないことも分かる。今おっしゃるようによ、住民からはじまって、やけどね。けど、今住民の人にね、あそこへ高台の造成しようと思うがどうじゃおか言うて、反対する人おらん思うぜ。地権者はともかく。これは。たまたま課長がよ、住民言うたき。いかに答弁がよ、答弁の言葉ということと自分は思うたき、今言わせてもらいよう。まあ、そういうことで。

これは町長ね、それこそ自分の話はくどい話いうか、何回も聞いてもらうけどよ。今ね、佐賀の町でそれこそこの間もよ、地震があつて。ほんで、荒神さんへ逃げていたいうて。けどそれは、そんなこと言うても困ることやけど、言われてもね。なんちゃないき、あの風の吹きっ放しで冷やかっただけという話も、たまたま自分耳にした。それもうしよないけどよ、しよないけど、住民の人。いや、自分もその立場になったらそう思う。それが住民いうあれやない、人間のものの考え方よね、それを敷衍（ふえん）するわけやないけどよ。佐賀には仮設住宅を、仮に被災したとき、まあ東公園はあるにしてもよ。ほいたら、どこへ仮設住宅を。先にも聞いてもろうたようにね、自分はもう言われるあれが来たらなんちゃないなと思うちょう。ほいたら、あの東北の方らはよ、ありがたいことにね仮設住宅を構える土地がよ、高台。あの気仙沼らもね、あの町の真ん中の高台に、あの造る公民館のどこへ造っちゃった。そういうようにあるけどよ。

別に自分、大方、佐賀いうがやない。まあ、ありがたいことに大方にはそういう立地的な条件がある。けど、佐賀にはないきよ。もう自分はないと思うちょう。ほんで、そういうこと今やってくれいうがやない。要は、自分ここへも書かせてもろうちょうようにね、高台用地の造成は考えませんかやきよ。考えます言うてくれたら、ほいたらどういう取り組みをしてくれますかということになって前へ進む。

けど、今言うように復興計画も何もかにもせないかんき、そんなことは考えどころやない言われたらもうそれまでですけど、どうですかね。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

明神議員の再質問にお答えしたいと思います。

ちょっと私の説明不足だったかもしれませんが、高台移転というか、高台移転ですね。安全な住宅地の

形成という言葉で表現してるんですけれど。町の南海トラフ地震の対策の基本的な考え方に、これは積極的に検討するということは、既に町としては基本的な方向としては明確にしております。

先ほど私が説明した復興計画というのは、その高台移転という事業を現実に進めるときにですね、いかにロスをなくして。全く使えないものをつくるようなロスをなくして、高台移転も視野に入れた方法の一つとして復興計画を基礎にしてですね、その中で高台移転も検討していくというふうな意味のこの説明でした。復興計画の中で被災した後にどうするかということの選択はですね、場合によっては現地にもう一度家を建てたいという方もおいでるかもしれません。それから、それとは別に高い安全な所にやっぱり行きたいという方もおいでるかもしれません。さまざまな状況を、被災する状況をイメージした中で、じゃあその後、町をどうつくっていくかということを議論する中で、高台移転も一緒に構想していくと。その構想を一定の期限を決めて決めて、そしてその中で高台、あるいは仮設住宅も含めて適地はどこであるかということを住民で議論して決めていくと。

東日本の事例を見てみましても、高台移転の事業が、防災集団移転促進事業という非常に有利な被災地の事業があるわけでごさいますけれど、進んでいない理由はですね、その準備ができてなかったということです。被災前に復興計画ができてなかった。当然、ああいうふうなことは突然起こると思ってなかったと思いますので、その準備ができてなかった。私どもはその東日本の教訓を学んでですね、そういうふうな準備をしながら、高台移転についてもその復興計画の中で検討していった方が、いざ被災したら必ずその計画で要りますので、決して無駄にならない作業になるんじゃないかと。

しかも大事なのは、やはり住民が中心になって考えていくと。今、少しまだ被災前ですから時間がありますので、そういうふうな取り組みをしていったらどうかということで、決して高台移転をしないという答弁ではございませんでしたので、よろしくお願いします。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

自分は高台移転言うたことないぜ。高台移転をするための土地を造成せんといかんがやないかいうことをお聞きしちょうわけです。

確かに、被災前過疎ね。まあ佐賀らにもおる。もう中村へ行った人も。それから、うちのおいもね、佐賀へ家建つ言いよったけんどね、もう津波が来るきいうて、あの上川口のあそこの高いとこの、にて家建っちゃう。結局、そういう問題。現実にはそういう問題が進みよう。

ほんで、これはなかなか行政もよ、今言うように住民。高台移転となると住民の皆さんのお考えも、どこまで参加するぜよというようなことらもある。けんど、自分が今日、今回お聞きしたことはよ、もちろん高台移転は高台移転やけんどよね、その前の、高台用地の造成は考えないですかと。そりゃおっしゃるように復興計画の中かも分からん。それ順序から言うたらそうなる。けんどね、自分らのざっとした人間の思いではよ、なんぼええ計画やってもよ、その計画実行するところがなかったらなんちゃにならん。その前に。ほんで、自分は復興計画も否定しようがやない。けんど片一方でよ、その復興計画を実現するための高台の造成いうこと。それはどうですかいうての自分は質問です。これはね。

ほんで、まあ、くどいこと言うたちよ、自分の質問の答弁にはなっちゃらんけんど、もう分かりました。

次に、3 番の教育委員会の問題について質問致します。

この問題、12 月にもね自分質問させていただいて。町長、教育長お二人が、確かに今の形いかね。形では、その責任の所在がはっきりしてないという部分もある。が、今、国が出してきちよる、その教育委員会に関係

した問題には原則反対という答弁をいただいちゃったと思うがです。

ほんで、今度はそれにあれして、その教育長と教育委員長の兼任という問題も出てきてよね、もう自民党内では大体公明党と話して、大体合意やというような新聞の記事があるわけです。

それで、自分ここへも書かせてもらうことは、この兼任の問題については、まあ、それぞれ町長にしても、教育長にしても、自分に関係しちよるその立場上ね、しちよう問題やきに微妙な問題やとは思いますがですけど、仕組みとして、制度として、お二人はどのようにお考えかお聞き致します。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは、明神議員の教育委員会問題についてのご質問にお答えを致します。

この件につきましては、12月議会の中でも答弁をさせていただきました。今の教育委員会制度を根本的に変えることについては反対ですというふうに答弁をさせていただきました。ただ、課題については改善をすべきであるというふうに考えておりますし。あと、通告書にございますように、首長が教育長を任命すること。このことについては反対という答弁はしていなかったというふうに思っております。

現在、政府が示している改革案につきましては、まず1点目として、教育委員長と、それから教育長を統合をした新しい教育長を設置をして、任期を3年とするということでございます。

それから2点目として、教育委員会は教育行政の最終的な権限を持つ執行機関として残すということでございます。

それから3点目としまして、首長が主宰をする、教育委員と、それから有識者で構成する新しい組織。いわゆる総合教育会議というものを設置をすると。これを義務付けるということでございます。

以上が大きな柱になってると思っております。

1の兼任案につきましては、教育委員長と教育長を統合をすることで、これまでいろいろ指摘をされておりました責任の所在の不明確さといったものは是正をされるというふうに考えます。ただ、任期につきましては、公明党が4年と、それから自民党が2年ということにしておりましたけれども。その折衷案で3年となりましたので、この部分については少し疑問が残るように思います。

それから2と3につきましては、教育委員会に最終的な執行機関としての権限を残すというふうにはされておりますけれども、新しく設置をされる総合教育会議の中では教育行政の方針などを決定することにされておまして、教育委員会とのその関係がどういった位置付けになるのか明確でなく、判断致しかねます。

首長が変わることによって、教育自体が、方向性、大きく変わるということはあってはならないというふうに思っておりますし、教育委員会としては一定の独立性を持つておくということは必要であろうというふうに思っているところです。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

じゃあ自分、あれが悪かったら。一応、町長にもこの質問をあれしちよったがですけど、自分の思いでは。

はい。質問のあれがね、自分メールで送ったら何か抜けちよるみたいで、何か首長。

（議長から「答弁もらいますか、町長から」との発言あり）

かまざつたらいただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、若干ですが、もし認識違いがあったらいかんので、ちょっと補足をさせていただきますと。

12月議会でもいただいたときに、質問を。反対ですと言ったのは、あのとき2案をお示しさせていただいて、もともと教育再生会議から示された抜本改正案、それから修正案と。その抜本改正案については反対ですということです。それから、首長の教育長に対する直接の任命。これについては反対ではございません。

それから、大きな性格としてですね、今回の改革案については、確かに首長の権限は強化されます。先ほど教育長からありました総合教育会議。こちらの主宰は、多分首長ということであらうかと思います。

ただしですね、権限という言い方が適切かどうか分かりませんが、最も権限が強化されるのは実は教育長でございます。これは併任というよりも統一ですね、委員長と教育長との統一。それから、実際にこれまでは委員会の中での事務方のトップであったという性格から、実質上、教育委員会の執行機関、このトップに今後位置するということになります。よってですね、最も権限が増すのは、僕は教育長だと思ってございます。

そういった制度の根幹趣旨をまず踏まえた上で、今回の改正案についてどう思うかということでありましたら。まず、その深く、まだ明確になってところが多数ございます。例えば、総合教育会議では首長が主宰をし、例えば教育大綱、あるいは大綱にたぐいするもの。こういったものの策定ができるようになってございますが、実際の執行機関である教育委員会。これとのその役割の明確な分担というのは、まだお示しされてございません。大枠の所では示させておりますけれども、実際、実務レベルにそれを落とし込んだときにどういった支障が生まれてくるのか、あるいは意見調整はどうあるのか、こういったことにまだ明確なものが出てないという状況がございます。

それから、教育長も少し触れましたが、折衷案で3年というような期間になってございますけれども。12月議会でも申し上げましたように、例えば政治的中立性であったりとか、継続性をはじめとする安定性。こういったものを考えたときにいかなものか。それから実質上、任免権あるいは罷免権を持ってるわけでございますから、任期が4年であって、どこに障害があるのかというのも、自分にはちょっと理解ができないところでもございます。

で、一番大事なその政治的中立性、あるいは安定性の問題をどう確保していくのか。ここにですね、もうちょっと議論をする余地があるかと思いますが、これはもう少し時間をいただかないとですね。もう少し明確になって、全体像がかなり明確になってからでないとし分りにくいのかなども思っております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

どうも町長、ありがとうございました。

自分ね、今度の改正。まあ国が、自民党が、安倍さんが言いだした改正の形。ざっくばらんいうようなこと言うたら失礼か分からんけど、うちの町は先取りしちよったがやないろかいいうような受け止め方も、自分しちょうがです。

結局、町長がね、この人、教育長になってもらおうかと思う人を議会へ出して。教育委員という形で出して。ほんで議会が、はい分かりました言うたら、今度は委員会の中で、その人が教育長になるわけやきね。まさか

町長も、この人、教育長にしたらいかん思う人をよ、議会出しちゃらんと思うがです。これは。そういう単純な見方からしたら、ええ悪いは別にしてよ。うちはこれ、あれやけんど先取りみたいな形やないろうかと。

ただね、その責任の所在。これはね、この入野小のときのあのやりとりね。あれのときにも、自分らもあれ9月、夏休みに起きちよったが12月の議会で聞いたというようなことらもあつて。ほんで確かに、あの一面の言われるその教育委員会の在り方いうか。そういうことらも、これ自民党とか何とかいうことやなしに言われる部分もあると自分は思うております。

ただまあ、そういう中でね、その今度の安倍さんよね、第2次の。ほんで、1次のときもそういうことでしたけれど、憲法改正を最終的には目的に。ほんで、去年は特定秘密保護法ね。今度は集团的自衛権と地方教育行政法の改悪。立場によったら改悪言う人もおるし、改正言う人もおるがですけんど。自分ね、ああ、これは昔のあの野球の審判で、おれがルールブックやと言うた人みたいなもんやよと思うて。ほんで、安倍さんのお話では。安倍さん言うたら失礼なわね。首相の、総理のお話では、自民党は国民の支持があるのだから、支持があるのだから、これは国民の意思という。私たちの議会でも、自分らの議会でもね、特定秘密保護法は賛成多数で可決した。国民、町民の意思やき、これは。けんど、そのことを今、公明党はもちろんというかね、自民党の中でもよ、こういうことでええろうかというような心配をしだした人もおる。

ほんで自分ね、これは教育委員会の問題やけど、自分としたらね。今度のこれはね、最後の目的の、戦争ができる国になるための改正やというように自分思うがです。大東亜戦争が始まったとき、自分は数え年でいうたら7歳や。戦争が終わったがは11歳やったきね、戦争には行かざった。ありがたいいうかね。

ほんで、今の問題。これも自分、よう皆さんがおっしゃる。人一人殺したら罪人になるけんど、大勢殺したら英雄になるという戦争。まあ個人的にはね、自分ね、孫らに戦争さすわけにはいかんいう気持ち。けんど、これ調査によったらよね、今の若い人。ほんとに戦争の悲惨さを知らんき、知らんやおと思う。で、抵抗がないきにね。あの若い人の方が、むしろ年配の人を。それこそ兵隊に行ちよった人らよりかは、この戦争、自衛権の問題らにしてもよ、賛成が多いいう話やね。

まあ、神代の時代から、これ戦争はないならん。みんながいかんいかん、こんながはいかんいかん言いながらないならん。いうことは、自分、今の若い人も、実際に自分が戦争へ行つて、友達が死んだ、親が死んだ、子が死んだ。場合によったら自分が死ぬるいうような目に合わんことには、こればっかは分からん問題やと自分思うがです。で、こういう悲劇を人間の歴史としてね、ずうっと繰り返しよう。

けんどね、自分、今思うがです。今までの戦争。まあ、今まで戦争いうかね、日本でいうたら、その大東亜戦争までの戦争と。これも自分、言うまでもないことやけんどよ。皆さんもお分かりやけんどね。お分かりと思うけんど。もし、今度戦争が起きたら、人類が破滅するがやないかという問題がね。結局、今の福島、この原発の問題になつちよう、テロであれやられたらよ、戦争以上の戦争やということも片一方で言われるような。ほんでね自分、こういうことをよ、考えられる。自分らでもあれやに。相手がああ言うたらこう言う人になる。こう言うたらああ言う人になる。それが結果として戦争。

ほんで、確かに今の中国とか北朝鮮ね。自分、こんなこと言うまでもない、皆さんもご存じのことやけんどよ。ああいう問題が出てきたらよ、これは日本も軍備せないかんいうて考える人が出てくるがもね、自分やむを得んと思う。思うけんど、けんどこちらが軍備して。それこそ今言われるように集团的自衛権を認めたらよ、外国へ行って鉄砲を打たないかんなる。こっちゃんも打たれる。そういう問題が予測されるような、もう今、時代になってきてどうにもならん。人類の存続として。ような問題らが考えられる、自分はね基になる、その手始めが、先にの地方教育行政法の改正、兼任案につながってきちよう自分はそのように考えるわけ。

そこで、そういうあれを。これはこれも、町長にしても教育長にしてもね、国がよ、そうしなさい。恐らく

そうなるもう。先にも言うように、安倍さんは国民の支持をもらうちょう。支持をもらうちょうことは国民の意思やというお考えで、憲法の改正もせんでもやれるというようなお考えの下で出てきちよることやきよ。けど、分かりましたというわけには自分はね、いかん問題やと思って質問させてもらいました。

これ、答弁いうてもなかなか二人のお立場上ね、答弁のできる問題やないと思うもんで。

これで自分の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山本久夫君）

これで明神照男君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 14時 28分

平成26年3月19日（水曜日）

（会議第6日目）

応招議員

1 番	小 松 孝 年	2 番	小 永 正 裕	3 番	西 村 將 伸
4 番	坂 本 あ や	5 番	亀 沢 徳 明	6 番	宮 地 葉 子
7 番	矢 野 昭 三	8 番	山 崎 正 男	9 番	藤 本 岩 義
10 番	明 神 照 男	11 番	森 治 史	12 番	宮 川 徳 光
13 番	池 内 弘 道	14 番	濱 村 博	15 番	下 村 勝 幸
16 番	山 本 久 夫				

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	植 田 壯
総 務 課 長	武 政 登	情 報 防 災 課 長	松 本 敏 郎
税 務 課 長	金 子 富 太	住 民 課 長	松 田 春 喜
健康福祉課長	宮 川 茂 俊	農 業 振 興 課 長	野 並 誠 路
まちづくり課長	森 田 貞 男	産 業 推 進 室 長	森 下 昌 三
地域住民課長	村 越 豊 年	海 洋 森 林 課 長	浜 田 仁 司
建 設 課 長	今 西 文 明	会 計 管 理 者	濱 田 啓
教 育 委 員 長	山 下 一 夫	教 育 長	坂 本 勝
教 育 次 長	畦 地 和 也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

書 記 小 橋 和 彦

議 事 日 程 第 6 号

平成 26 年 3 月 19 日 9 時 00 分 開議

- 日程第 1 議案第 94 号から議案第 152 号まで
(常任委員長の報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 議案第 153 号
(提案理由の説明・採決)
- 日程第 3 議案第 154 号
(提案理由の説明・採決)
- 日程第 4 議案第 155 号
(提案理由の説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 議案第 156 号
(提案理由の説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 議員提出議案第 36 号及び議員提出議案第 37 号
(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 黒潮町選挙管理委員会委員の選挙について
- 日程第 8 議員の派遣に関する件について
- 日程第 9 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

●町長から提出された議案

議案第 153 号	教育委員会委員の任命について
議案第 154 号	教育委員会委員の任命について
議案第 155 号	平成 25 年度黒潮町立田ノ口小学校校舎耐震補強改修工事（建築主体工事・給排水設備工事）の請負契約の締結について
議案第 156 号	黒潮町地域特産品処理加工施設に係る指定管理者の指定について

●議員から提出された議案

議案第 36 号	最新の知見で原発の徹底検証を求める意見書について
議案第 37 号	原発事故時の避難について福島事故の現実を見た真剣な検討を求める意見書について

議 事 の 経 過

平成 26 年 3 月 19 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

皆さまにお知らせをしておりました、会議予定表の記載に誤りがありました。本日の 3 月 19 日の曜日が木曜日となっておりましたが、水曜日の誤りですので、訂正をしておわび致します。

次に、報告第 93 号および 94 号が監査委員から提出されました。

議席に配付していますので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 1、議案第 94 号、黒潮町都市公園条例の一部を改正する条例についてから、議案第 152 号、平成 26 年度黒潮町水道事業特別会計予算についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、森治史君。

総務常任委員長（森 治史君）

皆さん、おはようございます。

それでは、総務常任委員会に付託されました、総務常任委員会の報告を致します。

今議会において、総務常任委員会に付託されました議案は 15 議案です。議案の確認の方は付託表でお願いを致します。

去る 3 月 11 日と 12 日に 9 時から 16 時 30 分の間、保健福祉センター 2 階の会議室で常任委員会全員出席。副町長、各所管課長、担当職員の出席を求め、慎重なる審査、審議を行いました。

それでは、内容の報告に入らせていただきます。

議案第 111 号、黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてと、議案第 112 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、それと議案第 113 号、黒潮町行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例について、議案第 114 号、黒潮町公共用財産管理条例の一部を改正する条例につきましては、すべて上位法の改正に伴う条例の改正をされるものでした。

そこで、これにつきましては全会一致ですべて可決するものと決しました。

議案第 115 号、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、現行の附則の適用除外ということで、既に指定管理が行われている黒潮町環境ふれあい交流施設、黒潮町立佐賀児童館および黒潮町立水産関係等協同作業所については、適用を除外するというものであって、すべて黒潮町の施設に係る指定管理の指定管理手続に関する条例に統一することというように説明を受けております。

この件にかんしましても、全会一致で可決するものと決しました。

議案第 116 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例につきましては、分掌事務の改正がありまして、税務課の方に税外債権の徴収に関することが加わります。これは介護保険、保険料、保育料、水道料など、税

とは違うものも含めて税務課が所管するということの改正の部分でございます。

住民課の方の手続きにおきましては、上位法の改正により一番の改正は、外国人登録という所が在留関係事務というように改正になります。

それともう1件は、健康福祉課の方で、ねんりんピックにかんする事務所管がありましたが、これがねんりんピックが終了による削除ということの一部改正でありまして、全会一致で可決するものと決しました。

続きまして、議案第117号、黒潮町南海トラフ地震対策推進基金条例の制定についてですが、これは基金の原資は平成25年度の特例により削減されました、職員給与と特別職の給与の削減分を基金に積み立てるものがあります。

これも全会一致で可決するものと決しました。

議案第118号、黒潮町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例につきましては、これは団員の人材確保と中央からの要請があり、団員の年間報酬を2万5,000円から3万5,000円にするものと、非常出勤の費用弁償を、現在2,000円のものを3,000円に改める改正であります。

これにつきましても全会一致で可決するものと決しました。

議案第119号、黒潮町税条例の一部を改正する条例について。地方税法の改正による一部の改正です。

全会一致で可決するものと決しました。

議案第122号、黒潮町債権管理条例の制定について。これにつきましては、税、公債権と、それから使用料とかの私債権に分離したことと、税の方には滞納については延滞金が付きますが、使用料の方については延滞金が付けられないことは、毎回きちっと払っている方に対して不公平になるのではないかという意見がありました。それに対して、私債権については民法を適用して遅滞金で対応するという答弁でありました。それと、民法適用ならば条例中に記載して住民に周知することが未納の抑制に効果があるのではないかという意見があり、執行部からは、使用料には基本的に延滞金は付けられないが、民法を適用すれば遅滞金が付けられるので、民法上から取れるので記載はしていない。

また、その中の第10条にあります、町長が訴訟なんかのこの手続き等による履行を請求する場合においては、その目的の価格が一件、各科目ごとでございますが、月100万以下のものについては訴えの提起、和解、および調停に関して、法律第180条の第1項の規定により、これを専決処分することができるものとするという部分があり、町長が専決処分できる100万円以下の金額の根拠はという質問に対して、執行部の方からは、県内の市町村の確認をして決めておると。私債権請求を裁判所より督促を行ったときには、提訴された場合を考慮して、それと不良債権をいつまでも放置はできないということなどで、どこかで放棄、処分が必要ということの説明を受けております。

それにつきまして、100万以上の件数はどれだけあるのかという議員の方からの質問に対して、執行部の方から、これはあくまでも平成25年6月30日現在の公債権、私債権の合わせた金額になりますが、100万以上が47名、50万ないし100万以内が70名、50万以下が872名、計989名。件数に致しまして1,339件で、そのうち350件は重複されているという報告を受けました。

それとして議員の方からは、問題が生じたときには条例の改正を考えることが必要であるという意見が出ました。

これにつきましても全会一致で可決するものと決しました。

続きまして、議案第132号、平成25年度黒潮町一般会計補正予算についてでございます。

ページが33ページになりますが、ここで情報化推進費、13節委託料の所で、スマートタウン構想の1,200万減について、いわゆるスマートタウン構想はどのような事業内容かという質問がありまして。事業内容の込

み入ったことは分かりませんが、一つとしてはコミュニティーFM 構築事業、2 点目に広域幹線ループ化実現事業、3 点目に災害情報 HUB システム構築、4 点目にプロジェクトマネージャーコンサルティング、5 点目に共同開発実証実験事業コンサルティング、6 点目に緊急避難用情報提供システム構築、7 点目に関係者安否確認システム構築、8 点目に現場写真撮影システム構築等を挙げております。という説明を聞きました。

1 点目のコミュニティーFM 構築と 3 点目の災害時 HUB システム構築は事業が進んでいますが、委託料が発生しなかったことと、そのほかの事業につきましては国の事業採択にならなかったことによる減額であって、これにつきましては決算見込みによる補正でありますので、全会一致で可決するものと決しました。

議案第 134 号、平成 25 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてですが、精算による補正でありまして、これにつきましても全会一致で可決するものと決しました。

議案第 140 号は、平成 26 年度黒潮町一般会計予算についてです。

歳入の方から入ります、14 ページ 2 項の 1 目の固定資産税について。これにつきましては、議員の方から、宅地の資産の算出方法が旧佐賀地区の市街地だけが路線価方式、その他の町内が標準値比準方式とされており、黒潮町内は算出方法を統一すべきではないかという意見がありました。

19 ページになりますが、3 節駐車場使用料ということで記載されておりますが、これは大方庁舎、佐賀庁舎を利用する職員について月額一台 1,000 円の徴収と、それから庁舎以外の保育所とか給食センターとか、その他の所につきましては、一台 500 円を徴収しておるということの報告を受けております。ただし、その中でも臨時職員さんからは徴収はしていないという報告でありました。

54 ページの 13 節委託料。米原生活バス運行委託料として 28 万 7,000 円。少額でございますが、これにつきましては、平成 25 年度で中学生が卒業しスクールバスが廃止になることで、地域住民にデマンドバス運行での協議を、今、重ねております。そのことで、それがきちっとできるまでの 3 カ月間の代替のバスの委託料と説明を受けております。

それと、55 ページの 19 節負担金補助及び交付金、下からの 7 点目になりますが。補助交付金の公共交通バス補助金の 4,339 万 5,000 円について、議員の方から、多額の補助金を出すのならば町でバスを買い運営はできないかという意見がありまして、執行部の方からは、単独ですることになれば町内だけになるということと、運転者のローテーションの問題もあり、町単独ですることになればこの金額では収まらないという報告を受けております。

61 ページの上の IPK 内部情報システム構築委託料 2,974 万 5,000 円。これは、合併時に両町に同じ NEC を使用していましたが、システムの問題と機器が古くなったことで、と、法の改正に伴い、庁舎内のシステムを改修。26 年度中には職員に IC カードを持たして、庁舎の出入りなどのチェックをその IC カードとするための委託料ということで受けております。

それと、28 節の繰出金情報センター事業特別会計繰出金の 7,545 万 5,000 円は、消費税の増額とデータ放送が基本的に始まることによる繰出金というように説明を受けております。

64 ページの方になりますが、13 節委託料の 8,915 万 3,000 円につきましては、庁舎予定地質調査委託 10 カ所。いわゆる 10 メーターをボーリングするための費用というようにお聞きしております。

と、庁舎建設基本設計委託料 1,377 万 9,000 円、庁舎建設実施設計委託料 3,373 万 8,000 円。これにつきましては、庁舎建設に提出する時期について議員の方からスケジュールを出すように、議会からの要望の出せる時期もあると思うので、また住民サービスだけでなく、庁舎内で仕事をされる職員の方も考えて設計をされるようにという意見がありました。

続きまして、庁舎等用地造成工事実施設計委託料 3,163 万 6,000 円につきましては、造成面積 6.9 ヘクタール

ルをする委託料と聞いております。

17 節の方の公有財産購入費の庁舎建設用地取得費 7,623 万 1,000 円につきましては、地権者の方々の同意はおおむね取れてるとの報告を受けております。

それから補償補填及び賠償金につきましては、工事に起因する庁舎建設事業移転補償費として 6,577 万 2,000 円ですが、これは建物、3 名の方が持っております倉庫、といっても農業用の倉庫があることと、あとは立木・流木等の費用に充てるということでございます。

それから、69 ページになります。4 項選挙費、3 目町長選が 897 万 4,000 円組まれております。説明では、告示が 4 月の 8 日、投票が 4 月の 13 日というような報告を受けておりますが、まあ現在有権者が 1 万 541 名。ただ今回から、投票所への入場券が今までは封書で来ておりましたが、今回から各家庭にはがきで、個人名で通知いうか、入場券が直接送られていくというように、その方法が変わったというように報告を受けております。

143 ページ、13 節委託料、高台移転調査委託 700 万円については、出口部落での高台移転について 10 件の家屋調査を行うというように聞いております。

その中で、防災での集団移転に農地の転用ができるかという意見と。それにつきましては、高台の移転については農地転用と宅地造成をした場合は、約 1 億円ぐらいの費用に差が出てくるというような説明を受けております。

それと、出口を高台移転のモデルにすることも良いが、町の土地利用を早く住民に知らすということが、話し合いをしてもらい、良いのではないかという意見。それから、灘、白浜の方についても、土地利用はというような意見がありましたが、白浜、灘の方につきましては土地利用の計画はまだできていないというように報告を受けております。

発注者支援業務委託 3,262 万円につきましては、県技術公社より設計のできる方を 1 名派遣してもらうのと、現場管理の業務に 2 名、資格を持った方の雇用のためという説明でありました。

それと 15 節になりますが、工事請負費。避難道等整備工事、50 カ所で 4 億 5,500 万が計上されておりますが、それにつきまして避難道完成後に使用に問題が出てることなどを次の工事に生かされているかという意見が出ておりました。

173 ページ、12 款公債費。平成 28 年より合併特例が 5 年間をかけて毎年 1 億円下がっていくことと、国は支所への交付税措置を考えているが、見通しはまだあまりはっきりしてないという報告を受けております。公債費は平成 30 年前後がピークになると思うが、償還時には 70 ないし 80 パーセントは交付税措置がある借り入れをしていることであるが、これも借金と執行部はとらえているという報告を受けております。

中には議員の方から、高い金利の借りについては繰上償還をしてはどうかという意見もありましたが、縁故債として金融機関からの借り入れているものについては繰上償還ができるが、国からの借り入れについてはなかなかそういうことができないことでの借り入れですので、やはり一括にはなかなかできないということで報告を受けております。

それと、10 ページの方に戻りますけど、第 3 表地方債借入利息についての所で、現在は 10 年償還であれば大体 0.7 から 0.8 で、長期、25 年以上になると 1.1 パーセントぐらいで借り入れが可能になっておるという報告を受けております。

これにつきましても、全会一致で可決するものと決しました。

続きまして、議案第 143 号、平成 26 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について。これにつきましては、特別職員と一般職員の 192 名分の給与を管理することでありまして、これも全会一致で可決するものと決しま

した。

続きまして、議案第 151 号、平成 26 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について。

6 ページの方にあります使用料 1 目サービス使用料テレビ 2,515 万 5,000 円。平成 26 年度 2 月 28 日現在の加入が 2,064 世帯、40.8 パーセントの加入率。その中で、減免 100 パーセントが 45 世帯、50 パーセントが 124 世帯、休止が 16 世帯というように報告で。インターネット通信の加入世帯は 1,904 世帯で、21.1 パーセント。

それから、続きまして 2 の繰入金の 8,290 万 6,000 円は、一般会計からの繰入金が 7,545 万 5,000 円と、財政支援事業基金繰入金から 745 万 1,000 円を入れております。この繰入金を減すにはどうしても加入率を上げなければ、今からも繰り入れは必要であるという報告を受けております。

8 ページの方になりますけど、1 節その他委員等の報酬事務委託職員 430 万 4,000 円につきましては、加入推進のために 2 人を雇用するということの報告であって、テレビ、インターネットをうまく利用できない加入者の声を上げているのかという声が、議会の議員の方からありました。

9 ページ、2 款事業費、13 節委託料、放送サービス委託料は、自主放送を NPO 砂浜美術館に委託する費用であります。

14 節使用料 489 万 2,000 円は、区域外放送については 26 年の予定で、いろんな各所と調整を進めているという報告を受けております。

これにつきましても、全会一致で可決するものと決しました。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（山本久夫君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

明神君。

10 番（明神照男君）

25 年度の委託料で 1,200 万でしたかね、国の。

（議長から「議案番号は何番ですか」との発言あり）

ああ、議案番号ね。25 年度の補正です。その 33 ページ。

それで目の 11 で、委託料でスマートタウン構想実現事業で 1,200 万まあ減額なって、その原因が、国の方で対象にならざったということです。

ほんで、この 26 年度の予算を見ると、そこにまあ別の項目である金額が出ちよるがですけんど。この事業は、今年度の 26 年度に続けてやるかどうかいうことは分かりませんか。

議長（山本久夫君）

委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

そこは挙げていくと、26 年度に向けての国には要望はしていくけどと、それ程度で、いわゆる詳しいことの説明は受けておりませんが、まあ 26 年度に向けてもまた同じように国に申請していくというような報告は受けております。

（明神議員から「はい、分かりました」との発言あり）

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、総務常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長、坂本あやさん。

産業建設常任委員長（坂本あやさん）

おはようございます。

産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

平成 25 年度 3 月議会、産業建設常任委員会の審査報告は、審査は去る 3 月 11 日午前 9 時から 17 時 25 分までと、12 日 9 時から 18 時まで、担当課の課長、係の出席を求め、付託表のとおり慎重に審査を行いました。

審査結果をご報告します。

本委員会に付託されました 21 議案は、すべて全会一致で可決するものと決しました。

次に、審査の内容についてご報告致します。

議案第 94 号、黒潮町都市公園条例の一部を改正する条例については、都市公園内における地目の変更と消費税率の改正でございました。

次に、議案第 95 号から 102 号までは、消費税、地方消費税にかんする議案でしたので、特に議論はございませんでした。

議案第 123 号は、農業基盤整備事業を新たに導入し、農業用施設を建てる時の受益者負担率を追加するものでした。

議案第 124 号、黒潮町立水産関係等共同作業場の設置及び管理に係る条例の一部の改正は、指定管理者を指定する手続きに、これまでは施設それぞれの条例で管理されていましたが、整合性が取れない部分が生じていましたので、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例に基づき、指定の手続きを統一するものでございました。

議案第 125 号、黒潮町環境ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例の全文改正です。これは、指定管理者制度に基づき設置条例を定めていたものに部分的に不備な個所が生じていましたので、その部分の修正を図るとともに、佐賀交流拠点施設の設置及び管理に関する条例との整合性を図るために改正するものでございました。この改正によって、関連する施設、なぶら土佐佐賀、特産品加工販売施設ビオスおおがた等の指定管理者の手続きや使用料の算定基準が統一されることになります。

特に、これまでのビオスの使用料は当初 280 万円だったものが 144 万 940 円となり、大きな減額となっております。それらの算定基準は、お手元に資料を配布しております。資料 1 としてお配りしておりますので、内容をご確認ください。

続きまして、議案第 126 号、黒潮町道路、附属物占用及び徴収条例の一部を改正する条例については、道路法施行令の一部改正が行われたことで、道路の占用料の算定基準となる市町村の土地の評価価格が市町村合併によってバランスが取れなくなっていたものを、5 段階でしたものを、今まで 3 段階としていた所在地区分を 5 段階にするものでした。上位法の改正に伴う条例改正ですので、その内容については資料 2 を付けておりますので、内容についてのご確認をお願い致します。

議案第 127 号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第 128 号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例については、債権管理条例の制定に基づき条例の一部の改正が行われたものです。

議案第 132 号、平成 25 年度黒潮町一般会計補正予算については、歳出より報告します。

お手元の方の資料をご覧ください。

お手元に配布しております委員会の審査報告書に誤りがありましたので、1カ所訂正をお願いします。

この配っております産建の付託表ですが、一般会計の補正予算が129号となっておりますが、今ご説明しております132号の間違いですので、ご訂正をお願い致します。

では、再開致します。

議案第132号、平成25年度黒潮町一般会計補正予算については、歳出より報告させていただきます。

5款の労働費から説明します。47ページでございます。

労働諸費の7節賃金について。これは町道維持管理用務において佐賀、大方地区の草刈りをさせていただいている事業ですが、非常にきれいに管理をさせていただいているとの評価がございました。

また、委員から支障木がバスに当たるなどの障害もあるので、早めに処理をしてほしいとの意見が出されました。執行部からは、高い所の処理は現在やられている方では危険性があるので、専門家に委託してやっていくという説明がございました。また、高木を切るには住民の意向もあり、木を切った後で風が当たるなどして困るなどの意見もあるので、調整をしながら進めてほしいという意見がございました。

続きまして、47ページ。

13節の起業支援型地域雇用創造事業委託は、見込みより利用する起業者が少なかったからの減額という説明でございました。これは100パーセント補助事業なので、できるだけ多くの方に使っていただきたい事業でした。建設業を除く個人、NPO、法人が使える事業ですけれども、正規雇用で継続して雇い入れることが条件になります。利用できる企業も限られてきますが、丸々1年間の人件費が出る事業で、年度を超えて委託できる有利さがありますので、来年度も5事業が継続して受けることになっているという説明がございました。

次に、6款農業水産費、51ページでございます。

水産業費の8節水産業表彰です。これ5万円で金額は非常に少ないのですが、ご説明がありましたので、25年度に功績が多かった明神丸と福吉丸を表彰し、お米を贈ったという報告がございました。

さらに、この予算の5万円の減額は、今年新船を造るという予定があったそうですが、この予定がずれ込んだので、その新しい船には町が船旗というのを贈っているそうです。それが今年できなかったのもその分の減額ですが、来年度には新船ができるだろうということですので、大変うれしいご報告をいただきました。

続きまして、53ページ。

同じく、水産業費の15節工事請負費です。これは入野漁港のしゅんせつ工事をするものでしたが、海底の砂を混ぜてしまうということでモジャコの育成に影響が出るという意見がございまして、その危険は避けてほしいということでした。来年度、7月から8月に繰り延べることにしたそうです。この砂は、7款の商工費の観光費で、13節の委託料で入野の海水浴場に入れる予定でしたが、入野の海岸に入れる砂でして、その砂が入った後、この委託料で入野の海水浴場の潮流調査をする予定でしたが、今年はこの砂が入りませんでしたので、海水浴場の調査も延期されることになりました。

続きまして、7款の商工費に移ります。

53ページ、1の1で19節の補助及び交付金の部分です。これには県の負担金になります。大規模公園の建設促進同盟会の負担金が29万3,000円から減額になっております。これの理由としては、今まで東京等に要望活動を行っていましたが、現在はあまり行かなくなっているということで、この負担金は減額になっています。ただ、今後の防災関係などの事業で要望活動が始まれば、またこの負担金については見直しが行われるかもしれないということでした。

それと、その下の減額がありました大規模公園の工事負担金については、予定していましたテニスコートの

修繕や補修も県の単独事業でやれた部分があり、負担金が要らなかったのが減額になっています。結局、佐賀の子どもの広場の遊具の負担金のみになっていますので、145 万円になったとの補足説明をいただきました。来年度も県単事業で公園の整備をしていただけるということです、本町の現在は負担金についてはゼロとなる予定だそうです。

次に、8 款の土木費です。54 ページです。

土木管理費の 15 節工事請負費の地域整備事業の減額がございました。この事業については、地域の皆さんが待っている事業でありますのでたくさんやってもらいたいという意見がございましたけれども、町内の今の現状は国や県を含めて多くの事業が出ておりまして、入札してもなかなか工事が落ちないという現状にあります。避難道や事業を優先して発注するようにしたために本事業を落としたということですが、ただ、その避難道等の整備によって各地域の道路の舗装などは徐々にできてきているというご報告をいただいております。

それから、委員からは、せっかく住民の皆さんが期待してる事業なので、来年度早期には落とした分については発注してほしいということでした。業者の方々が事業が空かないように努めてほしいという意見も挙がりました。

また、この事業はかゆい所に手が届くという事業なので、ちょっとの事業でも地元には喜ばれる事業であることから、もっと予算を増やしてもいいのではないかと委員からの意見も出ておりました。

その下の 9 節県負担金の減額も、入札不調が多く減額となったものです。今年度、県発注の工事を受けてくれる業者さんがなかなかいないという状況が続いていますので、県が発注する来年度の工事に対応できるよう予算調整をしているという説明でございました。この事業につきましても、来年度早期工事を出していただるように期待したいという意見が出ておりました。

次に、2 項道路橋梁維持費、13 節委託料です。これは草刈りを年 2 回やっていただくように地域に委託している事業ですが、これも減額となっています。この理由としては、6 地区にお願いをしていますけれども、高齢化によって 2 回やっていただきたい事業が 1 回しかできないということでもございました。こういう予算の小さな減額の中にも、地域の高齢化が進んでいる状況が反映されていると思われる事業でした。

次に、道路橋梁維持費の 12 役務費の不動産鑑定についてです。これは芝のシチカンシモボウの工事分ですが、56 号大方改良事業の鑑定を国交省が近くでやっていたので、その鑑定の比準で進めることができたので減額することができたということです。

同じく 22 の保証補填及び賠償金の 33 万円の減額も、同個所の電柱移転だったそうですが、これも国交省がやってくださったので減額になったということです。

さらに、56 ページの河川費の上川口のプールの整備ですが、子どもたちが遊ぶプールですが。これも土木の河川供用に合わせてやっていただいたというご報告でしたので、まあこれはちょっと小さな事業ですが、課長が大変喜んでご報告いただきましたので、私もここでご報告させていただきたいと思います。

その下のがけくずれ対策費も、幸いにも本町は災害が少なく減額となっています。ただ、13 節の県の急傾斜工事の負担金で減額になっている分には実績見込みもございますが、入札不調がありました。何回入札しても取ってくれる業者がいないので、工事が出せない状況だったということでした。地元が待ち望んでおります避難道等の整備が進まない状況が見られていました。

委員からは、不落になる原因として、現場の状況に見合った事業費が出ているのかという質問が出ました。また、建設関係等の設計にも正確性が求められるので、そこらも含めて町に技術者がいないということがこれからの弊害が起きてくるのではないかと指摘がございました。

続きまして、56 ページ。

都市計画費の2目都市環境整備事業費です。これは最も大きな補正額となったものでしたが、国道56号大方改良事業に伴う多目的広場を駅前に造る都市再生整備計画が行われていたものです。

これは、移転家屋、店舗の高台移転の希望がありまして、用地取得が難しくなって計画の見直しが迫られているという現状にありました。本事業は24年から5年間の計画で行うものでしたけれども、広場の構造や進上路の問題、また、駅前道路の南側に歩道をつける計画も、用地取得が困難になり国交省の事業としてはやれなくなった場合、町単独の事業としての計画は難しい状況になるだろうというご説明をいただきました。

また、地元との合意形成を図り、今後県の事業認定を取らなければならないので、25年度の関係予算は返して、都市計画費、都市再生整備計画事業として翌年に7,875万円を繰り越すということでございました。なお、これには資料3で場所を示しておりますので、ご確認ください。また、26年度にはですね、この見直しに係る検討委員会を立ち上げ、再検討をするという予定だそうです。メンバーには商工会、産業推進室等と一緒にたたき台を作り直すというご説明でございました。

委員からも、津波浸水地域への移転希望者が本当にいるのか、出店希望の店舗が何店あるのかという質問がございました。店舗が集まらない可能性が強く、町が収益性のある店舗をつくる事業もないので、結局事態の抜本的な見直しをしなくてはならない状況だということでした。

それから、この計画の中にはですね、地域創造支援事業としてですね宅地開発事業が計画されています。この事業については、57ページの15節工事請負費で城山宅地造成工事1,875万円がございまして。それと、公有財産購入費、城山宅地開発用地購入等がございまして。今年は、この事業でボーリング調査と設計をしています。この造成工事は56号の改良事業に伴う移転先として整備されているものです。まだ詳しい企画等は決まっていますが、移転先として有効な宅地となり、来年度、開発許可申請をする予定だということでございました。

続いて、58ページ。

6項の住宅費でございまして。8節の報償費の減額がございまして。これは万行の高台移転の住宅の検討委員会を予定していたものです。浜の住宅が移転新築したら、家賃も上がったり致しますので、住民の皆さまの希望を担当レベルで先に聞き取り調査を実施したものです。これによって委員会を開かなかったので、その分の減額ということでございました。今後は検討委員会を設置し、国、県への申請に必要な基本計画を作るために、検討委員会を繰り越してやっていくというご説明をいただきました。

それから、11款の災害復旧費。減額は災害が少なかったということですが、全体では10件の災害があったというご報告でした。これの災害の発注は1月にずれ込みましたので、工事が混んでいる時期でできなかったのが26年の早いうちにやろうということになったそうです。対象者については、承諾をいただいているというご報告でございました。

以上でございます。

歳入につきましては、本委員会が付託された部分については実績に基づくものの減額等がございましたので、特に疑義はございませんでした。

次に、議案第139号、平成25年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてですが、この補正は上水道の上川口排水池の耐震補強と、国道56号大方改良事業に伴う排水管の敷設工事が入札不調によりできなかったための減額でございました。

あと、簡易水道の鈴、熊野浦の事業は24年度の補正分でしたので、3月末までには終わるとの事業の報告をいただきました。ここにも、やはり今ちょっと地元の方々がたくさん工事を抱えているので、事業が進ちよくできない現状が現れておりました。

次に、議案第140号、平成26年度黒潮町一般会計予算については、歳出の5款労働費から説明させていただ

きます。

106 ページ、2 目雇用対策基金事業費の委託料に計上されていますものです。先ほども補正の方でも説明しましたが、起業支援型地域雇用創造事業委託料です。昨年度の 1 年度分の残期間を含む 5 団体への委託 6,163 万 3,000 円です。これには新産業の缶詰製作所分も含まれております。

次に、6 款の農林業水産費、144 ページについてご説明します。

林業振興費、1 節報酬費です。これには鳥獣被害対策実施隊の報酬が組まれています。資料をお付けしておりますのでご確認ください。23、24、25 の捕獲頭数をとらえております。

委員の方からは、捕獲頭数は年々増えているのに、さらに毎年増えているのはなぜだろうなという意見が出されておりました。内容については資料の方に細かく載せておりますので、頭数などをご確認ください。

7 款商工費についてご説明します。124 ページです。

産業推進費の 13 節委託料に、先ほど議案第 125 号でお配りした資料の内容が載っております。これは、さが道の駅の指定管理者に対する委託料の部分でございます。資料と併せてご確認ください。

続きまして、3 目の観光費に 13 節委託料で、今年の、楽しまん！はた博の成果を受けて、幡多広域でイメージ戦略づくりと、それから情報発信、キャラクター、食のブランド化とインストラクターの育成を行っていく目的で、幡多観光キャンペーンを行う負担金として 157 万 3,000 円が計上されています。

議長からはですね、今年のイベントの実績をしっかり求めるようにということでございましたので、説明を求めました。黒潮町にとってのメリットはという質問に対して、幡多広域で各種イベントの日程調整をしたことで事業が重ならないように調整することができたこと、黒潮町だけではできないインフォメーションができた、町の負担以上の事業が黒潮町でできた、町の負担額以上のイベントが町内で行われたという、町長のご報告がございました。

また委員から、細かい入り込み数の数字が示されているが、どのような方法でやったのかとの質問がございましたが、最初の施設を指定して、その客数をカウントしているので詳細な数字が出ているということでございました。

なお、この事業には報告書案がございますので、詳しくお知りになりたい方については産業推進室に資料をお求めください。詳しく載っております。

続きまして、126 の 4 目産業推進費には新産業の缶詰製作所の予算が組まれていましたので、資料 6 におまとめしてお配りしております。総額 2,487 万 4,000 円です。今年度の額には、先に説明しました労働費が加算されるようになります。

すいません、早くて。

8 款の土木費に移らせていただきます。

こちらの方は、除草作業の集落委託、各種道路の工事が組まれておりました。

また港湾費では、補正でも意見があったんですけども、上川口港の緑地公園管理委託 42 万が組まれています。これはビーチバレーのコートなどがあるんですが、このポールが佐賀の支所にあるので、利用しやすいように公園の近くに保管をしてほしいという意見が出されておりましたので、行政の方には早急な対応を求めています。

次に、5 目の都市計画総務費では、佐賀の高規格道路にかんする家屋移転先として造成された白石団地の分譲が始まるとの報告を受けました。来年度の 4 月広報で第 1 分譲 7 区画を売りたいということで、全 26 区画の、14 には希望がありますので保留としておりますけれども、順次分譲を行っていききたいということでございました。

委員の方からは、津波の浸水高はという質問がございましたが、宅地の一番下も 12 メートルあり、浸水高はクリアしているという説明でございました。1 区を 100 坪で、1 坪 6 万 3,000 円で分譲を予定しているそうです。それに対する、計上している予算額は、そのできた白石団地に付帯する工事が必要になったので、造成後の補正工事として 110 万が発生しているものでした。

続きまして 136、2 目都市環境整備事業費は骨格予算ですので、6 月補正で工事費が計上されてくるということでご説明をいただきました。

次に 138 ページ、1 目住宅管理費、8 節の報償費では、補正予算で万行の住宅をスケン谷に移転するための検討会の予算が計上されています。今までお暮らしの条件が変わることなどから、住民の皆さんの移転に対する意向を含め、本格的な検討がなされていくということでした。

続いて、歳入でございます。

歳入は 13 款の使用料及び手数料からご説明させていただきます。21 ページです。

商工使用料についてご報告致します。125 号だったかな。

道の駅についてはいろいろ見直しが行われておりまして、今まで道の駅等の使用料は、指定管理者から頂く料金については使用料で計上しておりましたが、条例の見直しを行う中で、議案第 120 号で説明致しました指定管理制度に基づく設置の条例を定めたもので、部分的な不備な個所が修正したというご報告がございました。このことによって、使用料は協定の段階で協議し、相当額を雑入として処理されることになりましたので、使用料の所から道の駅の部分が抜けております。当初の予算の記載では、黒潮一番館や 3 目の特産品処理加工販売施設などがまだ処理されていないので、指定管理者の使用料については随時改正を行っていくというご説明でございました。道の駅同様に、今後は雑入で管理するということになるということです。

続きまして、2 節の商工使用料滞納繰越分について。この分については大型共同作業所分でしたが、分割で支払っていただいていたので、26 年度で完了するというご報告がいただきました。町もこの施設については支援をしていますが、今後も頑張って営業をしていただきたいという意見が出ておりました。

続きまして、同ページの 6 目土木使用料に、住宅使用料滞納繰越分について委員から質問がありました。執行部に資料の提出を求めましたので、お手元に配付をしております。

委員からは、今議会で提案されている債権管理条例での私債権に当たることからも、きちんと支払っていた方と、長い間滞納している方との同等の扱いになること。それから、長い間滞納してる方にペナルティーがないなどは不公平感が残るという、先ほどの総務委員長からのご説明もあったような指摘が本委員会でもございました。私債権については強制徴収ができないので、先ほど委員長の方からもご説明がありました民法上での処理がされるということですが、何らかの方法で住民の方にお知らせする必要があるということを指摘させていただきました。

次に、15 款の県の支出金です。

農林水産業費県補助金、4 節の林業費交付金の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金については、捕獲加算数が計上されています。捕獲頭数は年々増えていますが、捕獲予定数についても増加していることは先にお配りした資料の中からもうかがわれておりました。

最後、あともう 3 つぐらいです。

議案第 149 号、平成 26 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計の予算についてと、それから第 150 号の、平成 26 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算については、特に変わった説明はございません。

議案第 152 号、平成 26 年度黒潮町水道事業特別会計予算では、昨年できなかった事業を早めに出していただきたいという意見が、委員の中から出てまいりました。

すいません、たくさんになりました。これで、産業建設常任委員会に付託されました主なものについての説明を終わります。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育厚生常任委員長、西村將伸君。

教育厚生常任委員長（西村將伸君）

報告に入る前に、訂正をお願いします。

審査報告書 9 ページの議案第 120 号と 121 号ですけども、この特記事項に 120 号が賛成多数、それから 121 号が全会一致になってますけれども逆にあってまして、120 号が全会一致、121 号が賛成多数ですので、訂正をお願いします。

それから、ページ数 10 ページです。

議案番号の上から 4 番目、139 号になってますけども、140 号に訂正をお願いします。

それでは、教育厚生常任委員会の報告を始めたいと思います。

教育厚生常任委員会は 3 月 11 日午前 9 時から、昼食 1 時間の休憩を挟みまして午後 5 時 50 分まで、全委員出席の下、担当課長の出席を求め、議員控室において執り行いました。

教育厚生常任委員会に付託されました議案は、消費税による条例改正案第 103 号から 110 号の 8 議案、課税対象による条例改正案の第 120 号、国保税率の見直しによる条例改正案 121 号、文言の追加による条例改正案が 129 号、直診国保診療所の診療車両の使用料を廃止する条例改正案 130 号、災害弔慰金の支給対象を拡大する条例改正案 131 号まで、条例改正による議案が 13 件でした。

平成 25 年度一般会計補正予算のうち、所管する歳入歳出の議案 132 号、およびに、所管する特別会計で補正されました議案 133 号、135 号から 138 号の 6 件。さらに、平成 26 年度一般会計予算のうち、教育厚生常任委員会が所管する歳入歳出と債務負担行為の議案 140 号、およびに、平成 26 年度特別会計予算のうち、所管する議案 141 号、142 号、144 号から 148 号までの 8 件。予算審議案が 14 件。合計 27 件の議案でございました。

これより審査内容を議案に沿ってご報告を致しますけれども、大変多い議案の付託となっておりますので、27 件の付託された議案のうち消費税の改正といった上位法によるやむを得ない条例改正案や、審議中あまり質問がなくて議論とならなかった議案は報告を省略致します。主に、新たに取り組む事業や多くの意見が出された議案についてご報告を致します。

初めに、条例改正につきましては、議案 121 号、国民健康保険税の条例改正の審査内容の報告のみとし、議案 103 号から 131 号までは審査内容にはほとんど質問もありませんでしたので、省略をさせていただきます。

まず初めに、議案第 121 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（税率改定分）について、町長同席の下、松田住民課長と金子税務課長に説明を求めました。

この内容は、国民健康保険事業の運営の健全化を図るために 3,000 万円程度の増収を見込み、一人当たりで約 12 パーセントの税率アップの改正をするものとなっております。この税率改正により、一世帯当たりの年間

負担額は平均1万4,359円の増となります。また、累計で13万7,862円となる見込みでございます。

この議案提出に至った経過は、議員の皆さんもご存じですが、平成20年度以来、国保特別会計は単年度収支の赤字が続き、このまま現行の税率でいくとすれば年々歳入不足が拡大し、将来的に単年度で大幅な国保税の引き上げをせざるを得ない状況になっていることが挙げられております。大幅な保険料負担を避けるための緩和的措置として、一般会計からの法定外繰入3,000万を予算化し、新たな被保険者の負担と併せ、まず単年度の運営収支の黒字化を図ろうとしております。なお、議員皆さんの協議会資料のナンバー2にその内容は詳細が示されておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

また、医療費の適正化、ジェネリック薬品の取り組みとして、平成22年度より77パーセントの切り替え率で3,100万円の効果が出ているとの説明もありました。

これを受けて委員からは、町民の所得水準は低いままで、この上、国保加入者は低所得者層が多いと。もっと法定外繰入をするべきではないかといった意見や、住民負担をお願いする前に、東京足立区が取り組もうとしている国保税率の計算から徴収業務までを民間委託する方法など、そういった経費の節約や徴収の効率化を図ること。こういった努力も必要ではないかといった意見がございました。

次に、議案第132号、平成25年度黒潮町一般会計（補正予算）については、精算や実績見込みによる減額の内容になっておりますけれども、住民生活に直接関係する点について、宮川健康福祉課長に説明を求めました。

45ページをお開きください。

歳出、4款衛生費、予防費、13節委託料ですけれども、予防接種委託798万円の減額となっております。この減額の理由は、子宮頸がんの積極的な接種を差し控えるように、そういった旨の国からの通知があったことにより、当初は370回から380回の接種を予定しておりましたが、希望者が大変少なく、10回から20回程度しか接種の実績がない。そういった見込みとなった減額となっております。

また、インフルエンザの予防接種についても、約3,000人の予定があったものが2,500人程度となると見込んだことによる減額の説明がございました。

ページ数一緒ですけれども、4目の母子保健費、13節健康診断等。110万円の減額ですけれども、この説明では、25年度佐賀地区では4名程度の出生数しかないことに委員から言及されまして、少子化の影響を心配しておりました。

次に、議案第133号、平成25年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について、教育長同席の下、畦地教育次長に説明を求めました。

当初の奨学金貸し付けは、高校生30名、大学生66名の予定でございましたけれども、高校生が11名減、大学生が9名の減となったことによる、貸付金820万円の減額となっております。これは、当初の予算枠組みを増やしていたためといった説明がございました。

ただ、委員からは、大変厳しい社会情勢の中、町内でも所得格差が広がっていることから、低所得者の家庭環境にある子どもの進学をあきらめさせないためにも、貸出金額の増額や返還期間の延長を図る必要があるのではないかといった意見がありまして、教育長から、金額の増額は検討してみたいといった答弁がございました。

議案第135号、平成25年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての主な内容は、人件費の最終調整と後期高齢者支援金、および共同事業の拠出金等の額が確定したことによるものとなっております。

議案第136号、平成25年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について、15ページをお開きください。

これは介護施設から黒潮町が不正請求された補助金、これはどうなっておるかということで、宮川担当課長にご説明をしていただきました。歳出5款基金積立金、25節ですけれども、194万1,000円が不正請求事件とし

ての訴訟を提起して、昨年 25 年 12 月 26 日に和解が成立した案件の不正請求返還金を基金として積み立てられております。

歳入につきましては、10 ページの 9 款諸収入に返還金として計上されていますので、ご確認をしてください。

議案第 137 号に移ります。平成 25 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正と、議案第 138 号、平成 25 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計の補正の審査では、特にこれといった質問がありませんでしたので報告を省きます。

議案第 140 号、平成 26 年度黒潮町一般会計予算につきましては、26 年度予算のうち、新たに取り組む事業を中心に報告を致します。

まず初めに、宮川健康福祉課長に説明を求めました。予算書 87 ページをお開きください。

歳出、3 款民生費、3 項児童福祉費ですけれども、この 13 節委託料、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託 235 万 5,000 円がありますけれども、この 26 年度はこの計画を策定する年度に当たり、25 年度に実施したニーズ調査の結果を基に計画を策定するものとしております。これを委託する先は、このニーズ調査をした企業になるんだろうということにお聞きしております。

次に、90 ページをお開きください。

3 款 3 項 3 目、15 節工事請負費です。大方中央保育所再生可能エネルギー等導入工事 2,399 万 2,000 円は、新たに取り組む事業として国の補助 100 パーセント費用で、太陽光パネル、蓄電池等を導入するものです。

続きまして、91 ページ。

3 款 3 項 4 目、13 節委託料ですけれども、佐賀保育所移転基本計画策定業務委託 993 万 6,000 円と、3 款 4 目児童福祉施設建設費 1,899 万 2,000 円は平成 26 年度新設したもので、議員協議会でも説明したとおりですけれども、佐賀保育所に通う児童の安全対策、保護者をはじめ住民から安心してもらえる場所への移転に向けて取り組むものとしております。この二重債務、ダブルローンの問題については、解決している状態ではないですけれども、佐賀保育所の安全安心対策を最重要視して取り組むもので、建設にかんする事業と並行して高知県と負担軽減に向けて協議を行うなど、取り組む予定の説明がございました。

委員からは、佐賀地区中心地から離れた伊與喜地区に建設予定とすることは通園の不便さといったことを懸念する意見がございました。

その他、98 ページ。

4 款衛生費ですけれども、20 節小中学生医療費助成。25 年度の実績見込みが 6,200 件、1,500 万円となっております。それを見込み額と計上し、本年も中学生までの医療費の無料化に取り組むものです。

引き続き、畦地教育次長により、新たな取り組みとして平成 26 年度から 28 年度、3 カ年かけて防災教育事業と黒潮町史の編さん事業について説明がありました。

145 ページをお開きください。

防災教育事業費として、10 款教育費、1 項 2 目 1 節、教育研究所研究員 197 万 1,000 円など含めまして、初年度合計 963 万円が計上されています。これは参考として、皆さまの机に防災教育関係予算として A3 の資料をお配りしております。よろしいでしょうか。初年度が 963 万円が計上されておって、27 年度、来年度が 780 万円。28 年度が 780 万円。3 年間の累計の予算は、約 2,500 万を予定しておるそうです。

防災教育については 3 年計画で、岩手県釜石市で実践されてきた山形大学片田教授の下、子どもの安全をキーワードにした防災の取り組みを導入し、学校における津波防災教育を整備するとともに、そこに保護者、家庭、地域住民を巻き込んでいくことで、地域全体に津波防災教育を波及させることを目的としております。

165 ページをお開きください。

10 款教育費、社会教育費の 7 目文化振興費になります。13 節委託料ですけれども、233 万 5,000 円は黒潮町史編さんの予算でございます。これも 3 カ年ですので、平成 26 年、27 年は全体の企画、それから資料の整理、補足調査、原稿の執筆と。それを 2 カ年続けまして、平成 28 年度には編集の校正、印刷、製本と。3 年間でこれも偶然ですけども、予算 2,500 万円程度を予定しておるそうです。文化財審議委員会を年 2 回のところを、これより月 1 回開催する予定だそうです。

153 ページをお開きください。

10 款 2 項、小学校費です。1 目学校管理費として、13 節委託料 500 万円。また 15 節、この田ノ口小学校屋内運動場耐震補強改修工事 4,000 万円。これで、町内すべての学校、施設の耐震補強が完了することとなります。

議案第 141 号、平成 26 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、公債費および現年度貸付金の償還が進んだことによる減額になっており、今後も地道な償還相談を積み重ねて未収金の回収に努めるとしております。

議案第 142 号、平成 26 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算については、例年と違いがありませんでしたので省略を致します。

議案第 144 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について。前年度と比較して 2,000 万 6,000 円の増額となっております。この主な原因は、歳出の療養給付金や後期高齢者支援金の増によるもので、今年もやはり、国保会計は依然として大変厳しい財政運営を強いられていくということとなっております。

歳入においては、議案 121 号でご説明しましたように、税率改正による国保税のアップ 3,000 万円と、一般会計からの法定外の繰入金 3,000 万円などで対応することとなっております。

議案第 145 号、平成 26 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算につきましては、26 年度は 27 年度から 3 カ年の介護保険事業計画を定める年度であるための予算が計上されております。今計画では、軽度切り離し、要支援 1、2 の訪問介護、通所介護を介護給付から切り離しの問題があるため、専門家にアドバイスを受けながら計画策定をするためのコンサルトへの委託の予定となっております。

議案第 146 号、平成 26 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について。本来であれば介護予防サービス計画、要支援 1 に認定者のケアプランは包括支援センターが作成することとなっておりますけれども、本人の希望により、委託介護支援事業所にケアプランの作成を依頼する場合の委託料を計上しているものです。

最後になりますけれども、議案第 147 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算と、議案第 148 号、平成 26 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、例年と変わりはありませんでしたので詳細は省略させていただきます。

以上が、本定例会において教育厚生常任委員会に付託された議案審査の内容でございます。慎重な審査の結果、全議案を可決すべきものと決しました。

報告を終わります。

議長（山本久夫君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから教育厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

森君。

11 番（森 治史君）

121 号の国民健康保険税の一部改正する条例のところです。

今、一番の問題はこの、まあ一人頭1万4,359円の増額になるという。まあ、これはもう見えてますよね。それに対しての、これは執行部の方から、まあこうなったときに滞納がどの程度増えてくるかという予測ですけど、あくまでも。そういうようなものがなかったかということと。

今言ったジェネリック薬品ですけど、これについてはどうしても相手方、医療機関との交渉が要ると思うんですが。そのへんがどれぐらい進んでるかというような報告はありませんでしたか。

議長（山本久夫君）

委員長。

教育厚生常任委員長（西村將伸君）

1番目の、私もちょっともう一度、すいません。

11番（森 治史君）

すいません。

今回、約12パーセントは上がりますよね、税が。そういうことによって、いわゆる新たな滞納者の予測、増えてくる予測というようなものを。推測ですけど、増えるか増えんかというような、そういう懸念があるような話はなかったかということなのですが。

議長（山本久夫君）

委員長。

教育厚生常任委員長（西村將伸君）

滞納への心配とか、そういったことはございませんでした。そういった説明はございませんでした。

2番目のジェネリックですけれども、ただ、今、私説明したように77パーセントの切り替えがするようになります。ということは、残りが23パーセントと。進めてもですね、これから。100パーセントにしても23パーセント。あまり医療費の削減の効果はないんじゃないかと、そういった説明はありましたけれども、それ以上のジェネリックのことについては説明いただいております。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

昨日、ちょっと6款見たときにやっと気が付きまして、平成26年度地方税制改正地方税務行政の運営に当たっての留意事項ということが、総務省ですね、自治税務局の方から出された分があってですね、その消費税を上げるんだと。じゃあ3パーセントかさ上げしますと。

そのときにですね、まあ納税者はただ単に納めるだけではなかなか分かりにくいので、その引き上げ分です。ね地方税、消費税への社会保障財源化という所で、引き上げ分にかかわる地方消費税の使途の明確化についてという、こういう通達もございますが。今回のその委員会のやり取りの中でですね、そういったものを明確に、予算書の中へですよ。予算書の中へ、3パーセント分は、この分が消費税分ですよというようなことを明示すべきではないかという質疑はございましたか。

議長（山本久夫君）

委員長。

教育厚生常任委員長（西村將伸君）

そういった質疑はございませんでした。

ただ、町長の方からですね、なぜこの消費税が上がる、関連してですけども、消費税が上がるこの時期なの

かと。国保税を。そのことで、この黒潮町ではそのライフコストを検討していただきまして、水道料の値上げ、これも見送りをしている。また、し尿処理の料についても県内では低い状態に抑えておると。そういった値上げも抑えておりますので、そういった運営上事業が待ったなしの状態であるということも含めてですね、まあ国保税については今の加入者が負担することが基本ということで、先に延ばすことはなかなか難しいと。消費税にかんしましては、そういった話はございました。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、教育厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで、各常任委員長の報告および各常任委員長に対する質疑を終わります。

この際、10時50分まで休憩します。

休 憩 10時 33分

再 開 10時 50分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、討論を行います。

初めに、議案第94号、黒潮町都市公園条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第94号の討論を終わります。

次に、議案第95号、黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第95号の討論を終わります。

次に、議案第96号、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第96号の討論を終わります。

次に、議案第97号、黒潮町立大型共同作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第97号の討論を終わります。

次に、議案第98号、黒潮町特産品販売店舗設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 98 号の討論を終わります。

次に、議案第 99 号、黒潮町体験交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 99 号の討論を終わります。

次に、議案第 100 号、黒潮町畜産団地施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 100 号の討論を終わります。

次に、議案第 101 号、黒潮町漁港管理条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 101 号の討論を終わります。

次に、議案第 102 号、黒潮町水産加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 102 号の討論を終わります。

次に、議案第 103 号、黒潮町夜間照明施設設置条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 103 号の討論を終わります。

次に、議案第 104 号、学校開放に係る体育施設の照明施設等使用料条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 104 号の討論を終わります。

次に、議案第 105 号、黒潮町佐賀老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 105 号の討論を終わります。

次に、議案第 106 号、黒潮町立町民館使用条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 106 号の討論を終わります。

次に、議案第 107 号、黒潮町立墓地設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 107 号の討論を終わります。

次に、議案第 108 号、黒潮町給食総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 108 号の討論を終わります。

次に、議案第 109 号、黒潮町老人憩の家設置条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 109 号の討論を終わります。

次に、議案第 110 号、黒潮町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 110 号の討論を終わります。

次に、議案第 111 号、黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 111 号の討論を終わります。

次に、議案第 112 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 112 号の討論を終わります。

次に、議案第 113 号、黒潮町行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 113 号の討論を終わります。

次に、議案第 114 号、黒潮町公共用財産管理条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 114 号の討論を終わります

次に、議案第 115 号、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 115 号の討論を終わります。

次に、議案第 116 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 116 号の討論を終わります。

次に、議案第 117 号、黒潮町南海トラフ地震対策推進基金条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 117 号の討論を終わります。

次に、議案第 118 号、黒潮町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 118 号の討論を終わります。

次に、議案第 119 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 119 号の討論を終わります。

次に、議案第 120 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 120 号の討論を終わります。

次に、議案第 121 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

宮地さん。

6 番 (宮地葉子さん)

私は一般質問でも言いましたが、この国保税を値上げすることに反対の討論を致します。

一般質問で言って、ちょっと重なる面もあるかと思いますが、国保加入者の所得というのはほんとに低くてですね、103 万円以下の方が 66.7 パーセントというぐらいほんとに低い収入の中で、一番高い保険料を払わなくちゃいけないという現状がずうっと続いています。

この一番の原因は、国の負担率が下がったことで、国の責任なんです。その国の悪政の防波堤になっていくのが地方自治体だと思います。そういう点では、中学生までの医療費無料化など黒潮町でも大変頑張ってくれてますが、国保税を値上げするということでは、今回 3,000 万円の値上げがあります。消費税が 4 月から 8 パーセントに上がって、さらに住民の生活を直撃します。一般会計から、私はずうっと法定外の繰り入れをするようにと要望してきましたが、今回初めて、やっと 3,000 万円の繰り入れになりました。でも、そのほかに 3,000 万円の値上がりがあります。確かに国保財政は赤字なんです。大変ですが、黒潮町の中では今その財源

がないかといいましたら、今、財政調整基金と減債基金を合わせますと20億8,700万円あります。その中で、さらに3,000万円の繰り入れ額は不可能な額じゃありません。やっぱり、基金をどう使うか。住民の暮らしのために、私は使うべきじゃないかなと思います。それがですね、住民福祉の向上をずっと求めていくと。そのための政治をしていくと言われた大西町長の姿勢の中に合致する、整合性があると思います。ゼンらですね、命と健康を守る。それこそ、私は究極の福祉だと思うんです。

ですから今回、この値上げについては反対致します。

議長（山本久夫君）

賛成討論はありませんか。

山崎君。

8番（山崎正男君）

私は胸を張っての賛成ではございませんけれども、今、宮地議員からも反対の意見はあります。よく分かりますが、この問題はですね、国保制度の改革をしない限り、我々地方自治体の国保加入者は浮かばれないと、このように考えます。

国保は、退職者や自営業者等が集まる高齢化の組織であり、医療費は例年増加し、増税で加入者が四苦八苦しなければならない現状です。これは、町民においては苦しい立場に置かれてるということです。

国保の加入者は、わしらをこれ以上困らせる気かという気持ちであると思います。よく分かります。この国保の現状は国の政策で起きたもので、市町村が毎年悩まされている問題です。まるで、国は弱い者の組織をつくって困らせているとしか思えません。私は一般会計の繰出金の今後の一層の努力が必要でありますし、共にですね、未収金の徴収。これに全力投球していただきたい。加入者は国の健康増進施策に協力をするとともに、無駄な治療や薬漬けをできるだけ考え直し、医療費をこれ以上増やさない、少しでも節約するという努力も必要であります。その上で、国保制度の現状を国や県に訴え、町長と議会も団結して、国保法の改正を要請すべきであると考えます。

今は、この赤字会計をとどめるわけにはいかないのです。増税をストップすれば、今後ますます赤字は増えて、国保の運営ができなくなります。我々は薄氷を踏んで渡る、つらい、そういう選択でございますが、私は賛成せざるを得ないと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

反対討論はありませんか。

明神君。

10番（明神照男君）

私は、この議案には反対でございます。

というのは、よく現実の問題としても、医療費が年々年々増加しておる。そのための対策、対応と考えたら、それはもうやむを得んかないう考えはあります。しかし、よくいわれるように、今上げざったら来年、再来年、もっと大きいに上げないかんとかいう説明もあるわけですが。それもそのとおりだと思いますが。

ただ私、なぜ反対かという、これ自分らの委員会のときにも、町長においていただいて町長にもちょっと聞いていただいたことですが、どうしたらこの医療費を削減というかね、抑えることができるかという取り組みがなかったら、年々もうこれ増えていくことはもう分かっちゃることです。そういう面と。

それから、これは私事みたいになりますけど、まあ昨日も執行部からの説明にもあった、あの町内でね、その国保の人だけに一般会計からお金を入れることは不公平やと。確かにそういう考え方もあるとは思いますが

すけれど、先ほど聞いていただいたように、漁船漁業の関係者はもう国保にはお世話になっておりません。が、船員保険として払っておりますけれど、あの保険料で事業者が6割、7割近い負担しよるがです。そういうまあ一つの考え方を持ったときに、これはね自分、まあ町長はじめ副町長、皆さんには申し訳ない発言にはなると思いますけれど、今の町の財政の中で、これ、一般質問でも自分聞いてもろうたことですから、ほんまにね、無駄が多いと思う。そういうことは総合的にそういうことも取り組んで、そういう上での取り組みが自分には見えんもんで、自分は反対さしてもらいます。

議長（山本久夫君）

賛成討論はありませんか。

下村君。

15 番（下村勝幸君）

賛成の立場で討論します。

先ほどですね、山崎議員の発言ありましたように、私もほとんどそれが同感です。全く同じ感情を持ってます。

以前からですね、やっぱりこの国保の問題については法律上のもので問題といいますが、先ほど宮地議員からもお話ありましたように、その国の負担率がですね極端に下がってしまったことがやはり一番問題であって。特に国保の加入者についてはですね、まあ低所得者というかですね、やっぱり収入の少ない方、で、さらに病気になる可能性が多くなった方が中心に入られているその国保ということですので、やはりこうなってしまうのもですね、言えば無理ならざるというか、もうそうなるべくしてなってしまうというような形のものではないからというふうに自分も認識してます。

特に町内で言えば、まあ3分の1のその国保の加入者がおられるわけで、それと逆に、対すると3分の2のその非加入者の方もおられるということで、そこのバランスを取っていくということがですね、やはり一番大変な部分ではなかったのかなというふうに思います。

今回、執行部の方もですね、以前から1,000万円の法定外繰入してきたわけなんですけど、それを3,000万円にまで増額して、その3,000万円分を上げた分をですね、国保の加入者の方にも同じようにご負担をいただくという。ある意味、自分から考えてもですね、かなり苦しい英断というとあれなんですけど、苦渋の選択をされたんではないかなというふうに自分では理解してます。これをもってですね、何とか国保非加入者の3分の2の方への説明責任を果たしていきたいという、そういうお話もありましたので、私もですねその部分については、もうある意味やむなしというふうに判断をしてます。

過去にですね、まあこういう国保の値上げについては何度も議会の方にも提案がありまして、それを逆に議会の方でですね、その値上げに対する議決を見送るという。まあ言えば、急激なその値上げに対する緩和措置を議会自身が見送ってきた経緯もありましたので、もしもですね、今回、このまた値上げの部分を見送ってしまうと、以前ありましたように20数パーセントとかですね、急激な値上げの負担にもつながりかねずですね。そうなってしまうと、逆に住民の方をですね、苦しめる結果を生んでしまうのではないかなというふうに、過去の経験からですね、我々の反省も含めてですね、思うわけです。

ですので、今回、この議案についてはですね、ほんとに諸手を挙げての賛成ということにはなりませんけど、やはりもう致し方ないという状態の中で、賛成をしたいと思います。

それでぜひですね、もう1点。これはもう町長、以前からお願いしてるようにですね、もうこれは一、こういった田舎の地方の自治の中でですね、やれるべき問題ではもうなくてですね、ほんとにもう、先ほどお話ありましたように、自分たち議員も、その執行部も、それで住民も、もう一体となって国に対してですね、ここ

の部分の不備を解消してもらおうとか、そういった働きをしないとですね、これは収まらないということ、自分もですね、もう皆さんと一緒に考えていくということ、決意というか、思いを込めてですね、賛成討論したいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 121 号の討論を終わります。

次に、議案第 122 号、黒潮町債権管理条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 122 号の討論を終わります。

次に、議案第 123 号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 123 号の討論を終わります。

次に、議案第 124 号、黒潮町立水産関係等共同作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 124 号の討論を終わります。

次に、議案第 125 号、黒潮町環境ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 125 号の討論を終わります。

次に、議案第 126 号、黒潮町道路、附属物占用及び徴収条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 126 号の討論を終わります。

次に、議案第 127 号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 127 号の討論を終わります。

次に、議案第 128 号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 128 号の討論を終わります。

次に、議案第 129 号、黒潮町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 129 号の討論を終わります。

次に、議案第 130 号、黒潮町国民健康保険直営診療所診療車使用条例を廃止する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 130 号の討論を終わります。

次に、議案第 131 号、黒潮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 131 号の討論を終わります。

次に、議案第 132 号、平成 25 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 132 号の討論を終わります。

次に、議案第 133 号、平成 25 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 133 号の討論を終わります。

次に、議案第 134 号、平成 25 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 134 号の討論を終わります。

次に、議案第 135 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 135 号の討論を終わります。

次に、議案第 136 号、平成 25 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 136 号の討論を終わります。

次に、議案第 137 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 137 号の討論を終わります。

次に、議案第 138 号、平成 25 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 138 号の討論を終わります。

次に、議案第 139 号、平成 25 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 139 号の討論を終わります。

次に、議案第 140 号、平成 26 年度黒潮町一般会計予算についての討論はありませんか。

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

賛成致しますがね、その前にちょっと。

先ほどの国保の繰り出してございますが、消費税 3 パーセント引き上げになった。町民はただ税を納めただけで、その利点が何ら承知していただけないということではいけませんので、これを広報等でその福祉行政へ、こうこういうもんへこれだけ投入するんだというものが、この予算の中でもうちょっと明確に分かるようにしていたら良かったなと思うのが 1 つと。

この後はですね、明確にこうなんだというものを広報等で知らせていただきたいということと。

それからあとですね、この引き上げ分の所でちょっと私は意見出さなかったんですけど。町長も言ったように 20 年の段階でですね、平成。あまりにも引き下げが強過ぎたと。急激に。だから、その影響がもろにここ響いてきちゃうわけです。その分について、一定、税の引き上げすることも仕方がないなあと。やむを得んという面はございますが。先ほど言いましたように、それで繰り出しが問題ですね。国保に対する繰り出しを。私は、3,000 万というのはまるった、従来からいわれておる一般財源からの分というような受け止め方もしておったんですが、まあ資料なんか見てみると、消費税引き上げ分も福祉へ反映しなさいよということがありますので、私は、今回は骨格ということでございますので、6 月へ向けてですねさらに、その一般会計からの繰り出しを国保会計に対して増額すべきものであらうと考えます。

皆、若い人はね、誰でも年がいったらね、65 年生きておれば 65 になるわけですね。そうすると国保へ入る。皆さま方の仲間であった方もね、上げてもらいとうないと。今度、国保へ入るんだと。頼むぞという話があるんですよ。残念ながら、この事業を執行しゆう人は皆、町長以下、国保へ入ってない。そういう方たちばかりですね。しかし、65 なれば嫌でも入るんですよ。そのときに、若いときに安い保険料できた人がですね、急に、今まで入ってなかった所へ、負担しなかった所へいきなり入るということも、これ社会を構成する上でいがかかなあと。そういったことを考えるわけです。それで、あたかも年がたって高齢者になった人が居心地が悪い。受け止め方によれば、何かこう、今までの世の中を築いた先輩方のことを無視して、若者があまりにも強い。そういうようななっても、世の中はうまくいかない。

そして、その引き上げ分3パーセントの中にはですね、また子ども、子育てに対するそういう支援策も盛り込まれておりますので、私は、お互いこの黒潮町、暮らして良かったなあと。あんまりぎすぎすしないような形ですね、お互い思いやれるような、皆さんの心をですね期待しておるわけです。

従いまして、この予算には賛成で、一般会計から国保会計への繰り出し、増額を求めて、賛成意見と致します。

議長（山本久夫君）

矢野議員に申し上げますけど。

採決を取るときに条件付きの賛成という、条件付きの採決いうのはないので。

6月にこの繰り出しを多くするからこの当初予算には賛成というのは、ちょっと採決の中にはないので、そのへんは少し訂正してくれませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

条件を付けたらいかんということでございますので、条件は付けません。

付けないが、いや、お互い、この構成しておるこういう町を、一つの町を構成しておるお互いが、お互いを思いやるような言葉が中に欲しいなあということを願ってのことでございますので、そのへん、よろしく願いします。

議長（山本久夫君）

反対討論はありませんか。

明神君。

10番（明神照男君）

私は反対です。

というのは、先ほどの国保の関係と同じような考え方しておるもので。

私はね、この黒潮町は、黒潮町株式会社やと思うちよります。ほんで町長が社長、副町長が専務、そこに皆さんお並びの方は部長さんとか課長さんやと、自分は思うちよります。そういう考え方しちよります。

そういう中で、今年に限ったことじゃないですけど、この予算の編成を見らしてもらうと、例えばの話が、民間の事業所もね、やっぱ年初めには事業計画を立て、今年はこの事業の金額を努力せないかんねえと、費用はなるだけ抑えないかんねえという取り組みをするわけです。自分ね、まあこれは自分申すまでもない、皆さんもご存じと思いますが、今までのこの行政の会計の問題が所々で、これじゃいかんねえという動きも出てきておることは皆さんもご存じやと思うがです。

そういう中で自分、例えばの話が、自分一般質問でも言わしてもらったように、ほんまに自分の目から見てもらいますと無駄が多いと、自分は思います。まあ細かいことを言いよりますと果てがないから申しませんが。そういうような自分ね、考え方しちよるもので。ほんで、また皆さんには申し訳ない発言なりますけど、よくこの県内でもうちの町は財政の状況がいいという説明、執行部からありますけど、自分思うにね、それいいいうのは悪い中でいいいうことで、自分ら民間の考え方ではね、いいやないといかんがです。借金がこればあやきええいうわけにはいかんがです。そういう考え方で自分はこれからね、やっぱ行政も見んことにはよ、いかんと思う。そうなってくると、住民サービス、よく出てくる言葉がね。この先ほどの国保も一緒です。住民サービスが落ちるという問題が出てきます。

しかし、国にしてももう1,000兆円の借金、あれ国債で、それから預貯金があるから、何だらかんたら言いよりますけど、まあそんなことは専門的なこと、こっちには分かりません。分かりませんけど、うちの町

にしても、借金が100億余りある。基金。これ、あべこべやないと本当はいかんと思うがです。民間のものの考え方からしたらね。自分はそんなようにね、考え方を持っておるもんで。ほんで、これは申し訳ない。今までずっとやってきたこと。こういう形はね。予算。けんどそれはね、戦後の戦争に負けてから後、皆が頑張っ、国が成長していたときの考え方やったと思うがです。残念なことに、先ほどの言葉になりますけどね、年々年々、借金は増えていきよるようには自分は考えて見るもんでね、町長には申し訳ないですけど、よう賛成は致しません。

議長（山本久夫君）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第140号の討論を終わります。

次に、議案第141号、平成26年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第141号の討論を終わります。

次に、議案第142号、平成26年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第142号の討論を終わります。

次に、議案第143号、平成26年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第143号の討論を終わります。

次に、議案第144号、平成26年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第144号の討論を終わります。

次に、議案第145号、平成26年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第145号の討論を終わります。

次に、議案第146号、平成26年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第146号の討論を終わります。

次に、議案第147号、平成26年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 147 号の討論を終わります。

次に、議案第 148 号、平成 26 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 148 号の討論を終わります。

次に、議案第 149 号、平成 26 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 149 号の討論を終わります。

次に、議案第 150 号、平成 26 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 150 号の討論を終わります。

次に、議案第 151 号、平成 26 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についての討論はありませんか。

宮地さん。

6 番 (宮地葉子さん)

私はこの議案に反対の立場で討論します。

この事業はですね、今回も 8,290 万円ですか、繰り入れをしていますよね。これはまあ消費税が 3 パーセント上がったということもありますが、この事業は始まってから、まあ 5,000 万、6,000 万、毎年毎年繰り入れをしないと赤字です。もうこのへんでですね、見直しを掛けていかないと、これから 10 パーセントにもし消費税が上がったら 1 億近いお金が繰り入れにならなきゃ、赤字がもう補えていけない。そういう事業になってますね。

この事業を最初にやる時には、加入者が 70 パーセントになったら黒字経営だという説明が執行部からありました。ケーブルテレビ 50 パーセント、インターネット 20 パーセントで、70 パーセントになるんですけど。今現在ですね、ケーブルテレビ 40 パーセント、インターネット 20 パーセント。約 60 パーセントの加入率なんですけど、それでもですね、これだけ、8,290 万円もの繰り入れをしない限り、営業が、事業が持っていけないわけですね。このへんで私は事業をやめれと言ってるわけではないです。このままいっていると、私たち住民の税金がどんどんどんどんここへ流れていってしまう。もう少し無駄を省くなり、いろんなことを考えないとですね。人を雇って、今、加入促進に向けて、ずっと昨年からもやっていますが、それ以上なかなか増えない状況があるんです。それはもう最初に反対したときに私たちの理由だったんですけど。そういうときにですね、何かを削っていく。何とかしなきゃいけない。そういう方向で議会がチェックを掛けていかないと、このままずるずるいってると大変なことになるんじゃないかなと思いますので、私はこの事業、この議案について反対です。

議長 (山本久夫君)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

反対討論はありませんか。

明神君。

10 番（明神照男君）

私もこの議案には反対です。

昨日も自分、一般質問のときにもちょっと聞いていただいたことですが、年々、一般会計からのね、お金を入れんとやっっていけんってきちょう。

そうしたらね、国保。国保の保険料を上げるときに、今上げざったら、来年、再来年、年々赤字が大きくなるから上げるという。自分ね、今上げろが3年後に上げろが、負担は同じことのがです。ただ赤字として残ってないだけで、その加入者のよ、支払いは一緒ですきね。これは。まあ、これは余談になります。

そういうことでよね、現実には7,000万、8,000万のお金を一般会計から繰り入れないかん。そしたらよ、利用料上げないかんがが当然やと自分思うがです。別に、自分が入ってないき言わせてもらうわけやないがです。国保の考え方から言うと、これもお金が足らんからいうことで、申し訳ないけど皆さん利用料を、使用料を上げらしてもらいますというのが自分ね、普通のお金のやりとりの考え方やと思うがです。が、そういうあれはこれには出てきてない。

ほんで、先ほどの宮地議員もおっしゃいました。やめとは言わん。自分も、いや、この事業をね、ある面でお金を勘定したらね、自分やめた方がいいと思うちよります。昨日の話じゃないですけど。毎年毎年、7,000万、8,000万、10年やったら7億。20年やったらよ、自分が言うまでもないね。もうそういうことが分かっちゃることやきよ。

ほんで自分はよ、昨日も聞いていただいたようにね、この事業そのものが初めから今のような形ではいかんがやないかよと。こんなにみんなが負担せんでもよ、かまんやり方があるがやないかよいうことで自分ら反対さしてもろうた、この事業にね。

というようなことで、自分ね、この案にも反対です。

議長（山本久夫君）

賛成討論はありませんか。

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

私は、この情報センターの事業の当初予算について賛成を致します。

今、私たちが審議している当初予算は、今年、この町の情報センターを動かしていくか動かしていかないかということについて議論をしてるわけであって、私は今やっているこの予算で走り出していきたいと思っています。

縷々（るる）反対の意見がございましたことも当然だと思っています。これはやっていく中で十分考えて、今年より来年は少ない経費で最大のサービスができるように考えていただきたいと思い、当初予算でございますので、この予算を否決するということはこの事業が動かないということでございますので、私は賛成を致します。

議長（山本久夫君）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 151 号の討論を終わります。

次に、議案第 152 号、平成 26 年度黒潮町水道事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 152 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 94 号、黒潮町都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 94 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 95 号、黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 95 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 96 号、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 96 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 97 号、黒潮町立大型共同作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 97 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 98 号、黒潮町特産品販売店舗設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 98 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 99 号、黒潮町体験交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 99 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 100 号、黒潮町畜産団地施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 100 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 101 号、黒潮町漁港管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 101 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 102 号、黒潮町水産加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 102 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 103 号、黒潮町夜間照明施設設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 103 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 104 号、学校開放に係る体育施設の照明施設等使用料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 104 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 105 号、黒潮町佐賀老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 105 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 106 号、黒潮町立町民館使用条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 106 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 107 号、黒潮町立墓地設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 107 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 108 号、黒潮町総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 108 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 109 号、黒潮町老人憩の家設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 109 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 110 号、黒潮町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 110 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

採決の途中ではありますが、この際、13 時 20 分まで休憩します。

休 憩 11 時 44 分

再 開 13 時 20 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

小永正裕君から遅刻の届出が提出されましたので、報告致します。

採決を続けます。

次に、議案第 111 号、黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 111 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 112 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 112 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 113 号、黒潮町行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 113 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 114 号、黒潮町公共用財産管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 114 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 115 号、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 115 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 116 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 116 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 117 号、黒潮町南海トラフ地震対策推進基金条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 117 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 118 号、黒潮町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 118 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 119 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 119 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 120 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 120 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 121 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 121 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 122 号、黒潮町債権管理条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 122 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 123 号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 123 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 124 号、黒潮町立水産関係等共同作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 124 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 125 号、黒潮町環境ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 125 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 126 号、黒潮町道路、附属物占用及び徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 126 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 127 号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 127 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 128 号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 128 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 129 号、黒潮町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 129 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 130 号、黒潮町国民健康保険直営診療所診療車使用条例を廃止する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 130 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 131 号、黒潮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 131 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 132 号、平成 25 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 132 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 133 号、平成 25 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 133 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 134 号、平成 25 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 134 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 135 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 135 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 136 号、平成 25 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 136 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 137 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 137 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 138 号、平成 25 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 138 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 139 号、平成 25 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 139 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 140 号、平成 26 年度黒潮町一般会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 140 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 141 号、平成 26 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 141 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 142 号、平成 26 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 142 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 143 号、平成 26 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 143 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 144 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 144 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 145 号、平成 26 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 145 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 146 号、平成 26 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 146 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 147 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 147 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 148 号、平成 26 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 148 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 149 号、平成 26 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 149 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 150 号、平成 26 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 150 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 151 号、平成 26 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 151 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 152 号、平成 26 年度黒潮町水道事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 152 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 2、議案第 153 号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、議案第 153 号、教育委員会委員の任命についてご説明させていただきます。

現教育委員会委員の濱田佐恵さんが平成 26 年 3 月 19 日をもって任期満了となることから、引き続き委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案第 153 号、教育委員会委員の任命については、人事案件です。慣例に従い、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に移りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第 153 号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

ただ今の出席議員は 15 人です。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 6 番宮地葉子さん、7 番矢野昭三君を指名します。

投票用紙はもうお配りです。

配付漏れなしと認めますが、よろしいですか。

(なしの声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

立会人、お願いします。

(異状なしの声あり)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり、濱田佐恵さんを任命することに同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により、否と見なすことになります。

1 番議員から順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

宮地葉子さん、矢野昭三君、立会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 15 票。

そのうち、有効投票 15 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成 15 票、反対ゼロ票。

以上のとおり、賛成全員です。

従って、議案第 153 号、教育委員会委員の任命について、濱田佐恵さんを任命することについては、原案のとおり同意することに決定致しました。

これで、採決を終わります。

議場の出入口を開きます。

日程第 3、議案第 154 号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、議案第 154 号、教育委員会委員の任命について説明させていただきます。

現教育委員会委員の大西禎子さんが平成 26 年 5 月 16 日をもって任期満了となることから、その後任の教育委員会委員の任命をお願いするものです。

その後任は、氏名が池田正子さんで、住所は黒潮町入野 944 番地 1、生年月日が昭和 40 年 10 月 9 日です。

池田正さんは、入野小学校、大方中学校の保護者として熱心に PTA 活動にも取り組んでおられる方で、同条第 4 項にも該当しており、教育行政にも理解があり、教育委員会委員としてふさわしい候補者でございます。

従いまして、教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成 26 年 5 月 17 日から平成 30 年 5 月 16 日までの 4 年間となります。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案第 154 号、教育委員会委員の任命については、人事案件です。慣例に従い、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に移りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第 154 号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

ただ今の出席議員は 15 人です。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人 8 番山崎正男君、9 番藤本岩義君を指名します。

投票用紙をお配ります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なしの声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

立会人、お願いします。

（異状なしの声あり）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり池田正子さんを任命することに同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により、否と見なすことになります。

1 番議員から順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

山崎正男君、藤本岩義君、立会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 15 票。

そのうち、有効投票 15 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成 15 票、反対ゼロ票。

以上のとおり、賛成全員です。

従って、議案第 154 号、教育委員会委員の任命について池田正子さんを任命することについては、原案のとおり同意することに決定致しました。

これで、採決を終わります。

議場の出入口を開きます。

日程第 4、議案第 155 号、平成 25 年度黒潮町立田ノロ小学校校舎耐震補強改修工事（建築主体工事・給排水設備工事）の請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、議案第 155 号、平成 25 年度黒潮町立田ノロ小学校校舎耐震補強改修工事（建築主体工事・給排水設備工事）の請負契約の締結について説明させていただきます。

この工事につきましては、3 月 6 日に指名競争入札を行い、落札業者が決定致しましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、請負契約を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

この工事の契約目的は、平成 25 年度黒潮町立田ノロ小学校校舎耐震補強改修工事（建築主体工事・給排水設備工事）でございます。

また、契約の方法は指名競争入札で、契約金額が 6,510 万円。そして契約の相手方は、高知県幡多郡黒潮町入野 2584 番地、西南総合建設株式会社、代表取締役、中澤正志でございます。

この工事の指名競争入札者数は 10 社で、そのうち町内業者は 5 社、町外業者が 5 社でございました。しかし、2 社が入札を辞退されましたので、入札は 8 社で行いました。

このほか、契約にかんする参考資料を添付させていただいておりますので、ご参考にしてください。

説明は以上でございますが、この後、担当次長に補足説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは、議案第 155 号、平成 25 年度黒潮町立田ノロ小学校校舎耐震補強改修工事（建築主体工事・給排水設備工事）について補足説明を致します。

議案書は 4 ページになります。

参考資料の 1 ページをお開きください。

本工事に係る税込みの設計金額は 6,709 万 5,000 円、税抜きの設計金額は 6,390 万円で、落札額は税抜きで 6,200 万円、請負率は 97.02 パーセントとなっております。

工期は、平成 26 年 3 月 20 日から、明許繰越によりまして平成 26 年 11 月 28 日までを予定をしております。

工事は、鉄筋コンクリート 2 階建て校舎の耐震補強工事と改修工事、鉄骨平屋建て多目的トイレの改修工事および外構工事になります。

なお、電気設備工事は別途、分離発注を致しております。

参考資料2 ページをご覧くださいと思います。

平面図は、上面が北側となっております。

耐震補強工事は、鉄筋コンクリート2階建ての校舎1階にブレースを2カ所、スリットを2カ所新設を致します。

また改修工事は、教室、職員室、廊下等の床や壁の改修を行います。

トイレは、児童用のトイレ、職員トイレの和式の一部を洋式に改修を致します。

参考資料3 ページをご覧ください。

鉄筋コンクリート2階建て校舎の2階部分につきましても、床や壁の改修のほか、児童用トイレの和式の一部を洋式に改修を行います。

このほか、外壁につきましては塗装改修等を行います。

また、屋上の給水タンクを含めた給水設備の改修。排水設備は浄化槽等の改修を行います。

ガラスにつきましては、強化ガラス。強化ガラスの施工が困難な木製建具等については、ポリカーボネート板、または飛散防止フィルムにて改修をし、外構工事については、アスファルト舗装工事の実施を予定しております。

以上で説明を終わります。審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第155号、平成25年度黒潮町立田ノ口小学校校舎耐震補強改修工事（建築主体工事・給排水設備工事）の請負契約の締結についての質疑はありませんか。

藤本君。

9番（藤本岩義君）

すいません、聞き漏らしました。

工期をもう一度、お願い致します。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

平成26年3月20日から、明許繰越によりまして平成26年11月28日までを予定しております。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

藤本君。

9番（藤本岩義君）

説明資料の所は、26年の3月31日までしか書いてませんので確認をさしてもろうたがですが、11月ということですのでよろしいですかね。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

繰越事業でありますので、いったん3月31日までの工期と致しておりまして、請負の変更をもって11月28

日まで延長する予定でございます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

小松君。

1 番（小松孝年君）

この工事の工事名称ですけれども、平成 25 年度黒潮町立田ノ口小学校校舎耐震補強改修工事（建築主体工事・給排水設備工事）となっておりますけれども。

それでは、電気工事が別途と言われましたけど、今まで大抵、分離発注でやってました。大体、建築主体工事と、それから給排水設備工事というのは、まあ設備関係の工事です。で、電気工事も設備関係ですので、通常なら電気設備工事となると思うわけですが。

どうしてこう、建築主体と給排水設備工事というのが一緒になって、電気工事になったのかお伺いします。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

この工事につきましては既に、既存の建物の改修ということでございますので、一から建てる建物のようにそれぞれの工事を管理をしながら工事を進めるということは、まあ非常に困難性が伴います。従いまして、主体工事と給排水につきましては、セットで発注をさせていただきました。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 155 号の質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行ないます。

議案第 155 号、平成 25 年度黒潮町立田ノ口小学校校舎耐震補強改修工事（建築主体工事・給排水設備工事）の請負契約の締結についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承ください。

議案第 155 号、平成 25 年度黒潮町立田ノ口小学校校舎耐震補強改修工事（建築主体工事・給排水設備工事）の請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 155 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 156 号、黒潮町地域特産品処理加工施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、議案第 156 号、黒潮町地域特産品処理加工施設に係る指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

現在、この施設では黒砂糖などの特産品を加工しておりますが、この施設に併設する形で缶詰工場の整備を進めているところでございます。この施設が今月末に完成する運びとなり、供用開始を 4 月に予定しているところでございます。

この施設の運営につきましては、現在、黒潮町特産品開発推進協議会が町から指定管理者の指定を受け、管理運営を行っているところでございます。しかしながら、この協議会は 3 月末をもって解散することになり、新たに町と銀行等が出資をし、3 月 11 日付で株式会社黒潮町缶詰製作所を設立させていただきました。町はこのことから、幡多郡黒潮町入野 4370 番地 2 にある黒潮町地域特産品処理加工施設を、黒潮町公の施設に係る指定管理者の手続きに関する条例第 5 条により、公募によらない指定管理者候補として高知県幡多郡黒潮町入野 4370 番地 2、株式会社黒潮町缶詰製作所、代表取締役、大西勝也を指定管理者の候補として選定致しました。

また指定する期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間としております。

よって、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございますが、この後、担当課長に補足説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは、議案第 156 号の黒潮町地域特産品処理加工施設に係る指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。

議案書の 5 ページをお願い致します。

この黒潮町地域特産品処理加工施設の設置目的は、町内の特産品を活用した加工品の製造および販売を一体的に運営する仕組みをつくることにより地場産業を創設し、もって就労の機会の拡大と生産者の所得向上を図るため、加工施設を設置するものです。

指定事項につきましては、議案にあるとおりです。

この施設の指定管理者の選定に当たっては、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条、第 4 条および第 6 条により、書類および選定基準に照らし総合的に審査して、選定委員会に諮って候補

の決定を行いました。

審査の内容につきましては、施設の設置目的との整合性や、製造や収支などの事業計画、商談の状況等を考慮し、適当なものと判断しました。

なお、現在、加工施設を指定管理者として運営している黒潮町特産品開発推進協議会は3月末をもって解散をすることとなり、4月1日以降はその機能と財産を第三セクターである缶詰製作所が引き継ぐこととなります。従いまして、施設の指定管理についても三セクが引き継ぐ形を取るものです。この三セクについては、平成26年3月11日をもって法人登記して、従業員については現時点では派遣した職員のみですが、残りのスタッフについては、補助事業の関係で2回に分けて募集を予定しております。

当面の経営スケジュールとしましては、3月中に現在指定管理者として加工場を運営している特産協の事務および財産の引き継ぎを受け、設備の操作研修や食品衛生に関する講習をしつつ、4月の上旬から試作品の製造に当たる予定です。その後も食品衛生にかんする講習を続けながら、製造技術の向上に努めることとなります。

なお、営業につきましては、営業用のサンプル商品が出来次第、本格化させていくことを予定しています。時期としては5月ごろになるのではないかと予想しています。

経営計画につきましては、全員協議会でも説明をしましたが、平成26年度から営業を開始して、当年の売り上げについては5,292万4,000円を計画しています。それから5年後の平成30年度には9,495万2,000円の計画です。最初の2年は、経常利益については赤字ですが、3年目からは黒字になる見込みです。

また販路については、現在2社の商談を進めており、ラボ創設後の製造技術などを踏まえて、今後の見込みが決定する予定となっています。

これらのことを含めて、選定に当たっては当施設は議員の皆さまご承知のとおり、缶詰を製造加工するためのミニラボ施設です。そのため、専門知識の必要性や施設の専門性、特殊性などを考慮して、町が出資している同法人を指定管理者として指定することで事業効果が期待できることから、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条により、公募によらない指定管理者候補として選定しました。

なお、年度協定書による施設使用料については、既存施設と本年度施設のラボ施設を合わせて、税込みで250万8,170円の予定です。

以上、ご審議をよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第156号、黒潮町地域特産品処理加工施設に係る指定管理者の指定についての質疑はありませんか。
森君。

11番（森 治史君）

今、室長の説明の中で、今まであった特産協の財産を引き継ぐということを説明がありましたが、3年か4年か運営してきましたが、その方の物だけじゃなくって、運営の中での赤字もあれば。赤字があるならあるでええやけど、ここでの説明ではその加工場、施設の財産の話はしていただきましたけど、累積赤字とかがあって、それもまあ当然引き継ぐようになると思いますが。

そのへんのことをもう少し詳しくお願い致します。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

今、補足説明の中でも申し上げましたが、引き継ぎの作業をしております。

その中で、決算等すべてについて、今、精算して引き継ぐようにしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

現時点では、経営内容のことはまだ決算が済んでないから分からないということで受け取ってよろしいですかね。今、決算中ということやったから。精算してないということやから。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

おおよそはまだ売り上げ出してますけど、まだ正式な決算になってませんので、ちょっとご報告は控えたいと思います。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

明神君。

10 番（明神照男君）

先ほど、室長のご説明で、自分、前も聞いていただいたことやったけど、たまたまこの議案に対して事業計画が出てきたもんでね。

ほんで、1 点お聞きしたいのは、以前頂いたこの資料の 11 ページに、2014 年、まあ今年度から 5 年間の事業計画が出ちよるわけですが。その中で、前も聞いた。一応、今年度から売り上げが 5 年後に 9,400 万余りは分かります。それから材料費も、まあ 3,200 万から 4,900 万。それから労務費も、2,200 万から 2,360 万と。経費が 2,200 万から 2,100 万に落ちちよるわけです。ほんで、その労務費と経費の問題について単純に数字から言わしていただくと、売り上げが倍近くなっておるにもかかわらず、労務費の増が 100 万。それから、問題は経費で、普通売り上げが増えるいうと、まあ確かに材料費は増えておるがですけれど。その他、電気とか水道とかね、そういうもんが掛からんことには売り上げを増やす、まあ製造量を増やすいうことができんがやないろうかと思うがですけれど、この計画表では落ちちよる。

この経費が少なくなっている要因はどういうところにあるがですかね。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

先にお渡しした資料の中での販売計画についてのことだと思います。

その経費につきましては、当初については原材料の仕入れが初期に発生します。缶詰とか缶とか。2014 年、一番最初に当たっては研修しながらということでそんなに数も乗らないかもしれませんし、また、その製造の工程をきちっとつくっていく。またそれに応じて、缶の数量も増やしていくというようなことで、次の年にその材料を一度に購入して、多く。一度に購入することで資材費が格安に仕入れられるというようなこともありますので、仕入れるようにした後、横ばいの仕様にしております。

労務費については、当初、補助事業なども利用させていただきまして、その補助事業の中で研修もしたりと

かというようなものも含んでおりますので、この1年間は多くなっております。

あとについては、まあ補助事業が取れたら極力取っていきますけれども、今のところではその会社でずっと経営していくという計画にしておりますので、人件費も抑えていくというような内容になっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

まあ、そういうご説明、前もちょっといただくことはいただいたがですけど。

先にも聞いてもらうたように、材料費が多くなるということはそればあ仕事をせないかんき。で、まあ確かに、今言う人の労務費。人がようけになるきに労務費が上がるということは分かるがです。分かるがですけど、100万。自分、そうやねいうようには労務費も思えんし。

それからこの経費にしても、先にも聞いていただいたように、確かに効率良く生産するということが片方にあるわけですから、まあ省エネ。例えばね、電気料にしたら。省エネ機器を入れたきに電気代が、倍に近いものを加工しても要らんかった。水も、当然要ると思うがです。そういうものも少のうに落とせました。ほんで、どういう所でやっば落としたかいうところまで、やっば自分らこれ認めるか認めんか、最終的には指定管理のどこ。自分ね、こんなことで事業ができるがやったらよ、ひとつも骨折れんと思うがです。これは。けど、自分の頭、能力で考えてもね、こうやねというように思えんわけよ。ほんでまあ質問させてもらいよるわけですけど。

まあ具体的に、そうしたら、まあこれはあくまでも計算書ですきに。計画のね。初年度の電気料がどれぐらい見積もっておって、5年後の2018年の電気料はどれぐらいの金額になるかいうことをお聞き致します。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

すいません、ちょっと資料を調べてましたので。

光熱水料については、当初、平成26年度については368万1,000円です。平成30年度についても368万1,000円で計画されております。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

それは数字で計画で予定やきよ、いう形で理解はできる。

理解はできるけど、実際にほいたらそれで事業できるがかいうように考えたらよ、理解できんがよね。これは。分かりました。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第156号の質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行ないます。

議案第 156 号、黒潮町地域特産品処理加工施設に係る指定管理者の指定についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

議案第 156 号、黒潮町地域特産品処理加工施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 156 号は原案のとおり可決されました。

この際、2 時 40 分まで休憩します。

休 憩 14 時 25 分

再 開 14 時 40 分

議長 (山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6、議員提出議案第 36 号、最新の知見で原発の徹底検証を求める意見書について、および議員提出議案第 37 号、原発事故時の避難について福島事故の現実を見た真剣な検討を求める意見書についてを一括議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

初めに、議員提出議案第 36 号、最新の知見で原発の徹底検証を求める意見書についての提案趣旨説明を求めます。

提案者、小永正裕君。

2 番 (小永正裕君)

最新の知見で原発の徹底検証を求める意見書について。これ、付託されました請願によってですね、一部内容を変更して取り上げるべき内容であるということで意見書を提出することになりました。

主にですね、これまでになかった新たな知見。例えば、東北大学が記録しておりましたスロークエイク、深部低周波地震が、3.11 の巨大地震に直結したことを記録しておいた事実があります。このほかに、さまざまな

角度から検証した新しい知見がありますので、そういうものを広く集めて、なおかつ研究して、巨大地震と原発事故との関係を深く掘り下げてですね、適切な処置をしていただきたいというふうなことで意見書として提出することを提案致します。

皆さまに配布されましたパンフレットの中にほかの例も書き加えておりますけども、それをお読みいただいた上で、地方自治法第99条の規定によってこの意見書を提出することになりました。

平成26年3月19日、黒潮町議会。

提出先は、原子力規制委員会の委員長、田中俊一さま。それから、島崎邦彦さま、更田豊志さま、中村佳代子さま、大島賢三さま、各委員に対して提出するものでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

これで、議員提出議案第36号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第36号、最新の知見で原発の徹底検証を求める意見書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議員提出議案第36号の質疑を終わります。

次に、議員提出議案第37号、原発事故時の避難について福島事故の現実を見た真剣な検討を求める意見書についての提案趣旨説明を求めます。

提案者、池内弘道君。

13番（池内弘道君）

それでは、議員提出議案第37号、原発事故時の避難について福島事故の現実を見た真剣な検討を求める意見書について趣旨説明したいと思います。

先ほどの36号と関連した議案ではございますが、全員協議会で配布された資料（および）を参考にさせていただきたいと思います。意見書については自席（議席）に配布しておりますので、お目通しをよろしくお願い致します。

福島原発における深刻な汚染は、今も長期にわたる避難生活を余儀なくされている現状であります。避難者および汚染地域は広域にわたることから、個々の自治体の対応ではし切れないと考えております。

この現場を見たとき、全国の原発立地地域で過酷な原発事故が起きた場合には、国として避難対策を制定する必要があるのではないかという理由で、この意見書を地方自治法第99条の規定により提出致します。

平成26年3月19日、黒潮町議会。

提出先は、内閣総理大臣、安倍晋三さま。総務大臣、新藤義孝さま。

以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

これで、議員提出議案第37号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第37号、原発事故時の避難について福島事故の現実を見た真剣な検討を求める意見書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議員提出議案第 37 号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行ないます。

初めに、議員提出議案第 36 号、最新の知見で原発の徹底検証を求める意見書についての討論はありませんか。明神君。

10 番 (明神照男君)

私はこれに賛成です。

これまでも何回か聞いていただいたように、現実には私たち、福島原発の後の問題。汚染水の問題から始まりまして、大変な結果として影響が大きいというように、私は受け止めております。

そういうことで、今回のこの原発。文言にはありませんけど、再稼働につながるこういう検証。これはぜひやっていただきたいと思います。

議長 (山本久夫君)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第 36 号についての討論を終わります。

次に、議員提出議案第 37 号、原発事故時の避難について福島事故の現実を見た真剣な検討を求める意見書についての討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

明神君。

10 番 (明神照男君)

36 号と同じように、それからこの 37 号は避難について。これは今、また国内いいですかね、問題なってる。

それで、まあ皆さんもこれ、いつもテレビなんかで言われておるからお聞きのことと思いますが、よく日本の原発は世界一安全ないうように国の方は言っておるわけですけど、たまたまこの間の話でも、アメリカはこの避難計画。最悪の場合の避難計画がなければ稼働を認めんというようなお話をちょっと耳にしたがです。

そういうことで、まあこの原発事故時の避難についてという議案ですから、これも私は賛成でございます。

議長 (山本久夫君)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第 37 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますの
でご了承願います。

初めに、議員提出議案第 36 号、最新の知見で原発の徹底検証を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 37 号、原発事故時の避難について福島事故の現実を見た真剣な検討を求める意見書に
ついてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 7、黒潮町選挙管理委員会委員および選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議がないとき)

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 14 時 51 分

再 開 14 時 52 分

議長 (山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

選挙管理委員には、ただ今配付した用紙に記載したとおり、松岡敬夫君、村越良一君、西村美代さん、山下

正男君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただ今、指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名した松岡敬夫君、村越良一君、西村美代さん、山下正男君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員には、第1順位に植田雄二君、第2順位に黒田茂信君、第3順位に山下恵美子さん、第4順位に文野勲君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただ今、指名しました方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名した、第1順位に植田雄二君、第2順位に黒田茂信君、第3順位に山下恵美子さん、第4順位に文野勲君、以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

日程第8、議員の派遣に関する件についてを議題とします。

会議規則第127条の規定による、議員の派遣に関する件については、皆さまの議席に配付したとおりであります。

お諮りします。

議員の派遣に関する件に記載しているとおり、議員を派遣することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、議員の派遣に関する件に記載しているとおり、議員を派遣することに決定致しました。

日程第9、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各常任委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、皆さまの議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各常任委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長(大西勝也君)

平成26年3月第24回黒潮町議会定例会、ご苦勞様でございました。また、本会に提案させていただきました全議案につきまして可決をいただきありがとうございます。今回賜りましたご指導、ご意見を参考に引き続き住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。

議長(山本久夫君)

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成26年3月第24回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 14時 54分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員